

平成24年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成24年12月10日（月）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 会 期 自 平成24年12月10日
至 平成24年12月20日
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 報告第 5号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について
- 日程第 6 承認第 7号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
- 日程第 7 議案第43号 北アルプス広域連合規約の変更について
- 日程第 8 議案第44号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 9 議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

平成24年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成24年12月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長あいさつ

5) 議案審議

報告第5号（村長提出議案）説明、質疑

承認第7号（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第43号から議案第44号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第45号から議案第55号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 5号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について
2. 承認第 7号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
3. 議案第43号 北アルプス広域連合規約の変更について
4. 議案第44号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
5. 議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
6. 議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
7. 議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
8. 議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例について
9. 議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について
10. 議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
11. 議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
13. 議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
14. 議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
15. 議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第4回白馬村議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりであります。

△日程第 1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年8月、9月、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出をされております。お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から平成24年度定期監査の結果報告が提出されております。お手元に配付いたしました資料をもって報告にかえさせていただきます。

さらに、監査委員から村長からの要求にかかわる監査の結果について報告がありました。これにつきましても、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもちまして報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会の開催状況について報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成24年11月定例会が、11月19日に開催をされました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第6番柏原良章議員、第7番田中榮一議員、第8番高橋賢一議員、以上3名を指名いたします。

△日程第 3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成24年第4回白馬村議会定例会日程表のとおり、本日から12月20日までの11日間と決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月20日までの11日間と決定をいたしました。

△日程第 4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 本日、平成24年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今年はエルニーニョの発生で暖かい冬になるのではないかと気象庁の予報でありましたが、先月14日にはスキー場の上部で60センチを超える降雪があり、一部のスキー場ではいち早く11月17日から一部営業を開始したところであります。そして、11月23日には村内6スキー場の合同スキー場開きが開催され、今シーズンの安全を祈願し、11月25日には例年に倣い議会を初め関係者の皆様とともに戸隠神社へ雪ごい祈願に行ったところでございます。そのご利益のおかげか、一昨日午後からの降雪は平地にも積もり、まさに恵みの雪となり、山ろくの各スキー場すべてオープン可能とお聞きをしているところであります。今後も、さらに順調な降雪に恵まれ、1日も早くゲレンデに冬のにぎわいが訪れ、村内に活気があふれることを願っているところであります。

国政では、決まらない、決められない政治となり、行き詰まりから解散の話題が先行していましたが、野田首相は突然11月16日に衆議院の解散に踏み切り、臨時閣議で12月16日の投票を決定し、先日4日に公示されたところであります。大変慌ただしい選挙となり、村といたしましても突然の選挙に会場の手配等調整を要したところであります。また、12月議会定例会と日程が重なるなど、事務的に大きなしわ寄せとなったところでもございます。

幸い、公債発行特例法案など可決となり、地方交付税の交付が先月あったところでありますが、多数の政党が離合集散し、それぞれの政策方針もわかりづらくなっており、地方や国民に大きな影響を与えることのない確かな政権ができることを切に望むところでございます。

その意味からも、この選挙は大切な選挙でありますので、村民の皆様も棄権することなく、投票されるようお願いを申し上げます。

国内の経済動向については、内閣府発表の11月の月例報告でも相変わらず世界経済の減速等を背景に弱い動きとなり、生産の減少や個人消費も横ばいで緩やかなデフレ状況になっているとしており、政府としては震災の復興とデフレからの早期脱却、持続的成長路線に最大限の努力をすとし、切れ目のない政策を行うこととしておりますが、なかなか効果があらわれてこないの

が現実であります。このような状況を背景に、国では10月26日に経済対策として平成24年度一般会計の予備費及び経済危機対応地域活性化予備費並びに東日本震災復興特別会計予算予備費の使用を閣議決定したところであり、村でも申請をいたしましたところ事業の一部が採択されましたので、補助事業を活用してまいりますので、よろしく願いをいたします。

さて、村の事業の進捗状況等について概要を申し上げますと、環境課関係では広域連合で進めています一般廃棄物処理施設の建設予定地につきましては6候補地から1カ所を絞り込むため、選定会議をこれまで6回開催し、すべての候補地の現地調査と地元からの意見聴取を初め、3回にわたりお願いをいたしました学識経験者から各候補地についての専門的意見をお聞きし、また行政情報に基づく候補地ごとの概算費用の試算、地域振興策の試算なども行い、最適地1カ所を絞り込むためさまざまな視点から検討を重ねているところでございます。

本日午後には第7回目の選定会議が予定されております。何とか今月中の決定を目指して進めているところでございます。

観光関係では、今年は天候に恵まれ7月から9月までの観光客の入り込み数は9万8,000人で、対前年比プラス6.1%、そのうち登山関係は対前年比プラス20.8%でございました。

これからウインターシーズンを迎えるに当たり、先ほど申し上げましたけれども、11月の23日に合同スキー場開きを行い、白馬村公式ゆるキャラ等のプレス発表を行いました。白馬村のゆるキャラにつきましては、白馬スキー伝来100年に合わせ本年6月から7月にデザインを全国募集したところ、126作品の応募があり、8月に人気投票を行い、9月にキャラクターを決定し今回の発表となったところでございます。現在、名前の募集をしておりますので、大勢の皆様からご応募をいただきたいと思っております。12月末には名前を決定する予定で、名前が決定後スキー伝来100年を初め村内外のイベント、各種キャンペーンなどでPR等に使用して盛り上げてまいりますので、ご支援、ご協力をいただきたいと思いますと思っております。

昨シーズンは長野県スキー発祥100周年として、スノーリゾート信州プロモーション事業が展開されましたが、今シーズンは本村がスキー伝来100年という年に当たり、9月議会でご審議いただき、2月8日を白馬スキーの日として制定をし、自然環境の保全とスキーなどスノースポーツがだれからも愛され親しまれる環境づくりを目指すため、白馬スキー伝来100年宣言をしたところであります。この記念する年に、索道関係では村民対象スキー優待企画として、白馬村スキー伝来100年白馬村民デーを1月から3月の第3日曜に設定し、村民の皆様を対象にリフト1日券割引と、白馬スキーこどもの日として今季限定であります。毎月第3土曜日・日曜日には小学生以下のリフト料金を無料化、温泉関係ではこどもの日に一部の施設を除き温泉施設入浴料を無料にさせていただけるとのことで、大変感謝を申し上げるところでございます。

長野県では11月1日から3日まで、台湾のプロモーション事業として知事のトップセールス

が行われ、私も参加をしてみいました。この事業に合わせて、前日には小谷村と合同で白馬山麓単独でのプロモーションを実施し、旅行会社、航空会社、台湾スキー協会を訪問しツアー造成等についての依頼をしてみいました。翌日は高雄市に出向き、学習旅行のプロモーション活動をしてみいました。全体を通して、日本には好意的で積極的に交流を進めたいとの言葉をいただいてまいりました。

観光局では、当村の観光資産である雪を最大限アピールすることを目的に、白馬雪恋まつりを2月8日から16日まで開催をし、2月10日白馬ジャンプ競技場ではピアノ、バイオリン、パーカッションなどのライブ演奏、雪のスクリーン映像、ミュージック花火による光と映像と音のコラボ、スノーイルミネーションを、村では同日にミニジャンプ大会、体験と雪上運動会など子どものためのイベント、2013スキージャンプ子どもの日を計画をしております。また、白馬岩岳感謝祭、HAKUBA47感謝祭、バレンタインカップルナイト、八方尾根火祭りなどの冬の祭典と常設観光協会、宿泊施設、企業等の協力による雪像づくり、イルミネーション及び5つの温泉の外湯施設では雪恋まつり期間中ご入浴のお客様に先着で白馬雪恋まつりオリジナルグッズのプレゼントも予定されているところでございます。

また、2月8日から16日までの9日間、白馬そば記念日週間としてヒミツのそばを提供する予定であります。ヒミツのそばでありますので、当日までお楽しみにしていただき、議員の皆様方にもぜひご賞味いただければと思っているところでございます。

農政関係では、平成24年度産水稻の中信地区作柄概況は、6月の低温により1平米当たり全もみ数はやや少なく、登熟は出穂、開花期及び登熟期間の天候に恵まれ、また病害等が少なかったためやや良であり、作況指数は98と見込まれているところであります。

転作作物のそばにつきましては、作付面積約114ヘクタールで昨年並みであります。出荷量は天候に恵まれ約41トン、前年の1.7倍であり、全国的に生産量が増加したため価格が下落をしている状況であります。

農林関係では、カシノナガキクイムシによるナラ枯れが県内でも広がっており、村内でも今年は30本を超えるナラ枯れが確認され、特に被害が確認された落倉、野平、和田野、どんぐり区で薬剤樹幹注入や粘着材散布、伐倒薫蒸処理を行ってまいりました。今後被害が拡大することも懸念され、さらなる対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

教育課関係では、6月補正の村単緊急経済対策事業では、白馬中学校3階8教室の気温抑制のために取りつけた扇風機については、今夏の異常高温にとっても役立ち、快適に授業を進めることができました。また開校以来変わらず中学生を見守ってきた玄関前の池への給水設備も整い、大きなニジマスがゆったりと泳ぎ季節感を感じさせていました。南小学校の除雪機購入につきましては11月に納入され、15日の除雪にも威力を発揮したところでございます。

次に、白馬高校の存続について申し上げます。白馬高校の現状であります。長野県高校再編

計画で白馬高校は地域高校として存続が決定していますが、全生徒数が160名以下で卒業生の半数が入学している中学校がない状態が2年連続すると、県教委の再編基準により地域キャンパス化、他校との統合、あるいは募集停止のいずれかとするという県教育委員会の方針が出ております。

現在の白馬高等学校の実情は、全校生徒数が162名、来春現3年生60名が卒業するため、同数以上の新入生を受け入れないと、来年度は全校生徒が160名以下となってしまいます。ちなみに、今年の入学生は定員80名に対して49名でありました。白馬中、小谷中ともここ数年卒業生の半数が入学したことがなく、仮に来年度両中から半数が入学しても60名に満たず、全校160名確保は極めて厳しい状況となっております。

こうした中、何とか特色ある地域高校、白馬高校の存続を継続するために、白馬高校魅力づくり検討委員会を立ち上げて、今まで5回の検討委員会を開催をし検討を重ねてまいりました。今後もさらに検討を続けてまいりますが、構成の見直し、学科変更等も踏まえて早急に方針を決定することが必要となってきております。今後、議会の皆様初め関係者のご意見、ご提言をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次にスポーツ関係では、ジャンプ競技場スタートタワーディスプレイ事業は長野オリンピック金メダリスト4名の協力により、しんちゅう製の足形ができ、ジャンプをより楽しく身近に感じられるタワーに生まれかわりました。ノーマルヒルのインラン改修、ウイング21音響等整備も順調に進んでおります。またスノーハープの芝生グラウンド現状調査検討委託業務では、芝生の表層面は砂の層で浸透性もよく良好な手入れがされているものの、第2層のれきまじりの砂質土が水を全く通さないとの調査結果でありました。その下のパブリックドレンは生きており、最終的には暗渠排水も正常に働いているとの調査結果でありました。今後につきましては、関係委員会を初め詳細を説明させていただき、進めてまいりたいと考えております。

住民福祉課関係では、9月議会でご承認をいただきました岳の湯のデーサービスセンター改修の詳細設計委託については、10月23日に入札を行い、現在施設のレイアウトや概算工事費も含め検討を行っており、25年3月の完了に向けて進めております。

現在、役場の中の居宅介護事業所に大北社会福祉事業協会からケアマネージャーとして従事をしていただいておりますが、来年1月1日からは大北社会福祉事業協会が白嶺で居宅介護支援のサービスを開始いたします。専任のケアマネージャー2名の体制となります。白馬村ではケアマネージャーの確保が問題となっていましたので、少しでもその解消ができるものと期待をしているところでございます。

養護老人ホーム鹿島荘の改築工事は、昨年の7月から工事を実施してまいりましたが、この9月に1期工事が終了したため、9月29日に引っ越しを終えたところであります。職員室、会議室等事務部門の第2期工事を、来年3月末の完了を目指して継続中でございます。

税務課関係では、10月末の税の徴収事業は前年同月比村税の現年分が1%増、滞納繰越分が0.3%増、合計で0.7%の増、国保税は現年分が0.3%増、滞納繰越分は前年と同、合計で0.7%増の状況であります。また、長野県地方税滞納整理機構による10月末現在の徴収額は約2,353万円ほどとなっております。

建設水道課関係では、9月議会で3名の議員から一般質問をいただきました下水道受益者負担金未収金問題について、地方自治法第199条6項の規定により、村監査委員に監査検証をしていただくため監査請求をいたしました。そして、監査期間は3カ月にわたって提示された監査項目について監査をしていただきました。11月27日に監査結果の報告を受け、同日に議会の皆様にも監査報告の内容についてご報告をさせていただいたところであり、翌28日には一部の報道による新聞記事等にも掲載がされました。

監査報告内容は、「平成6年から平成23年までと長期間となったが、資料はほとんど存在せず、磁気媒体の中の電子的データにより確認する状態であり、すべての調査は難しいことから無作為抽出により受益者負担金管理システムが適正に管理されている前提で、時効額は正しい。」との監査をいただきました。

また、「公文書としての保存がない状態で、行政上重要な誤りであり、放置し続けたことはまことに遺憾であり、時効による不納欠損処分したことは、住民に対して不公平感を強いることになり、行政に対しても強い不信感を抱かせることをかんがみ、村に対する損害賠償についても検討するように。」と求められたところでもあります。

大変厳しい報告内容を真摯に受けとめ、早期の解決と信頼の回復に努力してまいりたいと考えております。改めて、村民の皆様に深くおわびを申し上げるところでございます。

神城山麓線については、平成16年に事業着手して9年間、道路延長2.3キロメートル、総額6億2,000万円の事業費で今年度完成をし、11月13日に供用開始をいたしました。なお、道路勾配の急な箇所があるため、事故対策として標識、照明、赤色灯、塩カル散布機などを設置してありますが、冬季の対策としては機械除雪と塩カル散布を徹底し、安心・安全の確保に努めてまいります。

さて、白馬村の災害の歴史の中で、姫川水系の平川と松川では過去に幾度となく大きな水害が発生し、家屋や農地などに多大な被害をもたらしてきました。災害を防ぐための砂防施設建設には多額の事業費を要するため、国に陳情を繰り返す中、昭和37年に姫川水系に国の直轄砂防事業が導入されました。本年度砂防直轄化50年の節目を迎えるに当たり、11月9日は国交省を中心とした実行委員会による姫川水系砂防土砂災害の教訓・継承シンポジウムをウイング21で開催をし、翌10日には松川左岸の親水公園周辺に姫川水系砂防直轄50年記念事業を行い、大勢の方にご参加をいただきました。議員の皆さんにも多数ご出席をしていただき、感謝申し上げます。

総務課関係では、下水道受益者負担金未収金問題を受け、9月議会で複数の議員から一般質問において指摘のありました再発防止策、コンプライアンス体制の確立に関し、職員に法令遵守の重要性の再認識と資質の向上を図るため、去る11月30日に専門家を招き臨時職員、観光局、振興公社等外部も含め、全職員対象にコンプライアンス研修を実施をいたしました。研修には115名の出席があり、それぞれ今回の不祥事を真摯に受けとめ、住民の信頼回復の第一歩とすべく取り組んだものと考えております。今後も定期的に取り組みを進めてまいります。

例年、予算編成を前に行っている地域役員懇談会を10月12日から11月12日にかけて村内10カ所で実施をいたしました。議員各位におかれましてはそれぞれの会場に足をお運びいただき、まことにありがとうございました。

例年のことでありますが、各地区から出された膨大な要望におこたえすることは大変難しいことであり、各担当課において状況や内容を精査し、緊急度、優先度、事業効果、地域バランス等を勘案する中で、年次的な計画も視野に入れながら来年度予算編成に向け対応を図ってまいりたいと考えております。

事務事業評価につきましては、5回の会議の中で31事業を選択して評価が行われ、11月28日に委員会から報告をいただきました。評価結果につきましては、6事業に対して充実すべきとの方針が出されております。

これらは地域づくり、ごみ処理、道路維持、観光振興、防災といった村民生活に密着した事業であり、自治体としての基礎的な施策を着実に遂行すべきとの評価が示されたものと思われませんが、これらは予算の増加ばかりではなく、事業の効率化や手法、手段の見直し等によっても実現し得るものであると考えております。

一方で、3事業については統合または廃止・見直しとの方針が示されました。村民の皆様にも今後村のホームページ等でお知らせをしてまいります。白馬村の歴史的背景を考えると、政治的や道義的見地から一気に見直しをすることは難しい事業も少なからずありますので、そうしたことも勘案する中でできる限り新年度予算に反映をしてまいりたいと考えております。

姉妹都市提携30周年記念事業として、夏には河津町から町民号をお迎えしたところですが、河津町で一番人気とにぎわいのある河津桜まつりの時期に合わせ、白馬村民号を仕立てて記念の交流を行うよう計画を進めており、期日につきましては25年2月19、20日を予定しております。早めに計画をまとめ参加の募集をしてまいりますので、議会の皆様を初め大勢の村民の皆様のご参加をお願いするところでございます。

次に、新年度予算編成についてであります。予算編成に当たっての基本的事項は第4次総合計画の後期計画を基本に、地域資源の活用と掘り起こしを行い、活力ある村づくりを目指すための予算編成を指示いたしました。編成作業においては職員一丸となってむだを排除し、最小の投資で最大の効果を上げるべく行うものいたします。

新年度の重点は、村に適した地域資源として特産品開発の推進、自然エネルギーや観光資源、小水力、EV、奈良井、スノーハーブの活用への取り組み、特産開発団体・IUターン等企業育成による雇用創出の研究・支援と、時代に対応した新たな分野への取り組みと低迷する地域経済の活性化対策としての住宅リフォーム助成を行うものと予定をしております。

また、安心して子育てができる環境づくりや、安らかな老後を過ごせる福祉社会の実現にも力を注いでまいりたいと考えております。

下水道受益者負担金未収金問題等で村職員としての信用を大きく失墜させた反省を踏まえ、課題解決へ向けての組織体制、職員人材育成等課題解決に向けて取り組みをいたします。

予算編成の具体的な方策と目標は、住民の声、現場の声を反映、組織体制の整備と人材育成、徹底した行政改革、歳入的的確な確保及び新たな財源の創出を中心に据えた編成としてまいります。

最後に、平成24年度の一般会計補正予算（第5号）の主な内容について申し上げますと、歳入歳出それぞれ約9,118万円を追加し、歳入歳出予算の総額を約46億8,107万円余とするものであります。

補正の主なものは、国の経済対策事業を活用した道路国庫補助事業橋梁補修に7,200万円や、都市計画基礎調査事業に2,000万円余り、森林整備地域活動支援交付金事業に300万円余りの増額が主なものであります。

今後も国の経済対策等の情報もありますので、情報収集を行い、村として優位な事業活用が図れるように努めてまいります。

なお、本定例会に提出する案件は、報告案件1件、承認案件1件と議案13件の計15件で、そのうち会計にかかわる補正予算は4件でございます。

それぞれ議案の詳細は担当課長が説明をいたしますので、ご審議をいただき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第 5 報告第 5 号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第 5 報告第 5 号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 報告第 5 号 村道上の事故に係る損害賠償の専決処分報告については、

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

おめくりをいただきたいと思います。当事者間において示談により和解が成立しており、村長の専決処分事項の規定で定める50万円以下の賠償額でありますので、今回専決処分をし報告するものであります。

専決処分日は平成24年11月22日でございます。

裏面をご覧ください。事故の内容でございますが、平成24年10月18日午後1時ごろ、損害賠償請求者所有のマイクロバスが、村道0209号線落倉地区内を走行中、村道グレーチング上を通過したところ、グレーチングがはね上がり当該車両を後部トランクフロアを損傷したものでございます。

損害賠償請求者は、白馬村大字北城8800番地、白馬高等学校同窓会で、損害賠償金は4万8,090円でございます。

以上、報告させていただきます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

本件は報告事項ですので、以上で報告第5号は終了をいたします。

以上をもちまして、報告事項は終了をいたしました。

△日程第 6 承認第 7号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 次に、承認案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第6 承認第7号は承認案件であることから、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第7号は、委員会付託を省略する件は可決をされました。したがって、承認第7号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたします。

日程第6 承認第7号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 承認第7号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告については、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月22日に専決処分しましたので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

専決第11号 平成24年度一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算額から歳入歳出それぞれ724万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,989万円とするもので、先ほど述べましたように、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものであります。

今回の補正は、11月16日衆議院解散に伴い執行することとなった選挙の執行に当たり、直ちに選挙準備に要する支出が生じたため、衆議院議員選挙費を追加計上するものでございます。

主なものをご説明いたしますので、6ページ、歳入明細をご覧くださいと思います。

歳入から主なものについてご説明いたします。

14款県支出金1目総務費県委託金723万4,000円の追加は、衆議院議員総選挙事務委託金でございます。

7ページにまいりまして、歳出につきましては2款総務費4目衆議院議員選挙費724万4,000円の追加でございます。主な内訳につきましては、委員等報酬に104万7,000円、職員手当に302万4,000円、消耗品費に157万円が主なものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第7号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認をされました。

△日程第 7 議案第43号 北アルプス広域連合規約の変更について

△日程第 8 議案第44号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長（下川正剛君） 次に、これより議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第7 議案第43号及び日程第8 議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議案第43号及び議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第43号及び議案第44号の委員会付託を省略する件は可決をされました。したがって、議案第43号及び議案第44号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

日程第7 議案第43号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第43号 北アルプス広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。

北アルプス広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

おめくりをいただきます。北アルプス広域連合規約の一部を改正する規約については、広域連合業務の根拠となる法律が改正されたことに伴う改正でございます。法律の改正は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実と障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月20日に成立し、27日に公布されました。これに伴い改正するものでございます。

裏面をご覧ください。

新旧対照表でご説明いたします。ご覧のとおり、第4条、第5条の別表の条文中、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第43号 北アルプス広域連合規約の変更については、原案のとおり

決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長(横川宗幸君) 議案第44号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてご説明申し上げます。

おめくりをいただきたいと思います。長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約でございます。公平委員会に麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、松塩安筑老人福祉施設組合、麻績村筑北村学校組合、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の5村3組合を平成25年4月1日より加えるものであり、地方自治法252条の7第2項及び3項の規定により、議決を求めらるるものでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第44号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議長(下川正剛君) 日程第9 議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長(太田今朝治君) 議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてご説明をいたします。

これにつきましては、上位法の改正に伴う制定でございます。地域主権改革一括法による水道法の一部改正は、水道布設工事の監督技術者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基

準等、改正前は政令で定めるとされていた基準等を水道事業者である各市町村が条例事項化する
というものでございます。

なお、内容でございますが、第3条の布設工事監督者の資格と第4条の水道技術管理者の資格
につきましては、各それぞれの号において学歴により、その実務経験年数が定められているもの
でございます。説明については以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてにつつまし
て、朗読を省略しご説明を申し上げます。

この改正案は、個人村民税にかかわります寄附金控除の対象となる法人の範囲を、長野県内に
事務所や事業所を有する公益社団法人、公益財団法人などの特定公益増進法人や認定特定非営利
活動法人等に拡大したいものでございます。

個人県民税、県税でありますけれども、これの寄附金控除の対象も同様でありまして、既に本
年10月11日に県税条例の一部改正が公布され、これを受けての村税条例の改正でございます。
この改正によりまして、寄附金文化を醸成し民間公益活動の促進を図っていききたいというもので
ございます。

詳細は、裏面の新旧対照表をご覧くださいと思いますけれども、第34条の7第1項第1
号は別表第1に掲げるものを県内に事務所または事業所を有する法人または団体に対するものに
改正をし、下のケは金銭を左のとおり改正するものでございます。

この改正によりまして、長野県内に事務所、事業所を有する国立大学法人、独立行政法人、病
院事業、社会福祉事業を主たる目的とする地方独立行政法人、それから自動車交通安全センター、
公益財団法人、公益社団法人、私立学校法人で一定の要件を満たす法人、社会福祉法人、更生保
護法人、一定の要件を満たす特定公益信託、それから認定NPO法人等が新たに対象になるもの
でございます。

前のページの附則をご覧くださいと思いますけれども、施行期日でございますけれども、
公布の日から施行し、対象は平成25年度以後の個人の住民税について適用するというものであ
りますけれども、25年度の住民税は24年分の所得から計算いたしますので、24年分の寄附

金の支出から対象になるというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

これは、引用法令の改正による引用法令名及び引用条項の改正でございますので、よろしくお願いいたします。

おめくりをいただきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。引用条例は、第1条 地方青少年問題協議会設置法が地方青少年問題協議会法に変更になります。それから引用条項といたしまして、第2条（3）の法第6条、これが法第2条に変更になります。

附則は公布の日からということで、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第12 議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

おめくりをいただきたいと思います。白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございますが、白馬村暴力団排除条例の根拠法である暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の改正に伴うもので、条文番号を改めるものでございます。

改めるところにつきましては、第3条第2項中、第32条の2第1項を第32条の3第1項に改めるものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これにつきましても、上位法の改正に伴う改正でございます。地域主権改革一括法による下水道法の一部改正は、政令で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を公共下水道を設置する自治体が条例条項化するというものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第1章に新たに第1章の2を加えるもので、公共下水道の構造の技術上の基準は第2条の3から第2条の5までとし、第2条の6に適用除外、第2条の7に終末処理場の維持管理について定めております。

なお、朗読につきましては省略させていただきます。説明については以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第14 議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1枚おめくりください。白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例は、条例中引用している消防組織法、消防法の改正に伴い、第2条、第4条、別表中の条文番号及び字句を改めるものでございます。内容の朗読は省略をさせていただきます。以上、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(下川正剛君) 日程第15 議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長(横川宗幸君) 議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1枚おめくりください。白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、根拠法の消防組織法の改正に伴い改正するもので、第1条中第15条の8を第25条に改めるものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第5号)

議長(下川正剛君) 日程第16 議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長(横川宗幸君) 議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

平成24年度白馬村一般会計補正予算(第5号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,118万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,107万1,000円とするものでございます。

5ページ第2表をお開きください。第2表地方債補正の変更につきましては、臨時財政対策債は額の確定により限度額を2億6,050万円から2億5,927万4,000円に変更するものでございます。

道路新設改良事業のうち公共事業等債は1,210万円を国の経済対策事業活用の村道改良国庫補助事業実施に伴い、4,600万円に変更するものでございます。起債の方法、償還方法はご覧のとおりでございます。

9ページ、歳入明細をお開きください。歳入歳出補正について、主なものをご説明いたします。

1 款村税 1 目村たばこ税 1, 0 0 0 万円の追加をするもので、今年度実績、昨年度実績を見ての追加でございます。

9 款地方交付税 1 目地方交付税 4, 1 0 5 万 3, 0 0 0 円の追加は、留保財源の一部を補正し、4, 1 0 5 万 3, 0 0 0 円の追加をするものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。1 3 款国庫支出金 3 目土木費国庫補助金 3, 2 5 0 万円の追加は、当初予算で予定をしておりました村道改良事業の社会資本整備総合交付金を 5 5 0 万円減額し、国の経済対策による村道改良事業の補助金として、地方道更新防災等対策事業費補助金 3, 8 0 0 万円を追加するものでございます。

1 4 款県支出金 2 目民生費県補助金 3 0 0 万円の追加は、障害者自立支援対策特別対策補助金で、八方体育館障がい者トイレ改修に県補助金が決定されたための追加でございます。

4 目農林水産業費県補助金 1 5 1 万 7, 0 0 0 円の追加の主なものは、森林造成（公的森林整備事業）の補助金 1 6 0 万円の減と、森林整備地域活動支援交付金 2 7 3 万 9, 0 0 0 円の追加が主なものでございます。

1 1 ページ、1 4 款県支出金 3 目土木費委託料 1 3 0 万 9, 0 0 0 円の追加は、都市計画基礎調査委託料でございます。

1 7 款繰入金 1 目財政調整基金繰入金 4, 3 0 0 万円の減額は、当初予算で計上しておりました財政調整基金繰入金は村税、地方交付税の財源で補てんできることになりましたので、全額減額するものでございます。

1 9 款諸収入 1 目延滞金 1, 0 0 0 万円の追加は、徴収努力による延滞金の追加でございます。

1 2 ページ、1 9 款諸収入 1 目雑入 2 7 2 万 9, 0 0 0 円の追加の主なものは、北アルプス広域介護保険負担金精算分 2 2 3 万 8, 0 0 0 円の追加と、北アルプス広域連合過年度還付金 2 2 6 万 1, 0 0 0 円の追加が主なものでございます。

2 0 款村債 1 目臨時財政対策債 1 2 2 万 6, 0 0 0 円の減額は、額の確定による減額でございます。

6 目土木債 3, 3 9 0 万円の追加は、公共事業等債（道路新設改良）の追加でございます。

続いて 1 3 ページ、歳出について説明をいたします。人件費の職員手当については、支出見込みから補正をいたしました。各課共通でありますので説明は省略してまいりますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、1 4 ページをお開きください。下段の 2 款総務費 1 目税務総務費 2 0 0 万円の減額は、派遣職員分の給料の減額でございます。

1 5 ページ、下段の 2 款総務費 1 目スポーツ事業総務費 1 1 2 万 3, 0 0 0 円の減額は、職員の退職に伴う人件費の減と臨時職員の賃金でございます。

2 目施設管理費 2 5 8 万円の減額は、備品購入事業完了による不用額の減でございます。

18ページをお開きください。4款衛生費1目塵芥処理費191万1,000円の減額の主なものは、粗大ごみ等処理量の減に伴い、塵芥処理委託料127万1,000円を減額するものでございます。

19ページ、5款農林業費4目農地費180万円の追加は、神城境堰復旧工事で事業主体の村土地改良区へ県費補助残分を助成するものでございます。

2項林業費1目の林業振興費257万円の追加の主なものは、緩衝帯整備の公的森林整備事業委託料200万円の減額、それから森林整備を行うための森林整備地域活動支援交付金265万2,000円の追加でございます。

21ページお願いいたします。7款土木費3目道路新設改良費7,070万円の追加の主なものは、村道改良国庫補助事業7,200万円を追加するもので、国の経済対策を受けて村道改良を行うもので、実施設計等委託料521万2,000円、工事請負費6,678万8,000円が主なものでございます。

22ページ、7款土木費1目都市計画総務費2,079万円の追加は、来年度予定の事業でありましたが、県費助成が24年度に前倒しとなったため補正対応するもので、基礎調査等を行うものでございます。

以上、主な内容について説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。2点お伺いしたいと思います。

まず11ページでございます。歳入の部分ですが、一番下段にございます19款1項1目村税延滞金1,000万円、徴収努力によるものというご説明をちょうだいいたしましたが、これは対象件数についてお伺いをいたします。

もう1点です。14ページになりますが、歳入の部分でございます。2款1項6目総務費の中の企画費、ここに財源内訳として障害者自立支援対策特別対策補助金300万円ということで上がっております。先ほど歳入の部分で少し説明がございましたが、ここの対象となる対策事業について具体的にお伺いをいたします。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） まず私からお答えいたしますけれども、11ページの村税延滞金の補正についてでございますけれども、この1,000万円の補正につきましては、件数として見込んであるものではございませんけれども、11月末現在の実績で1,051件、約869万円ほどでございますけれども、このほかに滞納整理機構で11月分の延滞金として12月に入金に、村の方に入金になる部分で400万円ほど収入になっているという連絡が来ておりますので、あとそのほか来年3月までの延滞金の収入を見込んで算出したものでございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 14ページの企画費に財源内訳のところに障がい者自立支援対策特別対策補助金300万円の計上があって、支出の方がないというような状況になっております。これにつきましては、9月補正において八幡体育館トイレの障がい者用への改修工事費等330万円をお認めいただきました。補正時には要望中でありましたが、県費補助障害者自立支援対策補助金がその後採択、交付決定されましたので、今回特定財源として計上をするものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 21ページの歳出明細でございますが、7款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良工事の説明欄の017232の村道改良国庫補助事業で7,200万円の事業につきまして、この内容とそれから場所、それから工期についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、22ページ7款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の説明欄の13097都市計画基礎調査委託料の2,079万円の事業の概要と契約期間について、また特定財源補助金として139万円が計上されております。一般財源からは1,948万1,000円を充当しておりますが、他の該当するような補助金の予定があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上2点、よろしく願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは私の方から、初めに土木費の村道改良国庫補助事業についてご説明を申し上げます。

まず、場所でございますが、村道0105号線の松川にかかる白馬大橋です。工事概要につきましては橋面補修、橋の表面でございますが、の歩道及び車道の舗装の打ちかえ、また防水処理。これにつきましては、この橋は昭和60年代前半の設計のために防水処理が施工されていないため、今回全面打ちかえをして防水処理をするものでございます。また、橋げた等の鋼材、鉄の部分ですが、こちら橋面防水されていないため、表面の雨水が浸入することによりさびが目立ってきているため、塗装の実施をするものでございます。

最後に工期でございますが、国の予備費による補正補助金、地方道更新防災等対策事業であり、年度内に契約をし、翌年度25年度への繰り越しとなります。なお、工期につきましては、平成25年12月には完了したいというふうを考えております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 2番目のご質問、22ページの都市計画基礎調査委託料の件でございますけれども、先ほど総務課長からも若干触れてございますが、基本的に5年に一遍行わなければならない都市計画の基礎調査ですが、本村の場合、もととなります都市計画図がもう古いこと

から、かねてより実施計画上25年度にいわゆる空撮から始めて都市計画図の修正、そして基礎調査等を一括で行うことにしておりましたが、都市計画の基礎調査の部分について今年度中の発注によって県費がもらえることになったことから、年度内発注し大方は25年度に繰り越して行うことにしております。

内容といたしましては、いわゆる空撮、空中写真撮影ですけれども、デジタル撮影でこれが798万円、2,500分の1の都市計画図の修正が14図面で777万円、基礎調査の部分は504万円、この504万円に対して130万9,000円の県費特財がつくものでございます。以上です。

再度申し上げますが、大方は25年度に繰り越すものでございまして、実際飛行機を飛ばすのは来年秋でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は、再質問はありますか。

第2番（篠崎久美子君） ありません。

議長（下川正剛君） 太田修議員、再質問はありますか。

第5番（太田 修君） なし。

議長（下川正剛君） ほかに質問はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第17 議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第17 議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出それぞれ322万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,113万5,000円とするものでございます。

3ページの事項別明細書をご覧ください。歳入ですが、1款分担金及び負担金を166万5,000円増額し、5款繰越金を155万9,000円増額をします。

6ページの歳出明細の説明欄をご覧ください。1款下水道費1項総務費ですが、受益者負担金還付金として155万9,000円、処理場と管渠にかかる電気料を80万円増額をします。

2項下水道建設費ですが、臨時職員賃金等に86万5,000円、共同排水設備設置等補助金に100万円増額をします。

7ページの2款公債費でございますが、長期債償還利子が確定したことにより100万円減額をします。説明については以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。予算書の5ページにございます収入明細の関係でございますが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金の説明で002下水道加入分担金の繰越分20万円の減額、この内容についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして、6ページの歳出明細の関係でございますが、1款水道費2項下水道建設費1目公共下水道建設費の説明欄の19041の共同排水設備設置等補助事業の100万円の事業内容について。

また、3点目といたしまして、6ページ、7ページにまたがりませんが、補正額の財源内訳で特定財源は予算書では振り分けられておりますが、特定財源をまとめ1款下水道費2項下水道建設費と2款の公債費1項公債費の元金及び利子の特定財源を調整し、一般財源からの繰入金を100万円にするよう特定財源をまとまらなかった、その理由についてお伺いをしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、まず1点目からでございますが、繰越分の20万円の減額についてでございますが、これは23年度予算では加入分担金現年分100万円、繰越分70万円ございました。24年度予算をつくる際には24年度の繰越額を100万円で見込んでおったのですが、その23年度末に相手方から20万円の入金が入りました。そのために今回、80万円に20万円減額をするものでございます。

2番目でございますが、共同排水設備設置等補助金の関係でございますが、100万円の内訳につきましては、新規のポンプ施設の設置が1件あり70万円、また30万円につきましては今後3月末までに発生が見込まれます修理費対応のため30万円を計上させていただきました。

3つ目でございますが、公共下水道建設費の財源については、これについては受益者負担金と加入分担金で賄うということになっておりまして、事業費以上の収入があれば償還元金の財源に充てております。今回は増額補正のため、加入分担金繰越分20万円をここで減額すると一般財源20万円を充てるようになるために、減額は償還元金に充てております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第18 議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第18 議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計

補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,679万8,000円とするものでございます。

3ページの事項別明細書をご覧ください。歳入ですが、3款繰越金を19万円増額といたします。

6ページの歳出明細の説明欄をご覧ください。1款農業集落排水事業費で処理場と管渠にかかる電気料を19万円増額といたします。説明については以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第19 議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

予算第2条の収益的収入及び支出については、収入では1款水道事業収益2項営業外収益の簡易水道債利子に係る一般会計補助金が54万5,000円の減額で、支出は1款水道事業費1項営業費用が浄水場と配水池等の電気料などで242万円の増額、2項営業外費用の償還利子が9万円の減額でございます。

予算第3条の資本的収入及び支出については、収入では1款資本的収入5項出資金で簡易水道債元金に係る一般会計補助金が20万2,000円の増額で、支出は1款資本的支出2項企業債償還金の元金が9万円の増額でございます。

説明については以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第45号から議案第55号までは、

お手元に配付してあります平成24年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第55号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日12月11日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日12月11日から本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦勞様でした。

散会 午前11時32分

平成24年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成24年12月11日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成24年12月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりであります。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された6名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番高橋賢一議員の一般質問を許します。第8番高橋賢一議員。

第8番（高橋賢一君） 8番、高橋賢一です。本日は、3件について一般質問をいたします。

最初の通告どおり、最初は水資源と地下水保全についての条例制定についてお伺いいたします。この質問は、今回でたしか3回目になろうかと思えます。平成23年、北海道での水源地を含む森林が海外資本に買収され、水資源の確保が目的ではないかとして報道されて以来、各地ではその対策に動き始めました。

私も最初は、白馬村の住民の方から20ページにもわたる資料が送られてまいりまして、白馬の豊富な地下水を未来に継承するために村条例の整備をという手紙が添えられておりました。その後、信濃毎日新聞に「青い金」が掲載され始め、東信のスキー場では、議会発議などもされたと報道されまして、今こそ白馬村の水源地と地下水保全について、議会と行政が1つのテーブルについて、情報を共有すべきであるとして議場に持ち込ませていただいたのが最初でありました。

また、昨年は東日本大震災の年でもありまして、災害地での地下水と飲料水の話が数多く報道され育児のミルクの水としてペットボトルが底をついたのも、記憶に新しいところでもあります。水源地買収や過剰取水を懸念する自治体では、今までの実効性のない条例が多かったのですが、罰則規定を含む条例も相次いで整備されてきています。しかし、自治体には水資源で収益を上げ

たい気持ちがあり、利用と保全の整備には独自のルールが必要であることから、揺れ動いているようであります。

先月11月27日の報道によりますと、安曇野市の地下水保全条例への動きが紹介されておりましたが、名産のワサビ農場でのわき水の枯渇が懸念され、農家は安曇野市に地下水保全を要望しているようでありますけれども、飲料水メーカーとの関連もあり、原水に伴う地下水、安曇野ルール素案では罰金や過料の規制も検討されているとのことでもあります。安曇野市の地下水はちなみに年間600万トンが減少していると言われております。

東日本大震災によって、沿岸部が壊滅的な打撃を受けた地域での避難地に震災後、2012年3月まで掘られた井戸は2万本を上回るとのことではありますが、放射性物質の影響を受けやすい表流水より影響を受けにくい地下水の方が安全であり、地下水について調査ができていた結果、井戸による給水確保がなされたとのことでもあります。

さて、当村でも水源保全のための規制や管理体制の構築を図る準備等が必要であると思われませんが、一元化された水資源保存にかかわる基本法は、国や県、あるいは地方自治体がそれぞれの状況を理解した上で提案されなければ制定できるのではないことを承知しながら、本年3月に答弁いただいた内容を含めて、その進捗状況を伺います。

まず1番として、白馬村には環境基本条例があります。その中に水源地保全を目的とした契約や協定を結ぶ条例を制定することができないものかどうか伺います。

2番として、国は水循環法の制定に動き始め、長野県も条例を設ける方向で検討に入るとして、市町村との連絡会議を設けていくとのことでありましたが、1年以上経過した現在の進捗状況はいかがでしょうか。

3番目として、保存と利用のバランスを考慮した、水資源保存条例の制定について広域連合単位の検討会議の動向を見ながら、白馬村の考えをまとめたいとのことでありましたが、検討会議の開催と進展はいかがでしたでしょうか。お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員から3つの事項についてお尋ねをいただいております。

まず最初の水資源と地下水保全についての条例制定についてのお尋ねであります。3項目にわたってのご質問でありますけれども、1つは村には、環境基本条例があり、水源地保全を目的とした契約や協定を結ぶことはできないかという問題。それから2つ目に、長野県も条例を設ける方向で検討に入るとして、市町村と連絡会議を設けていくとのことであったが、現在の進捗状況は。3つ目には、地下水資源保存条例の制定について、広域連合単体への検討会議の動向を見ながら村の考えをまとめたいとしたが、その進展状況についてのお尋ねでございますが、高橋議員からはこのことについては3度目のご質問であり、過去2回の答弁を踏まえての進捗とその後の村の考え方に対するご質問でございます。まとめてお答えをさせていただきます。

現在までの国、県の状況ですが、国の超党派の国会議員が提出を目指している水循環基本法については、消費税増税法案などの重要法案や政局も絡んだごたごたの中で、いまだ上程されていない模様であります。

県の方は前回もご答弁したとおり、独自条例の制定を目指しており、各市町村の意見を聞くため、今年度に入り地方事務所単位の連絡会議が設けられ、北安曇地方事務所では2度、この連絡会議が持たれました。現在、各連絡会議と市町村アンケートを経て、長野県水資源保全条例、仮称でありますけれども、この素案ができた段階で今月下旬までパブリックコメントを募集しているところでございます。恐らく、2月定例県会で成立するものと推測をしております。

県条例の骨子は、これまでの国土法の届け出や森林法の届け出が事後届であったのに対し、水源域の土地取引に対する事前届け出制を盛り込みたいとする点であります。ただし、この届け出の対象とする水源保全地域の考え方は、今後県の環境審議会の意見を聞くこととしています。

白馬村の現在の基本的な考え方は、前回も触れているとおり、豊富な降雪と多くの河川により扇状地をなす本村にあっては、地下水そのものは大変豊富であると考えており、地下水の取水規制的な方向性ではなく、そもそもこの問題の発端であった外資などによる目的不明な水道水源域での土地取引への対処に限ってよいのではないかと考えるものであり、その点で、県と同様の考え方をしているところであります。

本村の水道水源は、上水道が3カ所、簡水が7カ所、民営水道が1カ所ございます。地図上に落とし、水源域を表示してみますと、幸いなことに土地取引の対象となりそうなエリアではとりあえずないことがわかります。そういった意味では、若干安心をしているところでございます。

今後の方向性としては、県が制定を目指す条例の成立を待って、その条例とリンクさせながら水源想定エリア内の地権者、あるいは簡水の場合は地元区のご意見等もお聞きをしながら、保全地域の指定、何らかの協定の締結、そして地下水利用の方向性なども考慮しながら、それらを担保する白馬村環境基本条例の改正、ないしは単独の水資源保全条例の制定も視野に入れつつ、25年度中にはそれらを定めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、1項目めのご質問の答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 追加質問を申し上げます。白馬村の環境基本条例は、環境の保全及び景観の形成に関する施策の基本を定める条例でありまして、義務や罰則を定めたものではないのですが、外国資本に限っての民有林の所有権移転や土地売買の権利制限はできないと答弁いただいております。

国では、議員立法による森林法の改正がなされ、土地取引の所有権の移動は1ヘクタール未満であっても市町村長への届け出が必要であると改正がなされ、登記される前に状況が掌握されるとのことでありますが、私有地にあってはこの土地所有者が条例の責務にのっとり、水源地保全

を目的とした住民協定をできないものかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

私も白馬村環境基本条例を勉強させていただきましたが、先ほど申し上げましたように、景観の形成にかかわる施策の基本を求めるものでありまして、規制かけたり、あるいは罰則を適用したりということができない条例でありますので、この基本条例の中に協定を結ぶ条例を制定できないということをお尋ね申し上げましたので、回答よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 今、高橋議員さんがおっしゃったような方向性もあるものというふう
に考えております。環境基本条例では、第7条の施策の基本方針、あるいは12条には保護地区
の指定がございます。今現在、保護地区の指定等は動植物のことを想定しておりますが、この部
分に水資源等を盛り込むことは可能かと思えます。

また、環境基本条例以外にも長野県内、佐久平等で進んでおりますけれども、独自の水資源保
全条例の制定等も白馬村でも考えられるものと思っております。先ほど村長がご答弁したと
おりでございます。その場合には何らかの地権者との協定、あるいはそのエリア内の住民協定とい
うのも考えられるものというふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 今のご答弁に関連があることだと思いますけれども、もう1点、おつき合
いをいただきたいと思えます。

白馬の水道水は、地下水とわき水から取水されております。陸に降った雨や雪解けの水は一部
は地面にしみ込んで地下水となりますが、地表近くの地下水はわき水となります。楠川の水源は
地表近く古い水田の土手から流れ出ている水を集めて貯水槽に送水するものであります。した
がって、水源地周辺の土地はすべて民有地でありますので、水資源保安の目的で協力いただいて、
何とか事前にこれを保護すべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

ただいま、あの周辺はみんな森林整備が行われていまして、非常にすっきりといたしました。
植えられていた杉の木も伐開がありまして、水源地まで車が入るような道形ができ上がって
おりますが、この辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からお答えをさせていただきますけれども、足りない部分、補足につ
いては担当課長の方からさせますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

今、高橋議員の方から伏流水、地下水等のことについて、高橋議員の承知しておられる取水箇
所はすべて民有地だということでございますけれども、今後25年度中に先ほど申し上げました
ように、条例の制定を視野に入れつつ検討する中では、この取水箇所についての調査も当然入っ
てくるものと、このように考えておりますので、この取水箇所の状況については、再度調査をし
ていかなければならないと思っておりますし、そしてまた、議員ご指摘のすべての民有地は、森

林整備でその水源と思われる近くまで自動車等の機械が入る状況になっているということは、将来にわたっては、その水源汚染というようなこと、その取水箇所が荒らされるというようなこともご心配をされておっしゃっておられるというふうに理解をしておりますので、こうした問題についてはいずれにしても、調査をすると同時に、地権者との同意等も必ず必要になってくるものと、こんなふうに思っておりますので、繰り返しになりますけれども、制定に当たって今、ご指摘のようなことは調査をし、明確にしていまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） それでは水資源最後の問題で、提案を申し上げたいと思います。この件についてお願いをいたします。

東日本大震災以降、地下水は安全性が高いとして、ペットボトルの需要が伸びているのはご承知のとおりでございます。2011年のペットボトルの水出荷量、これは12リットルケースで2億ケースだそうであります。

今年2月、中信4市などがアルプス地域地下水安全対策協議会を設立して、大町市では地下水利用の実態調査を始めたと報じられておりました。安曇野市、小谷村では既にペットボトル水の販売を実施しているし、大町市も水産業業務を決めておりますので、白馬だけが水漏れ産業の継続中でありまして、利用して保護する。雇用促進と白馬の経済両面から水産業を起業すべきかと思われるかがでしょうか。ご答弁をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員から近隣の市町村すべて水の販売を業としていると。白馬村も保全をしながら、それを有効に活用する事業化に向けての取り組みをしないかと、こういうご意見でございます。

今後、この条例制定、そして民間企業がこうしたことに水の販売等への企業としての参入を求めるとあるとすれば、またその時点で真剣に考えることであろうかと、このように思っております。

大町市、そして松川村、安曇野市においても自治体が直営で運営をしているわけではなくて、企業誘致の中でこの水販売にかかわる企業が入ってきたという経緯もございますので、いろいろな問題点を総合的に判断をしながら今度の取り組みは進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） ただいま、水産業業者の動向を見ながら考えてまいりたいと、こんなご説明だったかと思いますが、つらつら考えてみるに、この間、遭対協の皆さんと一緒にになりました

ら、白馬の鑓温泉の方に凍土が何か溶け始めたというような、そんな話がありました。凍土なんでそこら中にあるものではないし、これはその水の端末は平川の方じゃなくて、南股の方に来るわけでありまして、こういう何か引きつけられる魅力のある水って白馬にいっぱいあるような気がします。

起業する人を待って、そしてその人に水を掘っていただくということになりますと、あづみの湧水のように雇用促進がほとんど限られてしまうというような、こんなことになってしまいました。あづみの湧水等では水が、先ほど600万トンと申し上げましたけれども、水張り水田などをつくって、地下水を確保するというところでありますが、村長言われるとおりに、白馬には大変豊かな地下水があります。

そして、水道水源も地下水を利用した水道水源、わき水の水源、3水源持っておりまして、非常に豊富な水で、水の心配はないかと思われま。だからこそ、ここで地下水で、いわゆる起業する、商売をするということも村はやっぱり真剣に考えていただきたいと思うわけでありま。

この前もこんな話で、村長とちょっと話したことがあるんですけども、今と同じようなことで、掘っても売れるかなというようなこと、あるいは企業招致に当たり、これだけ高速から離れてしまうと難しいということで、この件につきましても、大町市でも相当、なんじ産みの苦しみをしたようではありますが、ぜひ考えを視野に入れて、そして白馬の名水を売ってほしい、よそにない水を売ってほしいなど、こんなことを希望しているわけでありま。

次の質問に移ります。2番目は、補助制度が終了した後のシャトルバス事業とデマンド型乗り合いタクシー事業について伺いま。地域公共交通活性化再生総合事業計画に基づいて、国の認定を受け、それに基づいて事業を実施し、デマンド型乗り合いタクシー及び観光シャトルバス事業などが実施されてまいりました。

デマンド型タクシーは、高齢などの理由により、交通手段を確保できない世帯等について、交通手段としてタクシーを利用する場合に、その料金の一部、村内全域1乗車300円とするものであり、平成23年度には稼働日数が244日で7,800人を輸送した事業でありま。

また、観光交通シャトルバスは、事業主体を白馬村観光局に置いて、観光客事業者と連携しながら、観光ニーズにこたえた商品としての公共交通サービスであり、村内各地域1乗車300円として、平成23年度には75日、3台運行、1万265人を輸送運行した事業でありま。

しかし、これらの事業は平成21年度から実証運行3年間にわたり続けた結果、23年度で補助金が打ち切りになり、いよいよ本格運行が始まることになりました。補助金なき後のシャトルバスの事業及び乗り合いタクシーの運行事業のそれぞれについて伺いま。

最初に、シャトルバス本格運行が始まるに当たり、実証運行の結果について検討委員会や公共交通会議での検証はなされたのでしょうか。

2つ目、シャトルバス運行の方向性と受益者負担の額が適当であるか検証されたのでしょうか。

3番目、デマンドタクシーの運行状況と利用料金についての検証はなされたのでしょうか。

以上、3問についてご質問いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員からの2つ目のご質問でございます。補助制度が終了した後のシャトルバス事業とデマンド型乗り合いタクシー事業について、3項目に分けてご質問をいただいておりますけれども、1から3項目めまで一括をし、シャトルバスとデマンドタクシーそれぞれ事務は異なりますので、分けてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、デマンド型乗り合いタクシー事業と冬季に運行しておりますナイトシャトルバス事業につきましては、昨年度まで国庫補助金を活用しながら実証運行を行ってまいりましたが、本年度からは国庫補助が終了し、4月から本格運行を開始をしたところでございます。これらの事業を進めていくに当たり、地域公共交通会議とさらにその下部組織の検討委員会を開催し、路線、運行形態、運賃、停留所の設置場所など、さまざまな分野について協議をいただきなたら、毎年運行計画を立てているところでございます。

そしてこれら会議の中では当然、国庫補助なき後の財源確保等も含めて協議をしてまいりました。このうちデマンドタクシー事業については、対象者が高齢者、障がい者といった、いわゆる社会的弱者であること、運行範囲も全村にわたること、今後、高齢化社会を迎えるに当たりさらに需要の増加が見込まれることなども踏まえ、本格運行後においても従来の運行形態を維持しつつ、利用者からいただく運賃、1回300円は当面据え置くこととし、運賃収入を超える部分の費用負担は原則村費にて賄うこととして、本年度1,300万円ほど、当初予算計上したところでございます。このデマンドタクシー事業にかかわる経費については、特別交付税の対象となることから、当然こういった財源も考慮しながら今後大きな財政負担を招くことのないように、事業を継続し、かつ利用登録者の促進にも努めてまいりたいと考えております。

一方、ナイトシャトルバス事業につきましては、新たな補助制度等も模索しましたが、従来にかわる適当な制度がありませんでした。結果として、運行を継続していくには自前で財源を確保していくことが必要となるわけですが、この件に関しましては、検討委員会の段階からさまざまな意見が出されたところでございます。観光振興にも役立っている事業であることから、すべての経費を村費で負担すべきという意見、逆に運行ルートが特定のエリアに限られることから受益者負担にして運行すべき等のご意見であります。

こうしたご意見を踏まえ、この冬の運行経費につきましては、村費の負担分として357万円を予算計上してあります。この金額は昨年度までの村費負担額をベースとしておりまして、観光振興という側面からも経費の一部を村費で負担するのが適当であるという考えに立っております。ただし、補助金の減少部分すべてを村費負担するというものではありませんで、運行ルートの見直しによる経費の削減や協賛金によって不足財源を賄っていくこととして、この冬の運行を計画

したところでございます。当面、今シーズンのバスの利用状況も勘案しながら今後の対応も研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。デマンドタクシー関連については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 質問のシャトルバス事業とデマンド型乗り合いタクシーという、全く性質の違うものをタクシーとバスを1つのカテゴリーに入れて公共交通事業というふうにまとめるということは、私、いつもこれ不思議に思っているわけでありまして。

公共交通事業というのは、運賃の設定について私も運賃を扱う会社にいたんですけども、親会社が東京急行というようなことで運賃の勉強もさせられましたけれども、運賃というのはもちろん電車から飛行機から、あるいは陸を行く馬車から天竜の船下りまでがみんな公共交通運賃でありますので、非常に幅広い分野であります。地方の考え方によってそれぞれ公共運賃の料金が違うのは当たり前のことだというふうに思います。

そこで、観光の交通シャトルバスですけども、運行方法を宿泊のエリアと、それから一般商店、飲食店や公共施設、公共交通機関の駅などを結んだ定時定路型路線型のバスで、運賃は本年度から村内各地、1乗車200円とするというふうには、100円引きで改正になったようであります。定時定路型線の乗り合いバスであるので、停留所から移動先までの運賃に違いがあつて当然だと思われるわけでありまして、この値下げした理由と少しでも観光客の負担を軽減すべきだと思われまますが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 運賃の300円でありますけれども、300円につきましては、21年度の設定であり、22年からは一応200円で行っております。地域公共交通会議の検討委員会でも運賃の関係につきましては検討しましたけれども、21年300円のときにですね、乗車人員が少なかったということの中で、金額を落として24年度も200円でいく考えで現在進んでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりましたが、高橋議員、今の答弁でよろしいでしょうか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 今、200円になった理由というのを教えていただきましたが、私この中で、一般商店と飲食店や公共施設、あるいは公共交通機関の駅などということ、これらを結ぶバスの運行について、いろいろお話をいただきますと、相乗効果という言葉がよく出てまいります。この相乗効果というのは、どの程度考えられるのかなというふうには、いつも私は疑問に思っていたわけでありまして。もし相乗効果を受けられる施設、こういう施設もこのシャトルバス運行については協力をいただけるかなというような話も耳に挟んでおりますし、もう1つは、宿泊する業者にあつては、幾分でもお金を出していただけるか、あるいは宣伝を兼ねたコマー

シャルを撮るといような話も聞いておまして、コマーシャルといのか、宣伝をバスの中にするのかどうかわかりませんが、タクシーの中にするのか、そんなことで、少しお金を出していただくと、こんなような計画もあるようでございますが、その点、ざっとで構いませんが、そんなところの見通しについてお伺いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 現在、協賛金ということで検討をしております。現段階で1社からの協賛金を得ている状況であります。また、バス停等ですね、宿泊施設並びに飲食業につきましては、現在検討した中でですね、局、村、合同で協賛金のお願いに上がる予定であります。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） それでは、2番目の質問に入ります。デマンドタクシーの事業におけるアンケートでは、土曜運行の要望や料金に対する要望が大変多くありまして、1乗車300円の料金は夫婦で往復1,200円かかってしまい厳しいという意見もある反面、大変助かっていると、ありがたいと、現行の制度に感謝される方も大勢おられます。1日平均32運行の福祉の事業がありますが、これ、ある程度福祉の地方交付税も利用されるんかと思いますが、村費1,300万というのは、もちろん村費から出されるわけでありましてけれども、この事業を今後どのように推進していくかということについてお考えがありましたら、伺いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 今後どのような運行をしていくかというお話だと思います。現時点では、昨年度までの実証運行の中で24年度の運行をどうしていくかということ、公共交通会議の中でご検討をいただきました。その中では当面、昨年度までと同様の運行形態をとっていきたいということでございます。

なお、目的地まで時間がかかるというお話もあります。現在、運行については、必ず北の端、北から南、南から北ということですので、時間を一番北の端、利用者が例えば中間にいたとしても北の方から出発する、南の方から出発するというような形態をとっております。ですので、運行事業の認可の範囲内でできる限り時間を短縮するような措置を今後講じてまいりたいというふうに思います。それを踏まえて今年の運行状況等々を見ながら、変更できる点は変更していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） それでは、3番目の質問に移りたいと思います。庄屋丸八の今後について伺います。

庄屋丸八は、白馬村に寄附採納された建築物を歴史的な古民家として国の補助金を受けて外部を

整備し、内装は白馬村観光局が観光ルネサンスの補助金の名目で整備された施設でありまして、海外観光客との交流の場として地域の食材を使用し、飲食を提供する施設として改装されたものであります。土地は、横沢家のものであり、固定資産税相当の借地料で村が賃貸していたものであり、村長の説明ではいずれ村が購入したいとしていたものであります。本年度契約満期による指定管理者の公募に当たり、土地については売却されたと聞き及んでおりますが、今後について伺います。村長の土地は買収できないとした根拠と、土地の査定額についてわかるようでしたらお答えいただきたいと思っております。

2番目に、庄屋丸八の借地料は今度どうなるのでしょうか、お伺いします。

3番目は、歴史的古民家について、持ち主に関係なく目的にかなう管理が必要であると思っておりますが、建造物周辺の保全や管理は白馬村観光局が担うのでしょうか。

以上、3問、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 高橋議員、3つ目のご質問であります、庄屋丸八の今後についてのお尋ねで3項目ご質問いただいております。順を追ってお答えをさせていただきます。

最初の土地の買収はできないとした根拠と査定額についてのお尋ねでございます。所有者との古民家に関する覚書では、土地については協議が整った時点で寄附採納または売買契約を締結することになっており、土地を購入することで平成23年度に不動産鑑定士に調査を委託した結果、不動産鑑定評価額は1平米当たり5,520円、3筆の登記面積の合計が3,804平米ありますので約2,100万円になります。

その後、所有者が体調悪化等により早急に処分をしたいという中で、不動産鑑定評価を参考に協議をしてみましたけれども、議会の皆様にもお諮りをした時点があったわけでありましてけれども、評価額として5,500円の単価では購入をすべきではないのではないかというご意見もいただいたところであり、何とか、安価で購入ができないものかと折衝をしたところでございますけれども、売買単価の折りがつかずに、第三者に売却をするというようにお聞きをしているところでございます。今もって、まだこの契約が成立したというようなことは、聞いていないのが実情でございます。

2番目の建物の借地料はどのような取り扱いになるのかとお尋ねでございます。現在の土地所有者とは土地賃借料として年間固定資産税額相当分という契約になっております。また、契約書には第三者へ譲渡する場合は、村の同意を得るとともに、本契約に基づく義務を譲り受け人に継承するものとあります。既に、現土地所有者及び譲り受け予定者とはこの件について承諾をいただいております。よって、土地所有者が変更になっても土地賃借料は年間固定資産税額相当分の契約ということになっております。しかしながら、今後の推移によっては、また新たな譲り受け者との契約をさらに明確にすべき必要はあるのかと、このように思っているところでござい

ます。

私本来の考えですと、最初からやはりこうした自治体が建築物を建てる場合には、やはり土地を購入してから建てるということが、私は本来望ましいというように考えております。しかしながら、あの建物を建てるに当たっては、契約で賃借料で貸借をするという約束のもとに、今日までを迎えておりますので、そのことを尊重しながらも、後に問題を起こさないような契約をきちっとしていかなければいけないと、このように考えているところであります。

3つ目の歴史的古民家については、地主を関係なく目的に合った管理が必要であるが、白馬村が担うのかというお尋ねでございます。白馬村歴史的古民家設置条例第2条の規定にありますように、白馬村歴史的古民家は、白馬村の歴史的、文化的な古民家について村民とともに財産の保全を共有し、村の観光振興に寄与することを目的に設置をしていますので、指定管理者には設置目的に適合した管理運営はもちろんのこと、募集要項に記載されている管理運営条件及び仕様書により管理運営を実施をしていただくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 再質問に入る前に、今、ちょっと聞き間違えたのか、私の質問では管理は白馬村観光局が担うのかと、こういうようにご質問したんですが、白馬村ではなくて、観光局、今でも観光局は周辺の管理をしているわけでありましてけれども、これはどうでしょうか、間違っていますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。この庄屋丸八の建築当初、指定管理者は白馬村観光局を指定管理者としたわけでありまして。それで、その観光局の下で株式会社王滝に事実的な経営をしていただいたわけでございます。そしてその指定管理の期限が25年の3月で切れることから、指定管理者を観光局から新たに実質経営をするところに指定管理者として任せたいと、こういうことから今、募集をしてきたところでございますので、今後、今の指定管理者との契約が切れた暁には指定管理者の変更になろうと、このように思っているところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） ということは、指定管理者が白馬村観光局から今度は指定管理者を移して、その管理者が周辺管理もやっていただくと、こんなようなことでよろしいんですね。

それでは質問申し上げます。指定管理者の募集に関する資料の中に、指定管理者の企画したイベント、あるいは教室等が設置目的に適合すると村が認めた場合は、自主事業を行うことができると、こんな募集仕様になっています。

開業当時、地域の団体がそばやそばガレットの製作実演や振る舞いをされたようでありますが、

商売の厨房をお借りしたり、店舗に立ち入るとなると事前の日程や規模などの調整が必要でありまして、結構、業者との間であつれきがあったようであります。先ほども、村長のお話を聞いておりますと、新しく事業者が決まってないということではありますが、土地を取得したいということであいさつにも回られたようでありまして、指定管理者が商売をされるというような話が聞こえてきておりましたが、目的にかなう指定管理者が決まったかどうかということについて、お答えをいただきたいと思っております。もし決まらなければ何がネックとなって指定管理者が決まらないのか、この辺について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 指定管理者の候補者を現在、委員会で審査をしている状況であります。もし、指定管理者の候補者が決定すれば最終の20日の定例会のときに、追加議案で提出をしたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 今、指定管理者が決まらない理由として、指定管理者は何人ぐらい応募してこられたんでしょうか、わかりましたら、教えてください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 指定管理者の公募につきましては、10月31日を締め切りとしまして、1社応募がありました。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員、質問は。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） 先ほど申し上げました、非常に難しい物件だと私は思います。例えば、外国の観光客の皆様を目的として整備された施設でありますので、交流の場として地域の食材を利用して飲食を提供するというようなことがありますと、大変難しいと思いますし、今の、現在のやられている方のラーメンであるとか、もつなんてのは大体、そもそもオーストラリアの人間、食べないと思いますが、こんなようなことがやはりあるとすると、そこに型を凝らずに、要するに、観光に役立つ施設というような形にされたらいいんじゃないかなというふうに思います。そうじゃないと、募集要項の中に、これ書いても非常に私は難しいような気がしておりますので、つけ加えさせていただきたいというふうに思います。

それから、今現在、従業員の皆様、別の宿舎に寝泊まりをしています。朝、車を置いていくもんですから、今朝も除雪に行ってきたんですが、車を置いていかれちゃうと、非常に除雪ができない等のことがありまして、もともと民宿として利用していた施設でありますので、2階には使用できる部屋が幾つもあるわけでありまして。信濃茶屋さん当時には、当然上の方に住んでおりましたので、夜中に飲んで置いていかれた車ぐらいがネックになっていたと思うんですけども、庄屋丸八さんになってから、外泊になって別の方に住んで、今現在おられると思います。これ、あの上に住むと、お風呂がないとか、いろいろ防災の関係、要するに火を使う商売でありますの

で、そこから難しいかどうかわかりませんが、管理経費が随分違うと思います。管理費かけて泊まっても、通って来てそこに車を丸八に置いて泊まって、時間になると来るわけでありますので、この理由について伝統的記念物の事業でありますので、補助を受けて改造された事業でありますので、その家屋には寝泊まりができないのか、あるいは何らかの理由によって寝泊まりができないとすれば、何なのか、その辺について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からお答えをいたします。高橋議員、心配をされていることは、十分理解ができますが、あの建物そのものが日本の歴史伝統文化を通じながら、外国のお客様と交流を深める場所としたいということが、設置目的の大きな理由で、それにより補助金を受けているわけでございます。

こうした趣旨に沿って、当初、王滝さんもこの考え方に大いに賛同し、そして自分、会社なりに採算がとれるだろうという想定のもとに、あの経営を引き受けたというふうに理解しております。しかし、経営を実際に続けてみると調理というか、店舗内での経費、そしてまたあの建物を維持していくための周辺、周囲の維持管理等、含めてはとてももう日本の伝統食をベースにした食では採算がとれないということが、撤退をする大きな理由であるというふうに理解をいたしております。

その解消のために、王滝さん自身がメインとなりながらもほかの豚のさんぼというところと業務提携といいますか、コラボレーションをしながらあの場所の経営改善を図りたいということで、1年間、その取り組みをしたわけでありましてけれども、結果として採算がとれないということで撤退をすることになり、今回の指定管理者の公募にも応じてくれなかった、こういうことでございます。

そうしたことから、我々自身も、今後の本来設置目的に沿った経営が完全に遂行できるのかどうか、大変苦慮しているところでございます。1つの案としては、地域の皆さんにもお話をし、地域の皆さんも協力をするというご理解はいただけてきたところでありますけれども、そば、手打ちそばの提供だとか、あるいは文化的なものも提供しながら、何とか規模は小さくても当初目的に沿った古民家を運営ができれば望ましいということ、今、第1目標に掲げながら公募されてきた方との意見交換をしながら、最終的な決定をしていきたいと、そのように思っているところであります。高橋議員も地元、まさにお隣に居を構えておられますので、地域としての一層のご協力とご支援をいただければと、このように考えているところでありますので、また今後については、地元の皆さんともご相談をさせていただく機会も当然あるかと思っておりますので、その節にはよろしくご指導、ご協力をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 村長、今の質問は従業員の宿泊が可能なのかどうかという、そういう質問で

ありますので、その答弁をお願いします。

村長（太田紘熙君） 住居にできるかどうかということについては、それなりの対策をすれば宿泊施設は可能だというふうに考えております。応募者が大勢いたり、それが泊まれないことが経営のネックだというようなことになれば、それはその問題として解決策はあるというふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。高橋議員の質問時間は答弁を含めて2分です。高橋議員、質問はありませんか。高橋議員。

第8番（高橋賢一君） いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。

最後に提案を1つ申し上げておきたいと思いますが、地域の住民からの要望でありますけれども、あの2階には今、村長室にも絵が飾ってありますけれども、奥田郁太郎先生の住んでおられたところでありまして、昔は山下清さんなどもあそこへ尋ねて来られて、奥田先生のところへお泊まりになられたということでもあります。

私も、子どものころは、奥田先生、油絵の絵の具を使っておりましたので、テレピンのにおいて先生の白黒の写真と、そして村長室にある絵のとおり、今の下堂のすぐわき、旧の農道のわきで、先生、炭俵を敷いて、冬の間ずっと絵を描かれておりました。そんな思い出が地域住民の近隣の方にもみんな残っているようであります。したがって、奥田先生は、今現在、入ったところの葉ぜん、葉を入れたような、踏み階段みたいなのがありますが、あれを上がって上の2階の南側の一番、部屋に住んでいたわけでありまして、まだ白馬村を探せば奥田先生の絵をお借りできるうちが何軒かあろうかと思いますが、それこそ外国の皆さん、あるいは日本の皆さんもはしやすめにそんな絵をご覧いただけたらいいんじゃないかなと、こんなことを考えているわけでありまして。2階を改造してちょっとした絵画の鑑賞の空間をつくる、こんなこともご検討いただければありがたいというふうに思います。豪商丸八、ゆかりの空間と申しましょうか、こんな演出もお願いをできたらなというふうに思います。

大変長く質問をいたしましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（下川正剛君） 高橋議員の質問時間が終了いたしましたので、第8番高橋賢一議員の一般質問を終結いたします。

次に、第12番松沢貞一議員の一般質問を許します。第12番松沢貞一議員。

第12番（松沢貞一君） 12番、松沢貞一でございます。私は、課長会議のあり方についてと、少子化の課題についてという2つの質問をさせていただきます。

まず、課長会議のあり方についてでございますが、課長会議は白馬村の行政の最高意思決定機関と村長はよく言っておられますが、私も同様に認識しております。白馬村におけるいわば行政のプロが構成する最上部にある組織と申しますか、会議、すなわち最高意思決定機関であると認識しております。

その課長会議に期待されるのは、村の進むべき方向性について絶えず議論がなされ、それぞれの立場を尊重しながらも公平・公正を旨として、将来を見据えたきちんとした議論の中から同一の認識を共有し、その上でそれぞれの担当する課題に取り組むという姿勢であります。そこで、行政の意思決定における課長会議のあり方についてお伺いいたします。

まず第1に、予算についてですが、さまざまな課題の中から何を取捨選択すべきか、優先順位はどうするのかを検討しなければなりません。そのためにはまず村の進むべき方向性を共有した上で、それぞれの課題に取り組む必要があると思います。

そこで、1として、予算編成方針はどのように検討し決定していますか。その際、村の進むべき方向性について検討はなされていますか、お伺いいたします。

次に2番として、次に決算についてお伺いいたします。決算についても実施した事業の結果について総括し、検証し、その結果を将来に向かって生かしていくのが課長会議の役割と思いますが、決算についてはどのように検証し決定しているのか、お伺いいたします。

3番として、行政運営の中でさまざまな課題がありますが、いわゆる縦割り行政の中で、担当する課が決められているわけであり。課長会議では担当する課以外の課題についても全体を俯瞰した中で、横断的な検討はなされているのかお伺いいたします。

4番として、今、大変大きな問題となっております、公共下水道受益者負担金問題を見ると、前述したような期待されるべき課長会議が十分に機能しなかったのではないかと感じられます。すなわち、担当課以外のことは関係ない、あるいは口出ししないといった行政の縦割りの負の面が影響しているのではないかと感じます。各課の課題を全体で共有するため、日常的に意思疎通を図り、特に大きな課題については役場全体が認識し、対策を考えるとといった役場の体制づくりが必要ではないかと思っております。そのために、白馬村行政運営のかなめである課長会議のあり方をもう一度見直し、さらに責任あるものにしなければならないと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員から課長会議のあり方について、そして少子化の課題について2つの事項にお尋ねをいただいております。

最初の課長会議のあり方について、4項目にわたってお尋ねをいただいております。順次、お答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、予算編成方針はどのように検討し決定しているのか、その際、村の進むべき方向の検討はなされているのかのお尋ねであります。私の任期1期目の平成20年8月に、課長会議の設置規程を設け、村の基本方針や重要な施策についての審議、事務事業の相互調整を行うための庁議として課長会議を位置づけたところがございます。また、課長会議は村政基本方針に関する庁内における最高協議機関として重要な位置づけとされているところがございます。当然、協

議をする項目の中に予算編成方針についてもうたわれているところでございます。

それでは、予算編成方針の検討から決定までのプロセスについてのご質問にお答えをいたします。課長会議のあり方と関連がありますので、平成25年度一般会計予算編成作業の日程を例にとりご説明いたします。

編成作業は、11月の2日に事務説明会を職員対象に行い、既に編成作業に入っております。11月中に人件費などの義務的な性質である経常経費への積み上げを行い、12月からは政策的経費、A経常経費以外、経常経費Bの積み上げ作業に進んでまいります。また年明けからは査定作業と進み、2月上旬には編成作業が終了し、原案ができる予定となっております。

議員ご質問の予算編成方針では、今述べましたように、A経常経費、B経常経費、政策経費と、経費を区分をし、経常経費の見直しで財源を捻出し、政策的経費に配分するよう指示を出しております。

その中で重要な重点事業等の決定は、各課からの事業の提案、ヒヤリングの実施を経て、最終的には課長会議で検討し、25年度の予算重点分野を決定するというプロセスを経ております。

なお、この際に村の進むべき方向性については、第4次総合計画基本構想は平成18年度から平成27年度、基本計画は平成23年度から平成27年度の後期計画として、平成22年度に計画審議委員会で検討をしていただいたものであり、当然課長会議に諮っているところでございます。また、実施計画は予算編成年度から3カ年の計画であり、こちらも課長会議で協議をし最終的には私が決定をしているところでございます。

以上が、予算編成に当たってのプロセスでございます。

2つ目の決算についてはどのように検証し、決定しているかとお尋ねでございますが、決算についての検証については、決算書や主要な成果説明書をもとに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員による決算審査が行われ、9月議会で認定をいただいているところであります。また、地方自治法第243条に基づく財政状況の公表も行っているところでございます。このほか、村では実施した事務事業について、平成19年12月に事務事業評価制度実施要綱を設置し、効率的で効果のある施策の選定及び実施した施策の客観的な検証を行い、次期施策への適切な反映と予算の有効活用に資するとともに、評価に対する情報を公表し説明することを目的として、平成20年度から事務事業評価の実施をしているところであります。

実施に当たっては結構な事務量となるため、町村レベルでの実施は少ないところでございますが、白馬村では他に先駆けて実施をしているところであります。内容的には、1次評価として内部評価を実施します。評価のできないものを除き、全事業について各課で評価を行い、その後各課長が庁内評価委員として評価を行います。

また、2次評価として、外部の評価委員を委嘱をし評価事業30から40事業を選定をし、評価をしていただいております。評価の結果については、村の広報誌やホームページで公表をしてい

るところでございます。

3番目の、いわゆる縦割り行政の中で課題に対して担当課以外の課による横断的な検討はされているのか。4番目の白馬村行政運営のかなめである課長会議のあり方をもう一度見直し、さらに責任あるものにしなければならないが、村長の考えはいかがというお尋ねでございます。3点目、4点目のお尋ねについては、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

私も官公署でよく言われる縦割り行政は、役所の大変な弊害であると感じ、村長就任以来、常に風通しのいい職場、課題に対して全庁的に取り組むことができるような体制にしたいと思い、課横断的に職員と懇談の場を設けて、努めてまいりました。しかしながら、今回の下水道受益者負担金問題では、議員ご指摘のとおり、縦割り行政というか、重要な課題に対する諸認識の全庁的な共有が全くされていなかったということが、問題をさらに大きくしたのではないかと反省をいたしております。

また、議員のおっしゃるとおり、課長会議は庁内における最高協議機関として重要な位置づけとなっているところでございます。しかしながら、その課長会議が旧態依然のまま例月の連絡会議と化しているのではないかと、議論の場となっているのかと常々懸念を持っていたところ、下水道問題やスノーハープの利活用などの大きな課題に対する全庁的な認識がとれていないと実感をし、昨年度末に指示をいたしまして、今年4月から定例課長会議とは別に課題検討課長会議と名をつけまして、この会議を定期的を開くことにいたしました。

この会議は、村が抱える当面の課題に対して、また将来に向けての課題に対し全庁的な共通認識を持ち、課題解決に向け本音で語れる場として設けたもので、毎月テーマを絞り開催をしております。これまでに下水道受益者負担金問題を初め、観光局の現状と課題について、水資源保全方針について、役場組織の再編についてなど、重要課題について検討を重ね、意識の共有を図っているところでございます。まだまだ十分機能しているとは言いがたい状況にはありますけれども、縦割り行政の弊害というようなことを言われたいよう、課長会議のあり方を見直しをしていることはぜひご理解をいただきたいと思います。

今後も各課内の連携、課を横断する連携を強化し、縦割りの考えになりがちな職員の意識改革を図るべく、その実践策を職員に求めるなどして組織の完成化に一層努めてまいりたいと、このように思っております。

つけ加えて申し上げるならば、こうした私の思いが下水道問題に端をして、職員自身もその認識を強く考え、今後に向けて真剣な取り組みをしていただければ、そしてまたそうした傾向になりつつあるという期待も持たせてくれるところでもありますので、また議員にもそれぞれの日々の勤務状況、考え等を通じて適宜、適切なお指導をいただければと、このように思うところでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、課長会議のあり方についての答弁は終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） ただいま課長会議もいろいろの問題を受けて変革をしているという村長答弁をいただきまして、そういうふうに進んでいただきたいと思います。課長会議というのは、定期的に開かれる部分もあると思いますし、それから臨時的なこともありますけれども、どの程度開かれているものなのかお聞きしたいと思います。

それから先ほどの質問で、例えば予算編成の場合、あるいは決算認定の場合につきまして、先ほどの担当課だけではなくて、いわば課長全体の横断的な、そういう議論というものはなされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） まず、課長会議の開催の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。課長会議につきましては、定例課長会議、毎月1回ずつ行っております。それから課題検討課長会議、こちらの方も4月より毎月1回、開催をしております。そのほかに臨時課長会議ということで、これはいつということではなく随時開催をしているところでございます。

それから、決算の検証の中の課の、それぞれ各課長の検討という部分でございますが、先ほど、村長の答弁でも述べましたとおり、事務事業評価、こちらの方のそれぞれ各課でやった事業、こちらをそれぞれ担当課長すべて評価をして意見を出しております。その中でまとめながら、あとに役立てていくと、そんな形をとっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 横川総務課長、決算じゃなくて、予算の取り組みについて、どういうふうに課長会議で話をしているか、そういう質問です。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今の、基本的には総務課長がお答えしたとおりであります。例月の課長会議、それから課題別の課長会議、それから突発的な事故が起こった場合の臨時課長会議というのもやっておりますし、予算の関係につきましては、予算編成方針を財政担当が作成し、総務課で検討を加えたものを課長会議の中で説明し検討を加え、全体で了承し、それが今年の場合で言えば、25年度の予算編成方針として成立をし、それを各職員に伝え、それぞれが予算をつくっているという段階で進めております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員よろしいでしょうか。

松沢議員、答弁漏れがありますか、いいですか。答弁が終わりましたが、松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） いずれにしても、予算編成、あるいは決算認定におきましても、やはり全体を見ながら担当課以外の課長の意見等も大いに議論していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、公共下水道受益者負担金問題について感じていることですが、我々議員もですね、最初はよく頭に入っていなかったと思いますけれども、だんだん決算のときにですね、毎年下水道の決算の中で1億5,000とかいう大変な金額についての収入未済額が載っていたわ

けで、ある時点で、これどういうことかなというようなことから議員の方からの一般質問で問題が気づいたといいますか、そういうことになったわけですが、ああいう中ですね、課長会議の中でそういうことを気づくとか、あるいは指摘することはなかったのか。担当課でなくとも気づく可能性はあるように思いますが、そのあたりが担当課以外のことはあんまり関係ないとか、口出ししないといったような、底辺にそういうものが、認識があったのではないかなというふうに感じています。これは非常に大変、感じでものを申し上げるのはどうかと思いますが、そういうようなことも感じております。

それから、この問題がだんだん調べていくと、問題になったわけですが、その問題になった後の感じとしてですね、役場の中の雰囲気は建設水道課以外、どうもこの問題に対しての真剣さがどうも伝わって来ないという感覚を持ちます。この問題をいわば、村全体の問題としてとらえて、すなわち役場の中で一人一人が自分にも責任があるとか、一人一人に責任があるといった雰囲気がどうもいまいち感じられないというふうに思います。

この問題については、原因は明らかに怠慢としか言いようがありませんけれども、そういう中で自分が感じるのは、自分の問題として考えていないとか、責任感のなさとか、いわば、簡単に言えば役場の体質と言うべきものがあつたのではないかというふうに、これも感じて言っ申しわけないんですけども思います。やはり、こういうものをですね、今後二度とこういうことのないように、あるいはほかの問題にしてもそうですけれども、一人一人が自分の責任としてとらえていくような、そういうものにするためにはやはり先頭になっていくのは、改革していくのは課長会議しかないと思いますので、その辺について、変革についての意思といいますか、そういうものをぜひ持っていただきたいというふうに思います。

民間で言えばですね、課長会議というのは取締役会というようなものだと思っております、やはり役場の方向性とか、あるいは役場の運営についてすべてに責任を持つ、あるいは方向性について絶えず考えている、検討しているといったようなことが求められると思いますので、これからもですね、ぜひ課長会議でそういうような問題を絶えず話し合うようなことを考えていただきたいと思いますが、そういった点について何といいますか、ぜひそういうふうに行っていくための何か考えているようなことがおありかどうか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 今、松沢議員の方から下水道の課以外の緊張感、そしてまた役場の体質、変革の意思等々が今、質問されたわけですが、その関係について答弁を求めます。
太田村長。

村長（太田紘熙君） 総体的に、今、松沢議員ご指摘いただいたことは、管理職である私を初め、副村長、教育長それぞれの責任の範囲において職員の教育管理をしていかなければいけないということは、これは紛れもない事実でございますけれども、そうした意向を受けての課長会議の位置づけも政策決定をしていく上では大変重要な役割をなしているわけでございます。平常の事務

くがくの議論をやりまして、その当時といたしますか、その際は過半数の議員は慎重に検討すべきという方向の意見であったと思います。それから、役場の課長の中にも慎重に検討した方がいいのではないかと考えている人がいましたが、しかし、これの利活用の件を行政の方から、いわば簡単に事業推進の方向が示されたように認識しております。これは4億幾らというような大変な予算を伴う事業だと思えますけれども、そういった重大な案件だと思えますが、課長会議において十分な議論が行われて、その上で皆さんの認識を統一する中で提示されたのか、少し疑問に思ったのが私の課長会議に対する疑問に思った最初のことでございます。

そういったこともあり、また今回の下水道の問題もありましたけれども、やはり我々からすればですね、課長会議、課長というのは行政のプロというふうに思いますし、その一番の中核にいる人たちだと思いますので、そういう人たちがやはり何というか、村全体を考え、また村全体の進むべき方向を考えて、一生懸命議論をした上でですね、認識を統一して前に進んでいくというようなことが、白馬村がよくなるためにぜひ必要だというふうに思います。

そういったようなことを踏まえまして、今後ですね、課長会議に非常に期待しておりますので、ぜひ、そういった意味で村の進むべき方向を考えながら、安心・安全で住みよい村をつくるために、皆様の奮闘をぜひお願いしたいと思います。

それから、以上で1番の質問を終わりました、2番の少子化の課題についてを質問させていただきます。人口の少子高齢化が進み、それに伴い、さまざまな問題が起きていますが、白馬村における少子化に伴う問題についてお伺いいたします。

1番として、白馬村の子どもの数は今度どのように推移しますか。

2番として、少子化により、現在どのような課題がありますか。また、その対策はどうなっていますか。少子化がさらに進めば、今後どのような課題が出てきますか。またその対策はどうなりますかということをお伺いいたします。

また、3番として、少子化に伴う大きな課題として、小学校につきまして、今の2校体制を続けるのか、統合するののかという問題があると思います。今すぐにどうするかといったことではありませんけれども、検討を始める時期が来ているのではないかと思います、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員、2つ目のお尋ねであります、少子化の課題についてお答えを順次してまいります。

まず最初の白馬村の子どもの数は今度、どのように推移をしますかというお尋ねであります。子どもの定義を18歳以下とし、平成24年から過去10年間の4月1日における状況を見ますと、平成14年は1,908名、平成19年は1,712名、平成24年は1,538名とこの10年間で370名人口が減少したことになります。

同時に、子どもの出生者数は年間平均78名であり、年度により増減はありますけれども、横ばいもしくは若干の減少傾向にあると思います。村として子どもの人口推計は特にしておりませんが、参考として厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が、平成20年12月に公表した市区町村別将来推計人口では19歳までの人口は年々減少し、23年後の2035年には、平成22年の人口と比較し844人減少し739人になるという推計がございます。

他の自治体では年々減少しているところが増えておりますが、白馬村は横ばいもしくは若干の減少傾向で推移していることは、大変頑張っているところでありまして、私の公約で子育て支援、子ども政策に力を入れているところであり、増加に転じるよう引き続き努力してまいり所存でありまして、子ども人口の推計のようにならないよう努めてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

2番目の、少子化により現在どのような課題があるか、またその対策は、少子化がさらに進めば、今度どのような課題が出てくるか、その対策はとのお尋ねであります。少子化の問題については大きな懸念材料でございます。課題としては、それぞれの地域の子どもが減り、子ども同士の交流の機会の減少や伝統文化など、地域活動に参加する子どもが減り、継続が危ぶまれるところでもあります。

保育所や学校では、子どもの減少によりクラス人数が減り、大勢いないと成り立たない運動や学習などに影響を及ぼし、人数によっては少人数学級による教員の配置が受けられないことや、部活動の数が減るなどでありまして、今のところ、大きな影響までには至っていないところでございます。

また、今後の課題としては社会保障の増大、経済規模の縮小などが挙げられますし、身近な課題といたしましては、伝統文化や地域活動の継承が困難になること、極端には地区として成り立たなくなるところも出てくる。またそれに伴い地域力の低下とともに、消費の減少による経済規模が縮小していくなどが考えられるところでございます。

そのようにならないために、村としましても、これまで保育料負担の軽減や医療費の中学生までの無料化、不妊治療に対する助成制度の創設などの取り組みを行ってきてはおりますけれども、こと少子化の問題に関しては、一町一村で解決できる課題でもないことから、国を挙げての取り組みが非常に重要になってくるものと思われま。

3つ目の小学校について2校体制を続けるのか、統合するのか、検討を始める時期が来ていると思うが、村長の考えはとのお尋ねでございます。本年7月23日に議会、小中学校、保育園、教育委員、合同会議においてこの問題が話題となりましたけれども、教育委員からの発言で人数の少ない学校には、それなりきのよさがありますという意見をお聞きしました。統合されるとスクールバスの運行が予想されますが、登下校する子どもたちが地域から見られなくなるという現象は避けたいものだというふうにご考慮しております。

現在の子ども人口の推移から見て、南小学校への予想入学人員は平成25年度で14名、平成26年19名、平成27年19名、平成28年17名、平成29年度12名、平成30年度17名となっております。公立学校の学級編制及び教職員定数には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められていますが、単式学級については小学校1年生は35人、2年から6年については40名と決められており、複式学級については1年生を含むものは8名、それ以外は16名となっております。

長野県では、平成16年度より1クラスの児童基準数を35人とする、30人規模学級編制事業を導入をしております。これらの状況をかんがみ、複式学級が想定されるような状況が生じた時点で、統合という大きな判断をせざるを得ないものと考えております。しかしながら、白馬村へ定住する子育てのできる世代の確保について、具体的な施策を各課連携により講じていく必要があるものと考えているところであります。

結論として、議員ご指摘の将来に向けての統合ということは、その状況が確実に想定されるときには、おくれることなく、その対策はとっていかなければいけないというふうに考えておりますが、当面はそこに至るまでには至っていないのではないかと、このように考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） この長野県民新聞というのがありまして、これによりますと平成24年11月15日付ですけれども、県の人口調査と県教育委員会の教育要覧の資料が載っております。これによりますと、長野県の少子化はさらに進み、今年10月1日現在のゼロ歳児は1万6,371人で、現15歳児2万1,251人より5,000人近く減少しているということが書いてあります。

それから県下の公立小学校374校中、79校、21.1%は児童数100人以下の学校、それから中学校も186校中36校、19.4%は100人以下となっております。これに各市町村のゼロ歳児から15歳児までの数が載っております。これによりますと、白馬村ではですね、15歳児が100、13歳児87、11歳児75、9歳児76、7歳児57、5歳児70、3歳児70、1歳児65、ゼロ歳児54というふうにあります。これはゼロ歳児というのは、まだ年度途中ですので、これから増えていくのでこういう数になっているかと思いますが、先ほど村長が言われました、平均で70何名ぐらいなところをずっときていくというふうに思います。

この記事にもありますけれども、少子化という問題があるんですけれども、小学校は何よりも地域に根差す施設であり、簡単に統廃合ができないのが現実であります。一方で、進む少子化は学校の活力に影響し、音楽や体育等の大人数での授業が求められる授業で、求められるものがないこと、さらには子どもたちのコミュニケーション力にも課題が生じてくるというふうに記

事にも出てきます。

今、南小が10何人で推移しているわけですが、こういったことをですね、地域問題としてとらえることももちろん必要だと思いますけれども、純粹に教育論的にですね、子どもの成長にとってどうかという観点からも検討すべきではないかというふうに思います。1学年15人とか20人とかで、6年間を過ごすことが子どもの成長にとって本当にいいのかどうか、少人数の方が、先ほども言われましたが、子ども一人一人に対応した教育ができるというような考え方もありますけれども、教育の専門家の意見を聞くことも必要かなというふうに思います。

また、統合するような場合でも1年や2年で片がつく簡単な問題ではないと思いますので、かなりの時間が必要になるとと思いますが、そういう意味で、そういった議論も始めてもいい時期が来ているのではないかなというふうに思うわけですが、先ほどの村長答弁によりますと、状況ははっきりしてきた時点でというようなことですが、検討するような、検討といいますか、そういう問題提起するようなことは、当面はないということと考えてよろしいのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から答弁できることはさせていただき、教育長の方からその補足をさせていただきましても、議員は統合を考えるべきだというご指摘でありますけれども、統合することによってのいろいろなところ、弊害等もあろうかと思っております。そうした状況が、統合ということ以外に解決の方法がない、見通しが立たないというような状況になれば当然考えていかなければいけませんけれども、統合以前に考えられることというのは当然あるんじゃないかということも思っております。

そうしたことを考えながら、最終的に統合にいかざるを得ないというような状況になれば、その状況に従わざるを得ないと。ただ、統合ありきでものを進めることはいかながなものかと、このように思っているところであります。私からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 松沢議員さんの小学校の少子化の問題についてご質問がされているわけですが、先ほど村長の方で南小学校の人数の見込みについて答弁がありましたけれども、その数字の中で平成29年度については、南小学校で子どもの数が、入学する数が12名という見込みで現在いるわけです。それ以外の年は20名を切っておりますけれども、平成26、27年等については19名、19名というようなことで、これが、先ほど言いましたように平成29年の人数が12名、あるいはまた平成30年以降で10名を切るというようなことになれば、当然統合といいますか、スクールバスを出してどちらか一方にというようなことも考えていく必要もあろうかと思っておりますけれども、現段階では南小学校の19名、1クラス、そしてまた北小学校の関係でここ五、六年の中で推計をしてみますと、平成30年が51名ということで北小の場合

は2クラスでございますので、25名の1クラスの人数に、平成30年ごろはなりますけれども、南小は19名から17名という、1クラス17名ということで、クラスの人数ではさほど変更はないという状況ではないかと思えます。これが10人を切っていくというような推計が将来にわたってといいますか、五、六年の中でずっと見込まれるようになれば、当然話題といいますか、課題としてとらえて検討していかなければならないというように思っております。

また、白馬村の場合は幸いにも中学校が統合して1校でございますので、小学校6年間で過ごしたその後、白馬村の子どもたちは中学校で一緒になって、3年間勉学に励むことができるという、そういったこともございますので、一概にすぐ統合というのがいいかどうか、その今後の人数の動向を10人切る、そういった見込みが五、六年続くようなことになる可能性がある場合は、そこで真剣に考えなければいけないというように思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第12番（松沢貞一君） 非常に質問がまずくてですね、大変申しわけないですけども、訂正させていただきますけれども、私、統合すべきと言っているわけではありません。こういう状況、少子化というような進行する状況になってきておりますので、そういったことも課題として取り上げて、そういう意味で検討を始めてもいい時期が来ているのではないかということを行っただけで、私が特に南小と北小を統合しろと言っているわけではございませんので、それだけ訂正といいますか、させていただきます。

いずれにしても、少子化というのは日本中で大問題なわけでありますが、ぜひ教育につきましては、子どもにとってどうかということが第一だと思いますので、そういうことで今後ともご検討を、いろいろな課題についてのご検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 松沢貞一議員の質問が終わりました。

第12番松沢貞一議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

村長より、松沢貞一議員の質問に対する答弁の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので発言を許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） 先ほど、松沢貞一議員への課長会議のあり方の答弁の中で、格好の材料と申し上げたことは不適切な表現でありますので、おわびを申し上げ、取り消しをお願いいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 一般質問を再開をいたします。

第10番小林英雄議員。10番小林英雄議員の一般質問を許します。

第10番（小林英雄君） 10番、小林英雄です。私は、2つの項目について質問をさせていただきます。1つ目は原発問題、そして2つ目は下水道受益者負担金問題であります。

最初に、原発問題から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私たち日本共産党は9月の25日、即時原発ゼロの実現をという、そういう提案を政府に申し入れたところでございます。福島を再生なくして日本の再生なし、これは野田首相の言葉であったと思います。恐らく本人はもう忘れていていると思います。

福島第一原発事故で、これは収束どころか、その被害は拡大し先の全く見えない苦しみのもとに、多くの被災者の方々は厳しい二度目の冬を迎えております。1年8カ月以上たった今も、県内外の避難者は16万人、避難先で命を落とす人も少なくありません。放射能による被害は東日本を中心に全国に広がっており、農林漁業、あるいは観光業などあらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いております。

原発事故で放射性物質がたびたび大量に放出されると、被害は空間的にも時間的にも社会的にも限定なしに広がり続けます。人類はそれを防止する手段を持っておりません。ほかの事故と違う異質の危険、異質の危険であります。文字どおり、この猛威を体験した1年8カ月でした。二度と原発の重大事故を起こしてはならない、だからこそ、即時原発ゼロが必要だと考えております。

もう1つ大きな理由として、原発を稼働する限り、核のごみが増え続ける、もともと使用済みの核燃料を安全に処理する方法を確立するからと言って原発を始めた。そんな技術はありません。使用済み核燃料を置いておくところもなければ、安定的に保管する技術も場所もなければ処理する技術も持ち合わせていない。人類に半永久的な被害を与えることになります。これ以上この危険な遺産を増やし続ける、そして将来の世代に押しつける、こんなことが許されていいはずはありません。そのためには、とるべき唯一の方法は、即時原発ゼロを実現する以外に道はない。

そこで、原発の1つ目の質問でありますけれども、即時原発ゼロの立場に立つべきだと思いますがいかがでしょうかということです。

そして2つ目は、内部被曝を防ぐため実効性のある施策を考えているか、これは2つ目であります。

3つ目は、被災地の子どもを白馬村に招待することを提案したいと思うんですが、いかがでしょうかという、以上3点について明確な答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から2つの事項でお尋ねをいただいております。

まず最初の、即時原発ゼロの考えに立つべきだと思うのがいかがというお尋ねであります。議員おっしゃるとおり、福島第一原子力発電所の事故を契機に脱原発の声は日増しに高まり、大震災

から1年経過した今年3月からは、毎週金曜日、首相官邸前での抗議活動は30回以上の回数を数え、大飯原発再稼働直前の6月末には8万人とも10万人とも言われる規模のデモとなり、まさに社会現象化した感のあることは十分承知をしております。

今週行われます衆議院選挙においても、原発に対する各政党の姿勢は争点の1つにもなっており、即時原発ゼロ、卒原発や2030年代原発ゼロ、脱原発依存体制の構築と、主張に違いはあるものの、福島の大惨事を永久に二度と起こさぬという誓いは共通しているものと思っております。

このような状況の中で原発に対する考えはどうかというお尋ねであります。今回の事故の影響の大きさ、先が見えない期間の長さを考えたとき、原発はなくしていくべきだという思いをしております。ただ、先日もテレビで原発に対する街頭インタビューされている様子を拝見をしましたが、もちろん原発即時ゼロを望む声は多かったものの、自営業者や中小企業関係者の中には、安定した電力供給がなされないと安心して仕事ができないとか、火力発電に依存度が高まることによる電気料の値上げが心配だといった意見も出され、関西電力、九州電力の値上げ申請のニュースもあった影響もあり、電力の十分な安定供給のための、当面は稼働をやむなしの声も少なからずあったことを承知するところであります。

私も脱原発は支持するものの、経済面、景気回復面から見ると、電力の安定供給は不可欠であり、代替エネルギーへの移行が進んだ上での脱原発を目指すのが現実的であり、即時原発ゼロの考えまでには至っていないところでございます。当然、それまでの間は国が責任を持って安全性の確認、点検を担保することを前提としているものでありますのでお願いをいたします。

2番目の内部被曝を防ぐため、実効性のある施策を考えているかとお尋ねですが、確かに、小さなほこりや粉じんが付着した放射性物質そのものを食べ物とともに体内に取り込んだり、呼吸とともに肺から吸い込み体内に入った放射性物質から放射線を受ける内部被曝は、外部被曝に比べ至近距離で局所的に浴びるため危険性が高いと言われております。その対策は非常に重要であると認識をしております。

現在、村でも空間放射線測定器を購入し活用をしております。また説によりますと、汚染された食べ物、空気中のちり、霧、皮膚等の傷から体内に入り、大きさにより呼吸器系、消化器系等のどこかに取りつき、最終的に血液を通し臓器、骨、筋肉等へ運ばれ排出されるまで放射線を出し、細胞を傷つけるとのことです。

放射性物質は、代謝や排泄などの生物学的な過程により体外に排出され、今回の事故でよく耳にしましたヨウ素やセシウムは約4カ月で半分が体外に排出されるとのことです。新聞を開くと連日、県による空間放射線量の測定値や肉牛や野菜、水道水の放射性セシウムの検査結果が掲載をされており、口に入れるものの安全性調査に力を入れている姿勢は、内部被曝防止の1つの施策であると思います。そのほか、予防防護にはマスクをする、皮膚を露出させない、家

に入るときは服等についた粉じんを落としてから入る、また被曝のリスクを下げるためには、空気のきれいな地区に避難することも有効であると言われております。

いずれにいたしましても、自己管理による予防や防護も大切であると思っております。これ以上のレベルでの対応については、有事の情報提供などそれこそ国が責任を持って行うものであり、現在、村独自の対応には限界があり、一日も早い国の安心できる対応を示してほしいものと考えております。

3つ目の被災地の子どもを白馬村に招待することを提案したいとの提言でございます。昨年の議会でも申し上げましたが、昨年の夏、原発事故の影響に苦しむ福島県などから、子どもたちが安心して過ごせる夏休みを求めて、親子で60名を超える皆さんが白馬村に滞在をし、村としてはグリーンスポーツで開催をしていた白馬自然体験村への参加に、多少の便宜を図ったところをご記憶かと思えます。

村では、こうした経験を踏まえ、大震災被災者と地域住民との交流を促進することで、被災者の元気を回復していただこうと、白馬村東日本大震災被災者支援活動補助金交付要綱を平成24年2月に策定いたしました。これは、被災者を対象に地域住民と親交を深める交流プロジェクトを実施する団体へその活動経費に対し補助をするもので、もし被災者を招いて心温まる交流をしたいというような申し出があれば、支援策は持っているところであります。

私も被災者支援として、村へお招きをすることは大変いいことだとは思いますが、村が単独で招いても宿の確保や被災者対応等で十分な体制をとるのが困難でありますので、村内にこうした受け入れを積極的に取り組む団体があれば、村の制度も活用しながら最大限努力をしてみたいと思うところであります。

今後も関係者や団体にも積極的にPRをしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。小林議員の原発問題についての答弁は以上とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 即時原発ゼロの立場に立つべきだと思うがという、最初の質問でございますが、予想どおりと言っては失礼かもしれませんが、私たちの政府への申し入れの原発ゼロ実現の提案、これに対して、今も村長言われたとおり、卒とか脱とか10年後、20年後、30年後、40年後という、これは私は思うに、これは事実上稼働するということに結果としてはなるんですね。ですから冒頭に2つ、なぜ原発ゼロを即時原発ゼロが必要かということは、長々とはもうこれ以上は申し上げませんが、やはりこの負の遺産をね、これつくり続けるという、もう出し続けるということですね、まず大もとをとめておかなければね、次々といろいろなことが起きるわけです。

それで、よく言われるように、電気料金の問題ですとか、あるいは安全性が確認されたらとか、いろいろ言うんですけれども。それから電気料金の値上げとか言うんですけれども、これはここ

で申し上げてもしょうがないんですけれども、それとやっぱりCO₂との関係でね、クリーンエネルギーは必要だとか、さまざまなことが言われているんですけれども、これも長々と申し上げるわけにはいかないんですけれども、いずれ資料を出してまた、いずれ議論したいと思っておりますけれども。

この原発は決して安くはないんですね。それから決してクリーンでもない。特に、ウラン鉱石が採掘されて運送、そしてそれを精錬、さらに原発の建物までつくる。その工程では大変なCO₂を使って1つの原発をつくるのに、大変なCO₂の排出があるわけで、いろいろな面から見て、もう原発は即時やめるべきだという立場が、いずれは真実味を持って迫ってくる時が来ると思っています。大体、今、村長がこの原発ゼロの立場に立つべきだということにつきましては、よくわかりました。

ついでに申し上げておきますけれども、今、この雪の中でも私たちは原発署名即時ゼロ、私たちの組織で、この村で歩いておりますけれども、だれも即時原発ゼロ、日本共産党が即時原発ゼロの署名に取り組んでおります。ほとんどの方が気持ちよく署名をしてくれます。そういうことを一言つけ加えさせていただいておきます。

内部被曝のことなんですけれども、これにつきましては、1つだけちょっとお尋ねしたいことがあります。原発事故によって、これも私どもが専門家ではありませんからよくわかりませんが、この原発事故によって内部被曝の問題なんですけれども、福島第一原発からここは距離が離れておりますから、いわゆる外部被曝というのはそれなりに免れています。しかし内部被曝ということになると、もうこれはまず、さっきも村長言われたとおり、呼吸する、それから皮膚からも影響を受ける。それと何といても飲食物、大体この3つから内部被曝というのは起きるわけですね。

1つだけ今回、問題にしたいのは、原発の事故によって、これも専門的なことで、私もよくわかりませんが、ヨウ素131、それからキセノン133、それからクリプトン85、セシウム137、ストロンチウム90、大体この5つが環境に放出されたと、こういうことになっております。

問題は、ヨウ素131のことについてちょっと述べさせていただきますと、この事故はどのくらいのレベルの事故だったかと、福島第一原発の事故はどのくらいのレベルのものだと、3とか4とか5とかできるだけ低目に東京電力を中心に、大した事故ではないと、もうまるでできるだけレベルの低い、そういう発表が最初にされましたけれども、このヨウ素、最初に5つ今、各種を挙げましたけれども、この1つの最初のヨウ素131、これが1つの基準になっているそうです。これを目安として、このレベルを判断したと、これがヨウ素131ということだそうです。これはウランやプルトニウムの、要するに核分裂、それで反応を起こして、それで生成されると。

このヨウ素131というのは、非常に厄介なもので、非常に揮発性が強いと、揮発性に富み、

環境の中に拡散しやすく。なぜ厄介かと言うと、これが人体に取り込まれると甲状腺という臓器に、もうそこへいや応なしに集まる、そういう性質を持った物質だそうです。そこで摂取されてがんの原因になると。悪質のものは転移する可能性もあると。これがヨウ素131の性格だそうです。

これに対してね、今、いろんな市町村で、特に我が党の議員もいろんな議会でこれを防止するというか、予防すると、安定ヨウ素剤、つまり環境中に大量の放射性ヨウ素が放出された場合、まとまった量の非放射性ヨウ素剤、これは安定ヨウ素剤と呼ばれているんですけども、これはつまり予防すると、つまり特に甲状腺の問題なんですけれども、これを服用することで甲状腺に取り込ませない方法としてヨウ素剤があるということなんです、ご存じだと思います。

放射性ヨウ素が体に入る前に、放射性ヨウ素を甲状腺に放射性ヨウ素を持っていないヨウ素で、甲状腺を、言葉はおかしいですけども、甲状腺を満タンにしておけば、後からのこのこやって来る放射性ヨウ素、甲状腺にため込むことなく排出できるという、そういう性格のものなんです。これを、このことについては、どうなんでしょう。村としてはこの安定剤、安定ヨウ素剤というものは、どなたかお考えになった方はいらっしゃるでしょうか、ちょっと、もしいらしたら、お答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、小林議員の方から大変高度なお話をお聞きいたしました、私自身も全く素人で、よく理解をしておりますけれども、ただいろいろ報道、専門医等のお話を聞く中で、確かにこのヨウ素の予防、侵入を防ぐためには安定ヨウ素剤を服用することが、今の時点では最適だということを言われておりましたけれども、反面、この服用の仕方によっては逆のまた違った副作用が出てくるから、その使用をするについては、十分な対策を講じる必要があるということで、各個人が勝手に服用することには非常に心配、危険が伴うことがあるので、留意しなければいけないというようなことを報道で私もお聞きをしました。そういったことで、私自身、この村で安定的にこのヨウ素剤を持っていて、村民の皆様定期的に飲んでいただくとかいうようなことは、正直、今の段階では考えていないところであります。

それにもましてや、私は今言った食品において、とにかく検査をしてそうした汚染をされているようなものは口に入らないように、そんな対策を日ごろから心がけるべきであるし、国、県もそうした方向で適切な指示を出していただけるような、そんな取り組みをしていただきたいと思っています。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） よくわかりました。これからこれは検討課題に当然なると思うので、ぜひこの安定ヨウ素剤について、これはたまたま甲状腺が中心の話なんですけれども、特に内部被

曝はね、これは村長もご存じだと思いますけれども、私ども、この白馬村で6回のね、この原発事故以来、6回勉強会を開いております。その都度、職員の皆さんもそうだし、同僚議員の皆さんもそうだし、それから学校の先生とか、その他、まだわからないことがいっぱいある。さっきも、外部被曝と内部被曝のことを言いましたけれども、前々回のときには内部被曝のことを取り上げてね、そのとき環境課長にも来ていただいて、特に内部被曝がやはりここで非常に大きな問題になると思うんです、これからもね。今、村長言われたとおりなんですよ。勉強会をね、これから、これは終わりなき旅というふうに私は思っているんで、これはもう収束することはちょっとね、このままだと。まして稼働し続ければね、原発を稼働し続ければ、永遠にこの問題というのはもう、それこそ終わりが無いわけですよ。そういう意味で少しでもね、この放射性物質について科学的に学ぶということも必要ですけども、まず何よりも原発を知るという意味でね、勉強会をこれからもずっと続けていきます。これからもご案内を差し上げますので、ぜひ参加していただきたいと思うんです。特に、前々回の、これはそのジャスコ、店長さん快く来ていただいてね、丸山課長と並んで話をさせていただいたんですけども、何しろ大手のスーパーがここには3つあります。そのうち、あとの2つは余り反応がよくなかったんで、ジャスコの店長に快く引き受けてくれたんで、特に、飲食、食べ物を扱うお店の店長としてね、見解と申しますか、心得みたいなものを聞かせていただいて、大変いい勉強会だったと思います。

2月に7回目の、テーマはまだ決まっておられませんけれども、やるんでぜひ、余りにもね、ちょっと無関心すぎるんじゃないかと私は危惧しております。ですから、これは永久にテーマはその都度その都度考えて続けてまいりますのでぜひ関心を持っていただきたいということ。

それから3番目の子どものことは、1つだけ私も60名というふうにさっき言われましたけれども、1つだけ紹介をさせていただいて、次の質問に移りたいと思うんですが、南牧村の村長さんの話を1つだけ紹介させていただきます。これは300名の方をね、招待して、これ夏場です。子どもたちはこの真夏の暑いときにマスクをして長そでを着て、これはもうとても地獄ですよ。そういう子どもたちに手を差し伸べたいということで、300名を八ヶ岳のふもとに招待をしたと。

子どもさんたちに何が一番したいか、何を今やりたいと言うと、プールに入りたいということで大変喜ばれたそうです。こういう連帯感を常に、ましてやこういう世界の白馬が率先してね、もう定期的に、さっき村長言われたとおりで、これを継続してやっていただきたいということなんです。ここはご存じのとおり、雪の聖地ですから恐らく、特に被害をこうむったのは海辺に近いね、原発に近いということは海辺に近いところが大体大きな被害をこうむっているわけですから、そういう子どもさんたちを定期的に手厚くというか、必ず喜ばれるはず。ですから、長野県には77も市町村があるわけですけども、やっているところもたくさんあると思うんですけどもね、積極的にむしろ率先してプロジェクトチームでも何でもつくって、とにかく白馬

の冬を楽しんでください、あるいは夏を楽しんでください、1年中いいところですから、ぜひそういう子どもたちをね、招待して継続的にこういう、これは終わりがいいわけですから、ぜひその対策といたしますかね、これは引き続きあらゆる手だてを尽くして子どもたちを招待すること、こういう何といたしますかね、子どもさんたちが喜ぶことを白馬村が率先してやるということ、そのことをお願いして、次の質問に移ります。原発の問題は、これは終わりがなき旅なんでまたその都度やらせていただきます。

下水道受益者負担金の方に入らせていただきます。初めに申し上げます。下水道受益者負担金の徴収不納時効問題は村民の不公平感、行政への不信感が表面に噴出しております。1億円を超える未収金問題が明らかになった後で設置された、議会の下水道受益者負担金調査特別委員会や決算特別委員会でも疑問点は解消されない部分がかかなりあります。不信感が解消されるどころか、ますます大きくなっていると思います。これらを解決することが村民の村政への信頼回復のためにも緊急、重要な課題だと思っております。以下について村長の明確な回答を求めたいと思っております。

1つ目は、1億円を超える徴収不納問題、今年の7月の新聞報道以来、村長から村民への説明は7月17日付で、行政区を通して配布された「白馬村公共下水道受益者負担金未収金の欠損についてのご報告とおわび」と称する文書だったと思っております。この文書も1億円を超えることを意図的に隠した9,900万円の欠損金と記載するなど、村民への十分な報告とおわびにはなっていないと私は思います。村長が監査委員に要求した内部調査報告書の監査結果は、村のホームページに掲載されていますけれども、これはコンピューターでアクセスできる人は見ることができますけれども、アクセスできる者しか見ることができないと。何よりもその内部調査報告書、これは6月28日の内部調査報告書、そして何よりもその内部調査報告書は村民にはまだ全く示されていません。議会での審議状況、これは一応議会だよりであらわしております。しかし、「広報はくば」には全く記載はありません。今後村民に対してどのように説明をするつもりなのでしょうかということが1つ目の問題です。

それから、2つ目は行政の責任で速やかに説明会を開く、そういうこともこれから申し上げますけれども、これまでの議会で公共下水道受益者負担金調査特別委員会や決算委員会などで決算書や内部調査報告書、特別委員会に出された加入分担金として賦課する一覧表などに間違いや未説明事項が数多く出されておりますので、それは実際に解明できるかどうかという問題が、2つ目です。

それから3つ目は、来年度に東部農業集落排水事業は公共下水道と統合することになっていきますけれども、負担金の扱いはどうなるかということが、3つ目です。

それから4つ目は、村民の中には受益者負担金を請求どおり払った人、時効になった人、賦課がえになった人が混在をしております。不満は募っております。不公平感を抜本的に解決する考えはあるかという、その解決策、それをお尋ねしたいと思っておりますが、最初のまず、以上4点につ

いて最初の答弁をよろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員の下水道事業受益者負担金問題についてのお尋ね、4項目に分けてご質問をいただいております。

ご質問にお答えをする前に、この下水道受益者負担金の時効問題、未納問題については、村民の皆様への行政に対する不信感、信頼を大きく損ねてしまったことは本当に申しわけなく思い、おわびを申し上げるところでございます。

この経過については、小林議員ももう既にご承知のことですけれども、まだ最終的な決着を見ているわけではございません。村民の皆様に対する説明についても、1回、経過の報告についてお知らせをしたところでありすけれども、決して十分であるというふうには思っておりませんけれども、10月の12日の区長連絡会において、一応そのときまでの経過、そして原因等について説明をさせていただき、また10月の12日から11月の12日まで10会場で行いました地域役員懇談会においても、そのときまでの経過、わかった事実を申し上げ、おわびをしてきたところでございます。

今後につきましては、村のホームページや「広報はくば」、ユーテレ白馬、7月17日に配布をさせていただきましたチラシなどで、そのときお知らせができる情報として出せる情報をお出しをしながら説明をしてきたところでございます。細かいいろいろな時間の経過とともに明らかになってきたこと等もございしますが、それをまだ逐一すべてご報告をするわけにもいかないでいるわけでありすけれども、もう私としては率直にこの原因を、ある程度推測ができる状況になってきました。また、監査委員の方からも監査をしていただき、議会の皆様にもご報告をさせていただきました。それなりにご判断をいただける資料は提出できたというふうに思っておりますけれども、前段で申し上げましたように、最終決着をするにはまだ時間がかかるところでございますが、監査委員の厳しいご指摘を真摯に受けとめながら、この全体像についての経過の説明と今後の対策については、情報として全村民にお伝えをしていくことを前段でおわびかたがた申し上げさせていただきます。

2番目の決算書や調査報告書、特別委員会資料に間違いや未解明事項が存在をしているという事項についてでございますが、決算書及び各種資料の数値に間違いがありましたことにつきましては、これについても深くおわびを申し上げますし、この数字を何回か訂正したことから、議会の皆さんからもご不信をいただき、その数値に、最終的な数値に間違いがないかどうかを監査委員の皆様をお願いをしたところでございます。

それはそれといたしましても、この数値の間違いがなぜ起こったかということについて限定して調査をした結果は、一人ではなくて複数の職員によるチェックが大事であり、これは今後に向けても徹底をさせていかなければいけないというふうに明確にわかったところでございますし、

未説明事項ではございますけれども、特別委員会で議員の皆様から、なぜ不納欠損処理をしなかったのか、なぜ数値に間違いがあったかというような質問も多々ありましたが、何分にも10数年前に発生というか、この問題が出たことから大勢の職員がかわっております。率直に申し上げて過去を振り返るには資料の不足のところもございます。数年にわたっての事務処理でありますので、現担当課長がすべて明快にお答えできないこともあり、時によっては不明ということでお答えをしたことも多々あるかと思っておりますけれども、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいと、このように思いますけれども、できる限りの過去にさかのぼって、明快、正確な情報として出していきたいと、このようには思っているところであります。

次に3つ目の、次年度に農業集落排水施設東部処理場と統合予定になっている負担金の扱いはというお尋ねでありますけれども、東部農業集落排水地区の公共下水道供用開始は平成26年4月を見込んでいるところであります。現在、担当課では統合後の受益者負担金について検討をしており、担当課の案ができたところで、課長会議に諮ってまいります。

なお、東部地区排水処理組合の皆さんには新たな受益者負担金も含め十分な説明をしご理解をいただく考えでございます。

4つ目の受益者負担金を払った人、時効になった人、賦課がえになった人があるが、不公平感の抜本的解釈を目指す考えはとのお尋ねに、あわせてあればその方法はとのお尋ねでございますが、不公平感をどのように解決するかとのお質問でございますが、何らかの手段が講じられないかを、他の市町村でもこのような事故事例がたくさんございます。そうした事例も参考にさせていただき、さらには法律等の専門家や行政の上部機関等にも相談をしながら、今、検討をしているところでございます。その場で出た結果につきましては、真摯に受けとめながら不公平感を取り除く努力は、行政挙げて精いっぱいに取り組んでいきたいと、このように思っているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

下水道事業負担金問題については、私の方からの答弁は以上とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 1つ目のですね、村民に対してどのように説明をするのかという質問なんですけれども、今、村長いろいろ言われましたけれどもね、やっぱり知らない人多いですよ。それでこれはご存じのとおりなかなかね、どんどんどん日数がたつにもかかわらず、一体何なんだと、一体どういうことなんだと、そういう質問がね、どんどんどん問い合わせが増えてきているわけですよ。

私はね、これはもうはっきり申し上げておきますけれども、やっぱりね、いろんな懇談会の席だとか、あるいはホームページだとか、いろいろ知らしめているというようなことを、今、村長言われてましたけれども、実態はね、まだわかってないんですよ。私ども、ご存じのとおり、民報を出しました。あれでもってね、随分よくわかったと。つまり我々仕事よりも行政の仕事だと

思いますよ。ですから行政の責任でね、速やかに、私もそれこそ説明会を大々的に開くと、村民にね、丁寧に説明すべきだということをね、これをお願いしたいと思いますね。まだまだね、不十分です。何が起きているのか。

特に内部調査報告書、これなんかは村民はまるっきり知らないわけですからね。それから監査結果のこの報告書、これはさっきも言いましたけれどもね、コンピューターにアクセスできる、できて読めたとしても、その監査の対象、内部調査報告書、このものを知らないわけですから、監査報告は当然ね、これはとても理解できる代物じゃありませんよ。議会だって監査報告を見てね、なかなか読み切れない、そういう代物だと思いますよ。ですから、経過では、途中経過でもいいと思うんでね、やっぱりこれはね、説明会を開くべきだと私は思います。

このことを申し上げて、この2つ目の問題なんですけれども、これは追加の質問になりますけれども、決算の間違い、それから監査結果でもこれは6ページなんですけれども、原因は確認できなかったと、決算の間違いですね、と報告されている。間違いは発覚してから6カ月近くたって原因が明らかにわからない、理解ができない。決算が違っていることは行政を信頼できないこととなります。その原因もわからないでは全く信頼はできないこととなります。

この2つ目なんですけれども、これはぜひちゃんとした答弁いただきたいんですけれども、このB&Gプールの時効になった負担金を徴収したことに関連して、一般の村民の時効になった負担金の徴収がある可能性があり、調査を約束しましたが、その調査は進んでいるのか、どこまでわかったのかということ、これはお尋ねしたいと思うんですね。監査結果でもね、これは5ページなんですけれども、時効により消滅しているはずの受益者負担金が賦課されていた可能性があるとなっている。監査結果ですね。もうはっきり言っていただきたいのは、答弁いただきたいのは、時効の負担金を徴収したことがあったのかなかったのか、行政として確認できたのか。B&Gプールの時効の負担金徴収に関連した部分なんですけれども、このことについては、今、お答えいただけますか。お願いします。お答えいただけるようでしたら。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からお答えいたしますのは、今、小林議員、村民にお集まりいただいた説明会の開催の必要性もいただきましたが、誤解だけはしてほしくないのは、何としても私どもも正確な情報を、可能な限り正確な情報を村民の皆様にお示しをしていきたいということで、まだ調査をしている部分もありますけれども、監査報告も含め資料を全村民に配布ができないか、今その検討をしているところであります。

なかなか要約をしたもので、果たして理解がいただけるかどうか、詳しく理解をしていただくには一番どういう方法がいいか、決して長引かせることなく、一日も早くやりたいという気持ちは持っておりますので、その取り組み姿勢については、ぜひご理解をいただきたいと思うところでございます。細かい、今、言われました時効問題については、課長の方から答弁をいたします

ので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは私の方で、2つ目ですね、数値に間違いがあったということで、この辺につきましては特別委員会で、その決算についての説明をする中で、数字が間違えているというようなお話をいたしました。

それですね、やはり、今行っている作業、これにつきましては、この後の篠崎議員からもご質問がございます。その折にも村長の方から答弁をいたしますが、調査報告書にある、調査報告書2ページでございます、平成6年度から平成23年度までの決算数値という一覧表がございますが、このうちの中の21年度、22年度の滞納繰越調定額、こちらの方に調定が合っていないというようなところが見つかりました。

それで端的に言うと、20年度の滞納合計額が21年度の滞納繰越分に数字が入ってくるわけですが、それが入ってなかった。それが翌年度もあったということで、現在やっている作業は多分、その数字の違いについては過去の年度においては、いわゆる調定を減額しているという処理があったため数字が合ったわけなんです。この2カ年度については、減額調定がないにもかかわらず翌年度の滞納の方に数字が合っていないということでありました。ですので、現在、考えられることは、現年調定額と滞納調定額が一部混同しているのではないかという可能性があるということで、システムの中の数字を1件、1件、調定額をチェックしているという状況でございます。

またBGの関係でございますが、こちらの方は、取ってはいけない負担金を取ったというのではなく、賦課されていたなかったと、賦課年度に賦課されていなかったということで、この処理については、まだ庁内でも結論がついておりません。早急に庁内で理事者を含めてこの徴収した負担金についての処理を考えていくつもりでございます。

また、時効物件の調査でございますが、こちらにつきましては現在の作業が1名の臨時職員と担当係長の方で2名で行っているわけですが、とても今やっている作業で手がいっぱいでございます。時効物件の調査というのは、これについてはかなりの仕事量になってきます。やらないと言っているわけではないんですが、今後順次、人的にも補充をしていただく中で、このような過去の物件のチェックをしていきたいという考えでございます。

また、時効のものを、徴収したものがあのかの関連でございますが、現在9件ございまして、これにつきましては、12月の補正で、昨日、私、説明申し上げましたけれども、受益者負担金還付金を計上して9件については対処したいというふうに考えております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありますか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 今ね、課長、よろしいですか。今ね、とにかくね、時効になった負担金

のね、徴収があるか。要するに、これは調査すると、この前約束しているわけですよ。要するにあったかなかったか、これだけ聞いているんですよ。これはもう可能性があるということ監査の方で言っているわけですからね、だからあったかなかったかということだけ、それだけ言っていたらいいんですよ。それでもう時間が全然なくなっちゃったんでね、申し上げておきます。

この監査結果ね、これはね、書類が存在しない、書類の提出がない、確認ができなかった、推測される、このオンパレードなんですよ。これはもう監査された方、本当にお気の毒だと私は思います。これでまともな監査ができるわけじゃないんですよ。

昨日、これ申し上げておきますけれども、村長の村長あいさつ、受益者負担金システムが適正に管理されている、受益者負担金管理システムが適正に管理されている、これを前提にして時効額が正しい、そういうことを昨日の文で書かれてあります。正しいと監査をいただいたと、そういうふうに言われておりますね。しかしね、これ、監査委員さんはね、書類が存在しないで、やむなくシステムが適正に管理されている前提で推測をしているだけで、調査特別委員会ではシステムでは出てこないなどの答弁で、システムが適正に管理されているとはとても、これは思えないんですよ。監査結果については、明日、つまり昨日のことなんですけれども、この監査の結果でね、疑問点が全く解明されているわけではない、むしろ疑問点が逆に増えているというふうには思います。こういう未解明事項がたくさんあるわけで、本当に解明できるのかどうかということですね、これが非常に気になります。

とにかくね、そういう疑問点が解決され、問題点が明らかにならなければね、どんな小さいことでもお金にかかわることですから、もう大変なんですよ。1円でも違ったらいけないわけですから。そういうね、改善策、防止策はこれはもうね、どんな小さいことでもね、いろいろ聞いても監査だってこれ以上の監査は恐らくできなかったと思うしね、まだまだ細かいことがたくさんあります。そういうことの1つ1つが解明されて初めて改善策が出せるわけで、それでもう議長、時間ありませんね。

議長（下川正剛君） あと2分です。

第10番（小林英雄君） そうですか。じゃあ、もうとにかく、あと3番、4番とあるんですけども、ちょっとお答えは結構ですから、ちょっと言わせていただきたいと思いますが、昨日の村長のですね、昨日の今日ですから、大変厳しい報告内容を真摯に受けとめ、早期の解決と信頼の回復に努力してまいりたいと考えております。改めて村民の皆様に深くお詫びを申し上げますという、こういう結びになっているんですけどもね、やっぱり損害賠償のことも書かれてあります。これは、この文を読むとね、下水道受益者負担金問題がまだ調査の途中ですよ、まだ何も解明されていないことが圧倒的に多いんですよ。だから、これでもってね、例えば、非常に厳しい監査報告をいただいたと、このままね、これで一巻の終わり。議会の方も特別委員会はとて

もこのままね、たたむわけにはいかないんで、これからもどんどんいろいろ、まだ不明なことについては、どんどん出させていただいて回答をよろしくお願ひしたいと思ひます。とにかくこれで終わりではないということをおし上げておきます。

それからすみません、もう時間がないんですけれども、この3番目のね、これは私は思うんですけれどもね、来年の、3番目です、来年度に東部農業集落排水事業が公共下水道と統合することになっている負担金の扱いはどうかということ、このことについてなんですけれども、これはね、はっきりおし上げておきますけれども、受益者負担金、これは徴収すべきではないということをおし、言わせていただきます。公共下水道受益者負担金、これ条例です、これはね、やはりとてもね、無理があるんです。やっぱりね、これは抜本的にね、公共下水道負担金の条例です、これをね見直す必要があるんじゃないかということをおし上げておきます。

それから、もう本当に時間がないんで。

議長（下川正剛君） 小林議員、質問時間が終了いたしましたので、簡潔に。

第10番（小林英雄君） はい。先ほどね、松沢議員が課長会議のことにちょっと触れておりますけれども、課題検討課長会議という、これは珍しい言葉なんですけれども、あれから、これがセットされてからですね、この下水道の問題についてはこの課長会議でテーマとして取り上げられたことは、この検討会議でありますか。それだけちょっとお知らせください。それで私の質問を終わります。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 課題検討課長会議では、取り上げております。ちょっと時間が終わった後でつけ加えさせていただきますけれども、私どももこれで終わったということで、昨日のあいさつをしたわけではありませんので、まだ我々自身も解明を納得いくまでやって締めくくりをするというのは当たり前のことです、その辺のところについては、ぜひ我々の思いを受けとめていただきたいなど、こんなふうにおしいます。

議長（下川正剛君） 小林議員の質問時間が終了いたしました。第10番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。よろしくお願ひいたします。それでは通告どおり本日は3問の質問をお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、下水道受益者負担金問題についてでございます。これは今、小林議員も質問されたところでございまして、少々重なっているところもあるかと思ひますけれども、あえて出させていただく部分もございましてお願ひしたいと思ひます。

この問題につきましては、この7月にメディア向けに発表がなされ、住民にも一応チラシで報告がされているということでございまして。現在においては地方自治法第199条第6項の規定に

基づいての村長からの要求を受けての監査結果が11月27日に報告をされ、11月30日からは村のホームページでこれが公開されているという状況でございます。

しかし、この間ですね、先ほど小林議員もおっしゃっていらっしゃいましたが、この問題に対しては、住民に向けて特に詳しい説明、途中の説明というものもなく、どのような体制で実際調査が続けられてきているのか、それよりももともとこの問題って本当は何であるのか、どういうことであるのかということすら、まだまだわからない住民がいっぱいいらっしゃるようでございます。

ホームページの公開というのは、先ほどもありましたが、やはりアクセスできる人、する人のみに情報が届くという限定された条件のものでございますので、情報公開の1つの手段をとっているにすぎないとしか言えないと思います。

私ども、議会も住民との懇談会をこのごろたびたび開かせていただいておりますが、例えば老人クラブ連合会の皆様方、商工会の皆様方、地区の役員の皆様方等々の懇談会などを開催しておりますが、これに参加された方たちの中からは、この問題についてのご意見や感想が本当にたくさん出てまいります。時間の半分ぐらいがこの話で終わってしまうぐらいな、それぐらいの関心の高さでございます。そこには、原因は何であったのかということ、そして今、何をどうやって対策して対応しているのかということ、そして今後どのようにしていくのか等々のほかに、時効となった未収分について、一般の住民の方が自分たちの税金をもって補てんしなければならないのではないかと制度上、これはあり得ないことではありますけれども、そういったことを想定しての不安の声も伺っております。これはひとえに説明が足りないからだと思えます。

行政として住民に対してこの問題に対しての正しい理解を持っていただくことは、住民にとってばかりでなく、行政事務を遂行する上でも非常に重要なことであると思えます。現在、その後の状況というものが村民に報告されているとは言いがたい状態でありますので、その対応というものに対して住民は、ますます行政に対しての不信感と失望感です。ああ、行政、何やっているんだというこの失望感がとても住民の中から感じられますが、それを抱くことになっていると思えます。それらを含めまして、以下についてお伺いをいたします。

特に、最初です。特に7月に村民に報告して以降の庁内の調査や対応の実施状況、監査要求の実施状況について、具体的な経過と結果をお伺いいたします。

そしてまた、前回、私の質問にお答えをちょうだいしておりますけれども、第三者委員会でございますが、監査要求結果の結果を見たりして、必要に応じて立ち上げるとされています第三者委員会については、どのように検討されているのかをお伺いいたします。

そして、近隣自治体におきましては同様の事例があった場合、今まで損害賠償等を行ってきておりますが、それについてはどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員の一般質問3項目にわたっていただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初の下水道事業受益者負担金問題についてでございます。最初に7月以降の庁内の調査や対応の状況、監査要求の実施状況についての具体的な経過と結果をお尋ねでございます。

庁内の調査の実施状況でございますが、今、この問題点の解明については臨時職員1名を採用して、今いる経過の事務取扱のわかる職員をそちらに回し、受益者負担金管理システムの数値と財務会計システムの決算数値が合致しない平成21年度、22年度、及び23年度の3カ年につきまして、その原因調査をしております。

調査内容につきましては、変更のあった調定の確認と各年度の調定額の再確認をいたしております。

監査要求監査の結果につきましては、先月の27日の議会公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会において、ご説明をさせていただきましたとおりでございます。監査要求は8月の8日に提出をさせていただき、8月の23日から11月26日までの間、監査をしていただきました。

なお、監査結果については公表する義務があることから11月30日に村のホームページに掲載をさせていただきました。また、村民あてに監査の結果の内容について要約したものを全戸配布したいと考えております。

これはもう村民にお知らせをするということは、最初からもう認識をしていたところでありまして、議会の皆さん方から言われました数値の間違い、これを何としても正さなければいけないということで、その数値の誤りについて議会の皆様から厳しいご指摘の中で、数値の正確性を監査していただくには、監査委員が一番いいという考えのもとで監査委員をお願いをしたところでありまして、監査委員さんには、長期にわたって大変ご苦勞をいただいたわけでありまして、賦課徴収が始まった平成6年までさかのぼっての調査をするについては、その実態をあらゆる書類整備がしてあったのか、ないのか、証拠となる書類が存在をしないことから監査委員の皆さんも表現に大変苦慮されたと、このように思っておりますし、大変なご迷惑を、ご苦勞をいただいたというふうに理解をいたしておりますけれども、我々としてもその古い部分についても今、推測できる点で十分な推測をし、より正しいものに近いと思われる数値をもって村民の皆様にお知らせをしていくことが何よりも大事だと、このように考えて今、取り組んでいるところでございます。

決して、これで終わりとか、責任逃れをするつもりはございませんけれども、今、実際私どもでどこまで解明できるかということも課題でございますので、決して時間を私ども自体が過ぎていくのが本当につらいところでありまして、ぜひその辺のご理解はいただきたいと思っております。改めて村民の皆様にかかる資料でお知らせをしていくということは、お約束をさせていただきますと思っております。

それから、2つ目の第三者委員会についてどのように検討をしているか、それから近隣自治体では同様の問題に対して損害賠償を行っているが、どのように考えているかとお尋ねでございます。この2つ目の第三者委員会の立ち上げと損害賠償につきましては、関連があるので一括お答えをさせていただきます。

第三者委員会については、9月定例会でも同様のご質問をいただき、第三者委員会は監査委員会等の調査結果を踏まえて必要に応じてとお答えをしたとおりでございます。監査委員会等に当たる議会特別委員会の結果を踏まえて調査結果の再検証、再発防止のための対策、損害賠償対象事案であるか、あるとすればその額や対象者の範囲などを検討するための組織が必要と考えていますので、近隣自治体の先例を参考にしながら対応をしたいと考えているところでございます。この組織等についての調査、対応は副村長がやっておりますので、その経過は副村長の方から説明をさせていただきます。

私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 窪田副村長、答弁を求めます。

副村長（窪田徳右衛門君） 最初に私ども、管理監督にある立場にある者の不行き届きから事務の適正を欠き、このような大きな社会的な問題になってしまったこと、改めて私の方からもおわびを申し上げ、本当に深く、深く、深く反省をして再出発に期していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第三者委員会の立ち上げについては、村長がご答弁したとおりであります。私としましては、県の上部機関、あるいは法律の専門家と相談をさせていただいているところであります。今後の対応策について特に、法令や財務について、より専門性の高い知識のある人たちからの再検証なり再検討が必要であろうかということで、第三者委員会の立ち上げを検討しているところであります。

ではどういった組織になるのかということでもあります。これは確定ではありませんけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、法律分野の専門的な立場の人、それから財務、会計、経理の専門的な立場にある人、それから行政において私どもの上部機関に当たる者等々の人たちから構成される第三者委員会で適正な審査をしていただくことが好ましいのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、第三者委員会につきましてですが、これは要するに問題をいつごろまでにとということも重なってくる部分ではありますが、いつごろをめどにとということがあるんでしょうか。

それで損害賠償については、明確なお答えいただけませんでしたけれども、第三者委員会の判断の中で判断していただくというふうにお考えになっていると理解してよろしいですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 第三者委員会の立ち上げについては、議会特別委員会で皆さんのご意見を伺うなどして、できるのであれば年明けに立ち上げていきたいと思っています。

いずれにしても条例設置ということを考えております。諮問答申の関係にある検討委員会が適切であろうかと思っております。

また、損害賠償の関係についてもこれだけの大きな事案について何もしないのかという思いは多々あるかと思えますけれども、公務員に対しての損害賠償については、法律的な規制があります。その根拠をどこに持っていくかということがありますので、これは法律の専門家を交えて慎重に検討させていただきたいと思えます。

地方自治法の243条の2については、職員の損害賠償という項目があるんですけども、これについては会計管理者、それから支出負担行為を行う者、それから前渡資金を受けた者、それから工事等の検査をする者等の職員についての規定があるわけでありましてけれども、今回はそういった部門から外れている職員であるということで、想定するのは民法によるところの請求になるのかなと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、大きな事案でありますので、慎重に法律の専門家を交えて検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

すみません、ちょっと、今、話している中ではかなり大きな事案でありますので、この第三者機関での調査についても、それなりの期限を要しますよという話は伺っているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） おっしゃるように、条例のところも整備してつくっていかねばいけないうことなので、時間のかかるのもわかりますし、丁寧に対応してもらいたいと思えますが、そうは言ってもぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思えますし、損害賠償の部分も当然縛りはある中ではございますけれども、やはり検討のテーブルに載せていただきたいというふうに思っております。

それでは、監査要求の結果が出ておりますので、その部分についてもちょっとお伺いしたいと思っておりますが、まず何といたってもこの公文書の管理でございます。公文書がないということ、これについて率直にどのように思われているのかというふうにお伺いしたいと思えます。

今回の監査の際にはですね、監査委員からの方のこの結果によりますと、監査処理状況の事務書類の提出を求めた際に確認できる書類の提出がない、また催告書発行、臨戸訪問、納付制約などの事務実施状況についても書類の提出がなく、確認できないという報告になっております。ここまで明確に指摘を受けております。今後これらの事務処理の書類管理についてはどのようにされるのかをお伺いしたいと思えます。これは下水道関連だけではないと思えます。たまたま今回

の下水道のことが起きましたので、ここまで詳しい調査が入っているわけですがけれども、これはもう当然、行政としてはやっているものだと私たちは思っていますが、実際はこうだということに驚きもありますけれども、今後この書類の管理、公文書としての管理についてどのようにお考えになっているかとお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、篠崎議員からご指摘をいただきました。私の立場から言うのは適切ではないかもしれませんが、私もこの問題が起きて書類が、帳票がすべて十分管理をされていなかった、残っていなかったということについては、私自身も正直、えっ、という感じであります。これも、今を預かる者としての責任も当然あるわけでありまして、議員ご指摘のこの書類関係全般にわたっての管理体制をきちっと構築をしていかなければいけないと、このように考えております。

この問題については、今いろいろな課題を抱えております。そして課題検討課長会議等でも検討しておりますけれども、その管理方法等、これはやはり一人一人の職員が自覚をしてくれなければ困ることでもありますけれども、それとあわせてやはりきちとした管理体制をマニュアル化するということも必要なことであろうかと思えます。課題検討課長会議の中で、十分議論を尽くしながら今後については、そうした書類の管理、不手際がないような形をぜひとも構築していきたいと、そういう強い思いは強く私も持っているところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 公文書の管理はもう当然だと私は思います。行政であるからゆえに当然のことですので、ぜひこのところは、今、マニュアル化といういいお言葉がありましたけれども、そういうふうにしていただいて、だれがやっても同じように書類も残っている、管理もできるというふうぜひ構築していただきたいと思います。

ちょっと、それでは話は変わりますが、徴収猶予の件について少しお伺いをしたいと思います。この負担金の徴収の方法の中の1つに、徴収猶予というものがございますけれども、徴収猶予についてはこれは実際、農地転用、例えば農地であるものが転用されて宅地化されるまでは、結局、徴収、賦課ではなくて徴収が猶予されるということなんですけれども、実際今までの、平成7年から賦課が始まり、徴収が始まった、ごめんなさい、6年からですね、始まった、それから今までに負担金となって実際に徴収がなされたところは、徴収猶予の部分から徴収されたところというのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 徴収猶予で一番件数が多い、要綱を見られて質問されていると思うんですが、第2条の方に猶予の要件がございます。最も多いのは農地、いわゆる台帳、現況と

も畑、田んぼの場合の猶予が一番多いと思います。これまでに、今、件数等は調べていないので言えませんが、当然農地転用されて住宅ほかの建物が建てられているわけで、毎年。それについては、農政の方と連携をとりながら納税にかかるような物件について、徴収猶予を解除して徴収をしていくというような事務は過去からやっていると聞いております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） そのように聞いておりますという答弁ですのでちょっと心もとないところではございますけれども、この徴収猶予のところに対して、今、農政の方と連携をとっているというお話ではございますが、この土地利用の現況の確認調査等々、あるいは所有者の現況調査などについてはされているのでしょうか。農政の方と連絡をとる、あるいは税務課の方と連絡をとるということが、これが漏れなくということであればですけども、例えば知らないときに、いつの時点でどのように変わっているのかということに関しては、要するに要件に当てはまっていたものが、それが解けたときからは徴収が始まるということでございますので、その確認調査についてはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 現況確認については、条例等にもございますが、猶予に関してもその土地の現況を担当者が見て判断をしていくようになっております。また、先ほどの農政係との関係についてももちろん、先ほども言いましたが、農転があるわけでございまして、現住民に聞きながら確認をしているという状況でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 要するに転用されて宅地化などになったときから徴収は始まるということですので、それについてもちゃんと時効がその時点から始まるという考えのもとに、やはりきちんとした調査をされたいと思いますが、これだけの広い面積のところを、今おっしゃるような状態でいって調査が実際できているのでしょうか。例えば何年に一度は全部調査をするんだとか、あるいは猶予の更新手続は何年に一遍はするんだとか、そういうことはどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 猶予物件のいわゆる更新手続については、当村についてはされておられません。他の町村に確認したところ、やはり定期的に、例えば3年ごと等、更新をしていると聞いているので、そちらの方も今後そうしていくべきと考えます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） これももしかしたら時効を生む原因になるということになりますので、

ぜひこのところもやっていただきたいと思います。

あと、もう1つ区域外流入についてでございます。先ほど小林議員の中でも少しお話がございましたけれども、今回、東部農業集落排水が統合するということに関しては、当然区域外になるということだと思いますけれども、条例を制定するというお話もありましたが、その進捗状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 区域外流入につきましては、基本的には受益者負担金に関する条例の第2条に、いわゆる白馬村公共下水道条例の第14条の規定により排水区域外汚水の排除を認められたものにつきましては、同様の受益者という扱いにするというふうになっております。9月の一般質問のときに、区域外流入について今後、条例、規則を定めていくというように申し上げました。すみません、委員会でした。これについて本来の12月の今回の議会に出す予定であったんですが、多少中身の不備、また本条例の改正もしなければいけないというようなどころが多々見つかりました。それで、今後区域外流入については、現在全く条例も規則もないというものではないので、早ければ3月、そうでなければ次の議会にきちんとした上部条例の改正、それから新たな条例の規則の制定を現在検討しておりまして、早いうちに出していきたいと。それについては、まず東部の統廃合の新規の扱いというのが非常に問題になってくるので、これを地元の組合の皆さん、地域の皆さんの皆さんとも十分理解をしていただいて、その辺の扱いを定めていきたいという考えでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 下水道のことをまだまだお伺いしたいんですけども、ちょっと時間もきておりますが、この区域外についてはもともとの根拠、根拠法となるものが違うんだと思います。賦課の形が、都市計画法の部分と地方自治法の部分の分担金と、もともとが違うわけですから、やはり本来ならばきちんと条例は別立てで整備されているべき、最初から整備されているべきだったと私はそういうふうに理解していますので、今、条例を見たら直さなければいけないところ等々というお話もございましたが、もう一度、条例も全部見直していただいて、小林議員のお話にもありましたけれども、不備のあるところも一緒に合わせながら、条例をきちんとしたものに整備していただきたいと思いますというふうに思います。

最後に1つだけなんですけれども、全庁でというお話がたびたびあるんですけれども、課長会議にもというお話があります。しかしながら、今までは時効に対しての知識不足、あるいはコンプライアンスというものへの認識不足、事務処理を怠ってきたこと、一重に言えばこれだけだと言えればそれまでかもしれませんが、今後に対してということもございますので、今後の課の体制、あるいは管理体制、これらについてどのように対策をとっていかれるか、最後にお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今日の一般質問、最初にいただいたところでもお話をいたしましたけれども、何はともあれ、この不祥事を契機に職員挙げて、この今言われましたコンプライアンスの大切さ等、認識をしなければいけないということで、既にこのコンプライアンス研修会等も既に始めたところでございます。

その全職員が共通の認識を持つという、その内容の濃い薄いはありますけれども、ぜひ全職員に理解をしてほしいという思いを強く思っておりますので、その認識を高めること、そしてまた課の人員配置が適正であったのかどうなのか、その見直しも始めることで、担当課長会議も既に指示もしてございます。

この事件を契機に庁内体制も含め、そしてまた職員のコンプライアンス意識の確認もさらに向上させるための努力をしていきたいと、このように思っておりますので、ぜひ、その辺のところはご理解をいただく期待を思うと同時に、議員の皆さん方も庁舎を訪れた際に気づく点等がございましたら、どんどん指摘をいただければと、このように思っているところでありますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、管理体制という質問に対してよろしいでしょうか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） いつ聞いても同じ答えしかいただけないような感じがするんです。特に、今回は、先ほどもありましたが、先ほどのチェックというのはちょっと意味が違いますね、事務処理上のチェックのことですけれども、課が何をやっているか、課のところで問題は何か、それを上部の管理者である人たちが、どのようにそれを把握していくのかというところを、最後にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

それから、これごめんなさい、これさっきの体制に関してですけれども、これに関してもそうですが、一過性のものではないよということ、それに関しても、管理体制ということも含めてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最後のまとめになってきますと、篠崎議員、いつも同じ答えを聞いている気がすると言われますけれども、私どもとしても考えられる範囲をお互いに課長会議の中で持ち寄りながら最善の方法を選択をしているつもりでございます。それが、ややもすれば議員の皆さんと合致しないところもあろうかと思いますが、ぜひ、そういう点については私どもも議会の皆様には今、こういうチェック体制でやっているということも情報として可能な限り出していきたいと思っておりますし、今、当面の問題の対症療法ではなくて、今後に向けてこの庁舎がある以上、やはり1つの体制づくりというものはつくっていかねばいけないと考えております。

そういう中で、1つ器を小さくして考えますと、本当にその課が適正な事務処理でできているか、そして担当者からその経過が課長に報告があるか、あるいは課長が適正な指示をしているかどうか、その辺の確認をするシステムをつくっていかねばいけない。課がどの程度の共通認識を持っているか、そしてその課長が定例の課長会議、さらにはその課長が考える中で、やはり全課長に情報を共有してもらい、そういうシステムも必要だということを含めた、やっぱり今、課題検討課長会議であります。課長会議、課長だけですべてを解決するのではなくて、やはりそこへ課長で結論を出していくまでには、下からの積み上げ、そして逆に上からの情報、両方が必要だということでも、きちっと文言でマニュアル化できるのではないかと、このように考え、その取り組みは今後進めていきたいと、こう思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひそのマニュアル化というところをやっていただくようにと思います。ほうれんそう（報・連・相）、私たちはよく、民間にいますと、ほうれんそうという言葉があるんですけども、そういうことも含めて未然に問題を防ぐというのに、マニュアル化というのは非常に役立つと思いますので、ぜひそこも検討していただけたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。次に、子育て支援策についてでございます。村長の今期の公約にもございますが、社会福祉、教育施策の充実ということで、村長の場合は、少子高齢化への対応として、お母さんが安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めます、また子どもたちの健全育成としては、子どもたちは地域の宝です、地域力を養い健やかに育つような施策に努めますという、これ温かいお言葉があります。

当村においては、平成17年度から26年度までの次世代育成支援行動計画というのが策定されておりまして、現在は前期5年間を終わりました見直しをかけて、平成22年度からの後期の部分に入っているというふうに認識しております。当村も少子化の波が本当に押し寄せて来ております。先ほどの松沢議員の質問にもありました。人口の減少については本当に平成13年から社会動態による人口減少が始まり、17年からは自然動態による減少が加わってきており、今は、マイナスの一途であります。子どもたちを応援する支援するものというものは、ひいては家庭を、お母さん、お父さんたち、働く人たちを支援することにも最終的につながりますので、ぜひ子育て支援にも力を入れていただきたいと思います。

そこで、次についてお伺いをいたします。未満児保育についてです。未満児保育については、しろうま保育園で受けているということですが、この保育のニーズと対応の状況についてお伺いします。

次に、ファミリーサポート、これは社会福祉協議会の方で行っているというふうになっていますが、この子育て支援の体制と利用の状況についてお伺いいたします。

また、病児・病後児、この保育についてはどのような体制をとられているのかをお伺いいたし

ます。

最後に、これはお母さん方とても要望が多くて、私もよくお母さんたちとお話をしたり、このごろも車座のようにお話をさせていただく機会を設けたんですが、福祉医療、乳幼児医療費補助の対象年齢を18歳まで拡大してもらえないかという声が結構村の中にあります。これについてお考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員、2つ目のお尋ねでございます、子育て支援策について4項目いただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初の未満児保育のニーズと対応の状況についてでございます。白馬村保育所設置条例において、3歳未満の定員を30名と定めています。平成24年度入所の当初の申込数については、2歳児が22名、1歳児が18名、ゼロ歳児が10名で、合計50名の申し込みがありました。

入園の承諾は、白馬村保育所設置条例第5条に規定する保育の実施基準に定められている保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとするに基づきまして審査をし、承諾の可否を決定をしている状況であります。

ちなみに平成24年度、当初における未満児保育実施数については20名でスタートをし、この12月からは定員と同じ30名で未満児保育を実施しているところでございます。平成25年度における未満児保育の申し込みについては、現在作業を進めている状況ですが、2歳児が27名、1歳児が15名、ゼロ歳児が4名で合計46名の申し込みがあります。このように未満児保育のニーズは、大変多く、条例で規定する保育の実施基準と、その運用基準を設けて審査をし、入所の可否を判断をしている状況でございます。実情、状況については、このようなことでございます。

2つ目のファミリーサポートの子育て支援の体制と利用の状況についてのお尋ねであります。この事業につきましては、白馬村社会福祉協議会が独自事業として行っているところであります。聞いたところも含めてお話をさせていただきたいと思います。白馬村ファミリーサポート事業は地域において、育児や介護などの援助を行いたい者、サポート会員と、援助を受けたい者、依頼会員とを組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、地域の子育て支援及び介護者や要介護者の生活支援を行い、地域福祉の向上を図ることを目的に、平成14年6月に開始をして以来10年を経過しております。

サポート会員は、子育て、介護全体で現在19名の登録があり、そのうち子育て支援を行っていただく方は8名が登録をされております。また援助を受けたい依頼会員は、子育て、介護全体で現在87名の登録があり、そのうち子育て援助を受けたい方は54名が登録をされているのが

実情でございます。

利用状況については、昨年の4月から今年の9月までの1年6カ月で子育て支援98回、介護支援215回の合計313回の利用でありました。月別の子育て支援の利用回数を見ますと、昨年8月の21回を最高に7月の20回、4月の11回、10月の10回と続きますが、今年度に入ってから、7月の7回が一番多くて、それ以外は2回から3回ほどの利用となっているところでもあります。

子育て支援の内容としては、子どもの一時預かり、留守番や子守、買い物や調理等の家事援助となっておりますが、この今年度に入ってから利用数が少なくなっている原因が、どこにあるのか、どういうところが足りないところなのか、その辺の検証をしていかなければと、このように思っているところでございます。

次の3つ目のお尋ねであります。病児・病後児の保育についての体制についてお尋ねであります。村では、白馬村次世代支援行動計画後期計画が平成22年度から26年度の5年間の計画として位置づけられているところであります。この計画書の第4章、施策の展開、子育てを地域で支え合う村づくりの中で、地域における子育て支援サービス、保育サービスの充実の項目として、ご質問の病児・病後児保育が記載をされております。

この後期計画策定に当たり、平成21年度に実施をいたしましたニーズ調査によりますと、希望ありと回答された方がおりましたが、全体の7.8%で数値が大変低いことからこの項目については、実施の検討ということで今、推移をしております。

長野県内における病児・病後児保育の実施市町村は11で、町村においては1町のみとなっているのが実情でございます。これは、あらかじめ看護師の配置も必要と考えなければなりませんので、人員配置による予算確保や集団保育から離れた施設の確保など、ソフト・ハード両面での今後の対策と対応が必要になってくるのではないかと、このように考えております。

こうした中で、病児・病後児の保育を村が直営で実施していくということは、現実的には非常に困難であるというふうと考えております。県内自治体でも外部委託をしているケースが約半数を占めている状況であり、今後も医療機関やNPO法人などの受け入れ先があれば検討を重ねてまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

4番目の乳幼児医療費補助の対象年齢の18歳までの拡大についてであります。県内市町村で18歳まで拡大をしている市町村は28市町村であります。ちなみに、大北管内では松川村が平成22年4月より18歳まで拡大をしております。18歳まで拡大した場合に支給する福祉医療費給付金であります。23年度と24年度の中学生の給付実績に基づき試算をしてみますと、平均で1年間約280万円が必要という結果となりました。これはあくまでも試算であり、医療費が年度により増減があるということをぜひご承知おきいただきたいと思います。

私も中学生まで、15歳までの医療の無料化をするときに、状況が許せばさらに18歳まで拡

大をしたいということは、発言をした記憶がございます。順次拡大をしていきたいという、その裏には非常に医療費の増減、その推移がどうなっていくということを見きわめたいところもあったことは、大きな理由の1つでございます。今の状況から私としても18歳到達後の3月31日までの年齢拡大については、前向きに検討をしていきたいと、このように思っているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

子育て支援策については、以上で私の答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） その特に未満児保育につきましては、今受けているところがしろうま保育園しかないということもございますし、保育に欠ける状況でないと保育ができないんですけれども、保育していただけるということでない逆に働けないとか、そういういろんなこういう何というんですかね、そここのところの兼ね合いがありまして、お母さん方も次世代行動支援計画のところのアンケートにもありますけれども、やはり働きたいというお母さん方、小学校に入りますと約6割の方が何らかの形で働いていますけれども、未満児、2歳以下の方をお持ちの方は約3割ぐらいしか働いていないという結果も出ておりますし、そここのところはできれば、今回ね、枠を拡大していただいているということでもありますけれども、引き続きそういうことを念頭にお願いしたいと思います。

次に、ファミリーサポートの方ですけれども、これは非常に利用率が下がっている。認知度としてはやはりちょっとわかりづらいということもあるのかもしれないんですけれども、ぜひ社会福祉協議会の方とも連携をとっていただいで進めていただければ、ちょっと預けたいというとき、あるいは病気の後の軽い、本当に見ているだけという、お薬だけという子どもさんも、これでひょっとしたらカバーできる部分があるのかもしれないということもありますので、ぜひ社協と連携をしていただいで進めていただきたいと思えます。

また、医療費の拡大について前向きなお答えをいただきまして、本当にありがたく思っております。実際、年収自体が下がっているんですね。この統計要覧等々見ますと、あるいは国保の資料なんかもありますけれども、ここ何年かはずっとそれぞれの可処分所得の部分下がってきております。そういうこともあわせて、これは何というんですかね、お母さん方も非常にお話をすると希望しているところでもありますので、ぜひ前向きに検討していただけたらと思っております。

それとですね、あと遊具についてちょっとお伺いしたいんですが、グリーンスポーツの遊具が前にもお話ししましたが、非常に使いづらいという、小さいお母さん方が行くと、子どもさんが危なくて非常に使いづらいんだということがありますけれども、遊具に関して、例えば検討していただくことはないでしょうか。

私、前、お伺いしたらね、ロープを張ってあって、ちょっと入れないよというかね、危ないよということなのかわかりませんでした、そんなところも見ておりますので、せっかくの

グリーンスポーツですので、多くの年齢の方が集まる場所に子どもさんも来て遊ぶということ、非常に大事なことだと思います。ここについて、変えていただくこと、念頭にあるかないか、あるいはお考えにならないかということについて、お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） グリーンスポーツの遊具につきましては、現在、各方面と調整しながらどのような遊具、そしてどのような形態がよいかということを検討してまいりたいというふうに考えております。今後もご指導等よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 遊びやすい、遊ばせやすい公園を求めて大町市まで行くというような話も聞いておりますので、ぜひ村内にある施設を十分に活用できるように検討をお願いしたいと思います。

続きまして、来年度の予算編成についてお伺いをしたいと思います。そろそろ来年度予算、先ほどもプロセスの説明が同僚議員の質問に対してございましたが、編成に向けて動き出している時期であると思いますが、予算立てにつきましては、将来の白馬村のあり方を目指す方針をもととして、当然に必要とされる事業が策定されるものと思います。しかしながら、なかなかその方針というものが住民には見えてきておりません。そこで、以下についてお伺いをいたします。

来年度の予算編成に当たりましては、その基礎となる将来の白馬村の村づくりの基本方針をどのように考えられているのかをお伺いいたします。予算を編成していく具体的な庁内プロセスはどのようになっているのかをお伺いします。

2番につきましては、重なる部分は時間もありますので、カットしていただいても結構です。お願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員、3つ目のご質問である来年度の予算編成について、2項目にわたってお尋ねをいただいております。お答えをしております。

最初の来年度の予算編成に当たって、基礎となる将来の白馬村の村づくりの基本方針というお尋ねであります。この基本方針のお尋ねについては、たしか2年前の議会でも篠崎議員からお尋ねをいただいたように記憶をしております。

この白馬村の将来のあり方については、総合計画の中で10年間を目標に立てているわけであり、今、現在でもそうありますが、基本的にこの4次総合計画で先ほど、松沢議員の答弁でもお答えをしておりますけれども、基本構想は長期的な見通しのもとに、村の政策目標としての将来像を掲げて、目標達成のための施策の大綱を明らかにするものであり、重ねての答弁ですが10年間を想定をしているところがございます。その下に基本計画があつて、5年の目標を置いているところでもあります。

したがって、予算編成においては、「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」、これが基本理念とした、4次総合計画の基本であります。最終年度である平成27年度までに目指すべき新しい村を実現することを基本方針としているところでございます。こうした答弁を、たしか前回もしたところでありますけれども、なかなか篠崎議員のご理解もいただけなかったところでもありますけれども、将来と言っても私自身、10カ年という見通しは、今の時代にあっては適正ではないかなと、こんなふうに思っているところでございますが、ただ、その基本理念を申し上げた中で、具体的にどういう村かということ言えば、その時々時代の要請によっても変わる部分があるかと思えますけれども、私はここに住むすべての村民が健康で、そして思いやりを持ち、人と人が支え合え豊かさを感じながらこの白馬村に住める喜びと、これからもこの白馬村に住み続けたい、そんなことが実現できる村づくりを進めていきたいと、このように思っております。

こうしたことを実現するためには、いろいろの課題があるわけでありまして。基本計画に例えるならば、環境保全から始まる6つの施策体系、15のプロジェクトで編成をされておりますので、こうした中で具体的に掲げられた事業がどのように進捗をしたのか、事業評価の答申や地域役員懇談会でのご意見などを考えながら、効果的な予算編成を心がけているところでございます。

そういった意味では、今、申し上げましたように、いろいろなプロセスを経ながら予算編成中でございます。何とか、今申し上げた村のあり方、その実現に向けては努力をしまいたいと思えますが、例えて例を挙げますと、地域資源の活用、掘り起こしを行い、活力ある村を目指すとしている中では、具体的に地域資源とは、特産品の開発推進、自然エネルギーや観光資源、小水力、EV、奈良井やスノーハープなどの資源を有効に利用しながら事業の予算を配分をし、白馬村独自の独自色を模索する中で、将来にわたっての地域の活力源となることを目指して取り組んでいるというのも、1つの例でございます。

また、具体的な地域資源の中では、特産品の開発推進グループへの積極的な補助や開発推進のためのバックアップをしていくと、個々の事業の実現に向けて村もともに頑張っていきたいと、こんなふうな思いで組み立てをしているところであります。

非常にきれいな言葉で将来を見越した言葉は表現できますけれども、そこに一步一步実現していくために、小さな事業を積み上げていった結果、そうなるということをよく自分でも認識をしながら時間をかけて目標に向かって進んでいきたいと、こんなふうに思うところでございます。

それについても、やはり目標達成年度等を明確にしながらやっぱり職員がその実現に向けて積極的に取り組めるような体制づくりも、これもまた必要なことであり、先ほどの課長会議等の重要性であるところにも連動をしておりますので、そういうことも全部包含しての取り組みを今後はしてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間が終了をいたしました。第2番篠

崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

議長（下川正剛君） 以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日12月12日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日12月12日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

平成24年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成24年12月12日（水）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成24年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成24年12月12日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横 川 宗 幸
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	平 林 豊	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

訂正をしたい箇所がございます。昨日、本会議を開催する日時が議決された後の確認のときに12月の20日と申しましたが、12月の12日と訂正をさせていただきます。

お諮りをいたします。昨日の村長の発言の取り消しの申し出について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。したがって、太田村長からの発言の取り消しの申し出のとおり、取り消すことに決定をいたしました。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問につきましては議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を行います。

最初に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 第5番太田修です。昨夜からちょっと体調を崩しております失礼があるかと思いますが、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは早速質問に入らせていただきます。今回は大きく3問に分けて質問させていただきます。まず第1点目に公共下水道受益者負担金問題について、また2番目といたしまして観光への取り組みと人材育成について、3問目といたしまして防災対策について、以上を質問させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず第1点目の公共下水道受益者負担金問題についてお伺ひさせていただきます。先日の報道で、白馬村の職員のコンプライアンス研修会を実施し、村民に信頼される村づくりを目指し、公正な行政運営を学ぶとありました。公正な住民サービスの提供に期待しているところでござい

す。

さて、公共下水道受益者負担金の時効にかかわります多額な欠損金が発覚をいたしました。それに伴い、再調査を地方自治法に基づきまして村長さんの方から監査委員に要請がされました。その結果等についてお伺いをさせていただきます。

まず、1点目といたしまして9月の定例議会一般質問で質問させていただいた件ですが、監査要請の目的についての質問で、議会から数字説明に疑義の指摘を受け、8月2日にて地方自治法第199条6項の規定によりまして要請をしたという答弁をいただいております。その結果の内容と、そしてまた今後の方向性についてお伺いをしたいと思います。

2点目といたしまして、債権の徴収権が消滅した者と納入者との間での公平の原則を維持するための質問につきまして、他市町村の事例を参考に法律の専門家に相談し、検討する旨の答弁をいただいておりますが、その後の状況についてお伺いをしたいと思います。

また、3点目といたしまして先日、商工会との放談会がありましたが、その中で債権の徴収権が消滅した者への周知をすることで、時効に対する認識が深まるのではないかというような意見が出ておりました。この件につきまして、村長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

以上3問、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から3項にわたる質問の通告をいただいております。

まず、最初に公共下水道受益者負担金問題についてでございます。3つの項にわたってお尋ねであります。順次お答えをしております。

まず最初に、監査要求監査の結果についてのお尋ねでございますが、監査の要求をお願いいたしました監査の結果につきましては、昨日の篠崎議員への答弁で申し上げましたが、先月の27日の公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会においてご説明をさせていただいたとおりでございます。

今後の方向についてのご質問ですが、監査委員から出されました結果を真摯に受けとめ、第三者委員会の立ち上げ等を考えながら今後の対応を検討していく考えでございます。今までのご質問についてもお答えしたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の公平の原則を維持するため、他市町村の事例を参考に法律の専門家に相談、検討するという旨の答弁がされておりますが、その実施状況についてということでございます。

そして3つ目には、債権徴収権が消滅した者への周知等についてご質問をいただいておりますけれども、関連がございますので、一括をし、3番目の徴収権の消滅した者への周知はどの質問から先にお答えをさせていただきます。

このたびの徴収権の消滅とは、都市計画法第75条第7項の規定による時効であり、地方自治法第236条の2項の時効の援用を要せずとの規定により、時効の権利を得るものであり、特段

周知する義務はないものと考えております。

また、公平の原則を維持するために検討したか、その実施状況とのご質問でありますけれども、前述のとおり、時効による徴収権の消滅は法律に特別の定めのある場合を除くほか、援用を要せず、またその利益を放棄することができないと規定されていることから、再度の受益者負担金は徴収できないことになっております。したがって、法に抵触する行為は慎まなければならないと、このように考えております。

一方で公共下水道事業は、受益者の皆様からのご負担をいただき、成り立っていることにかんがみれば、何らかの方法でご理解がいただけないかを検討をしてみたいと思っております。法律の専門家でも意見が分かれるところがございますが、あくまで趣旨をご理解いただき、任意でご協力いただく方法が考えられるとのことで、決して強制的であってはならないとのことでございます。これにつきましても、先例を参考にしながら慎重に取り組みをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

監査の結果についての答弁、2番目の公平の原則の維持のため、3項の債権徴収権の消滅にかかわるご質問については以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。監査報告書の意見の中では住民に対して非常に不公平感を強いることとなり、また行政に対し強い不信感を抱かせたこととなった。この事態をかんがみ白馬村に対する損害賠償について検討されたいとの意見が出てございますけれども、この損害賠償についての対応をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初に申し上げましたように、法律的に裏づけがされた、あるいは法律にのっとった答弁を私ども素人ではなかなか判断に迷うところでもあり、そうしたことから専門家を含めた第三者委員会等を立ち上げをしながら、今、ご指摘のあった損害賠償等についても含めた今後の対策を検討していきたい、こういう考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） おっしゃることはよくわかります。今回時効を迎えました土地で今後新築される場合、下水道に接続すると思いますが、この場合の取り扱いについてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 時効になった物件での建物の新築、下水道への接続についてですが、先ほど村長の答弁にもございましたが、時効は法で定められている個人の権利でございます。ですので、当然先ほどのように、徴収することは不可能でございます。ですが、今も理事者と相

談している中では何らかの方法で、とにかく受益者負担金としては徴収できない。いわゆる条例、規則で決められたものでは徴収は不可能ということですので、かと言ってお金を払わず、あくまでも負担金、個人からいただく分については、その工事の一部という意味で受益地になっている付加価値という意味でございますので、何らかの形で徴収をお願いしていくというようなことを、現在相談、検討しているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 今、村長さん、そしてまた担当課長さんの方から検討はしていくんだというようなお言葉をいただいております。法的に伴います時効というのは、これはまあいたし方ない問題かもしれません。でも、今現在、使っています下水道の管路等の使用につきまして、今後また引き続き使うことに対しまして、さらに不公平感が出るのではないかという村民の意見がございます。また、支払うべき義務があるのに支払わなかった者に対して滞納者になりますか、その方の名前を公表すべきではないか、こういった意見も正直言って私の耳には聞かれております。この件について村長さんのお考えをお願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えを申し上げます。今、太田議員がおっしゃられた趣旨のこと、一般の村民の皆様にとってみれば、ごく当たり前のことかなという思いをしております。しかしながら、行政の立場にある者としては、やはりその公平性を保つことは大前提であることは言うまでもございませんけれども、ただ、そうした中においても手続きで誤りがあったこと等に対しては、法律で規制をされている部分がございます。そうしたことからすれば、村民の気持ちはわかって、法律にのっとった執行をしていかなければいけないということも公務員には課せられているわけでありまして。

そうした不公平感を極力少なくするために、法律で許される範囲の中で取り組みはしていかなければいけない、ご理解をいただくような努力は今後していかなければいけないと、このように考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 先日、税の作文で国税庁長官賞をいただいた白馬中学校の3年の女生徒の方でございますが、文章の中に、税を納める人の誇りと税によって支えられる人の喜びが詰まっていると、こういう表現をされておりました。確かに納税は国民の義務でもあり、また地域のきずなというのは、お互いに義務を果たし、お互いに助け合ってこそでき上がるものではないかなと、そんな気がしております。しつこいようで申しわけないんですが、その件について村長さんのお考えをお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ただいまの太田修議員の質問の中でも、そのとおりだと思っております。純

真な子どもたちが納税に対する意識、国民の義務として果たすべきだという趣旨のこと、中学生が理解をしている中で私たちは本来子どもたちに大人の立場で教えていかなければいけないことを、子どもから教わるということは、実際、私も一人の大人として不名誉と申しますか、恥じ入るところはございます。そうしたことから、この下水道問題に絡んだ未収金の問題、これは税とは違いますが、村民が決めた、決め事にのっとって推進したこの下水道事業にかかわる負担金はお互いにやはり納めるべきものだと、このように思っておりますし、税に対しては自主的に納付をするというのも法律で決められていることとございます。こうした1つの子どもの、中学生の作文によって、我々ももう一度意識の、そういった子どもの発言を十分理解をしながら大人が納税、そして支払うべきものについての意識の醸成をしていかなければいけない。また行政としてもそうしたことをご理解いただくための手段を講じていかなければいけないと、このように感じているところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第5番（太田 修君） すみません。ちょっと私聞き漏らしちゃったんですけれども、一応、滞納者の名前を公表するという件はご返事いただいておりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） その項は答弁漏れをいたしました。申しわけありません。今、太田議員のご指摘のそうした未納者の氏名の公表というお話でございましたけれども、税の場合には制約があつてできないわけでありましてけれども、こうした事例についてどこまで公表が許されるのかということも専門家の方に投げかけてあるところでもございます。ただ、議員もご承知のとおりでありますけれども、個人情報として制約を受ける部分が当然あるわけでありまして。その辺についても専門家の話をお聞きをしながら結論を出していきたいと、このように考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。この問題につきましては、議会の方も先送りするのではなくて、責任を持ちながら住民の理解を得るためにも丁寧な説明を、あるいはまた正確かつスピーディーな対応が望まれるところではないかなと思っております。

議会の下水道特別委員会、そしてまた行政との中でまたいろいろ疑問点等を追及しながら速いスピードを持った対応に心がけていけたらと、そんなお願いをしておきます。

それでは、次の問題に移らせていただきます。2番目、観光への取り組みと人材育成についてお伺いをさせていただきます。半世紀強にわたり、村のスキー産業を牽引してきました東急電鉄の子会社白馬観光株式会社が事業を撤退をしたところでございます。また、長引く世界的な財政不況、あるいはまた少子高齢化等も伴いまして、スキー人口の減少に歯どめがかからない状況となっております。今年の冬はインバウンド事業は好調ではないかというような声も聞かれたとこ

ろでございますけれども、12月の2日に起きました中央道笹子トンネル内の崩落事故等の発生により、国交省は年末年始の物流や観光面への影響等に配慮して、下りの2車線を対面通行にし、年内の復旧を目指すと言われておりますが、いずれにいたしましてもこの白馬地区は東京方面からの客足が懸念されているところでございます。

今後、観光事業への取り組みの強化と、そして人材育成について村長さんの意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず1点目といたしまして、白馬観光開発株式会社を継続します業者への村からの要望等について行っているのかどうなのか、それについてお伺いをしたいと思います。

また、2点目といたしまして通年観光を目指した村としての広域エリアの戦略等についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、3問目といたしまして、地域おこしにつながる人材教育への取り組みについて。

以上3点を村長さんにお願ひしたいと思います。

また4点目といたしまして、特色ある学校教育におけるスキー関係施設等の維持管理について。

5点目といたしまして、県教育委員会から新年度に向け、中学校の部活と社会体育の線引きをするよう指示が出ておりますが、村の対応についてこれを福島教育長さんにお願ひをしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、2つ目のご質問であります観光の取り組みと人材育成について、5点お尋ねでありますけれども、私は3点目までお答えをさせていただきます。あとは教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

まず、最初に白馬観光開発株式会社を継続する事業者への村からの要望についてのお尋ねでございます。実は、私もこの経営移譲の話をお聞きをしたのが9月の28日でございます。ちょうどこの日は、私のところへ訪れた時間がちょうど東京での契約の時間だと、調印の時間だというときでございましたが、それ以降11月の1日に東京急行電鉄の株式会社、連結会社から日本駐車場開発株式会社の連結子会社であり、鹿島槍スポーツヴィレッジ、竜王スキーパーク、川場スキー場の運営を行っている日本スキー場開発株式会社に譲渡を正式にされたわけであります。

日本駐車場開発株式会社は、会社グループ運営スキー場との相乗効果を発揮することで日本スキー場業界における競争優位性を確保し、さらなるサービスの充実や事業基盤の強化を図るといふふうにお聞きをいたしました。

スキー産業は、スキー場を中心として周辺の宿泊施設、飲食店など多くの関連産業から構成をされ、白馬村経済の一翼を担っており、観光立村白馬の再興のためにも村、地元住民など関係者との連携を密にして、知恵を出し合って、新たな展望を見出し、日本を代表する山岳リゾートを

目指して取り組んでいただきたいと、このように思い、そんな思いも十分伝えたつもりであります。

2つ目の通年観光を目指した村等の戦略についてのお尋ねであります。9月議会定例会で篠崎議員の質問にお答えをいたしましたけれども、新緑、夏山、紅葉など四季折々の魅力を生かしたイベント等の実施、白馬でしか味わえない地域資源を生かした参加体験や滞在型観光プログラムの充実、人や自然とのふれあいなど、体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と観光システムの構築、観光資源の発掘、長期滞在型に向けて広域的な観光交流空間の形成を推進することにより、観光客が訪れてみたくなる観光地づくりを目指したいと考えております。

そうしたことを前提に、観光局では中期戦略目標をお客様にとって豊かな時間を過ごせる国際観光村の実現を掲げて、四季を通じて多くの産業従事者との連携を軸にし、事業を推進をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

3つ目の地域おこしにつながる人材教育への取り組みについてでございます。現在、少子高齢化問題を初め多様な社会的問題は高質化、複雑化し、雇用の場の創出と相まって地域経済はより一層深刻化している状況でありますので、地域経済の活性化を願う熱い思いを持った村民が一丸となって知恵と工夫を結集し、地域の実情に合った創造的な取り組みをしていく必要があると考えております。

近年、大学の教育・研究活動において、教員や学生が地域の現場に入り、地元住民とともに地域おこし活動を実践する取り組みがされていますし、総務省では地域おこしに参画する団体やNPOのメンバー、地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等を対象に地域活性化に必要な地域力とは何か、地域おこしにかかる住民と行政の協働のあり方、地域おこしに必要な人材育成の方策、地域おこしのヒント等について研さんを積み、地域力を支える人材となれる方々の育成を目的として連続講座を実施をしているところでございます。

こうした方々を含めた人材を誘致し、意欲ある住民やNPO等との協力により、地域力の維持、強化に積極的に取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

観光の取り組みと人材育成について、私からは以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 太田修議員さんの2項目めの4番、5番について答弁を申し上げます。

4番目の特色ある学校教育におけるスキー関係施設等の維持管理についてのご質問でございますけれども、具体的に太田修議員さんからは学校のスキー関係施設の場所等のご質問はなかったわけですが、お答えをしていきたいと思っております。

特色ある学校づくりといいますのは、平成8年の中教審、中央教育審議会の答申によって提唱されてまいりまして、新学習指導要領におきましても各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとされているところでございます。

本村の両小学校におきましては、まさにスキー関係の施設が地域特性を生かした特色ある教育活動の一翼を担っているところがございます。まず南小学校におきましては裏山のスキー場の関係になろうかと思えます。

少し経過を申し上げますと、大正3年、丸山新一郎校長がスキーを購入して学校で滑って以来、時代の変遷はございますけれども、学校西側の斜面を裏山スキー場として使用しているところがございます。また平成元年には村内の地元企業、白馬観光開発株式会社でございますけれども、そこからTバーリフトが寄贈され、さらに平成10年、オリンピック後には廃車される予定の圧雪車を神城地区の住民の皆様の寄附により、修理をして導入をしてきたという経過がございます。

一方、白馬北小学校では校庭のジャンプ台が昭和43年にPTAの積立金、寄附金によって設計、施工とともに、PTAの会員の手で建設され寄贈されました。南小の裏山のスキー場、北小のジャンプ台はそれぞれテレビ番組でも紹介されるなど、両小学校の象徴ともなっているところがございます。

維持管理についてのご質問でございますけれども、現在もなおPTAのバザーや廃品回収で得た収益を積み立てて修繕の費用に充てております。PTAの会員がみずからの奉仕作業によって、整備やメンテナンスを行っています。しかしながら両施設ともに老朽化が進んでいるため、大規模な修繕が必要となるケースが出てきているというのが現状でございます。一昨年は北小のジャンプ台におきましては、財団法人加藤山崎教育基金学校現場プロジェクトという基金を活用して150万円ほどの助成をいただき修繕をいたしました。また昨年は南小の裏山スキー場のTバーリフトの支柱とワイヤーの修繕に対して、修繕費用のおよそ半額に当たる40万円の補正予算をお認めをいただき、原材料費という形で支援をしてきたところがございます。

地域との協働による学校づくりが求められている今日、南小の裏山スキー場、北小のジャンプ台は学校の財産であると同時に、地域のシンボルでもございます。今後もスキー学習の関連施設や設備の老朽化がさらに進行してまいりますけれども、それによって改修や更新に多額の費用が必要となってくるというふうに想定されますので、そういった場合には学校やPTAの方々とも協議をしながら村からの財政的支援が必要であるのではないかとというふうに認識をしております。

次に、5点目の中学校の部活と社会体育の線引きによる村の対応策についてでございますけれども、中学校の部活動につきましては、社会体育との連携、線引きというようなことの中で、今いろいろと検討をしながら進めているところがございます。少し部活の状況を申し上げますと、中学校の部活動は男女バレーボール、バスケット、野球、陸上、スキー、吹奏楽など12部ございます。またこれとは別に少人数のクラブ形式の水泳、剣道、茶道、生け花などもございます。生徒数は白馬中学校260名でございます。その中で150名程度が何らかの部活に携わっております。3年生は6月、7月の大会等で部活は終了するわけでありまして、おおよそ5から6割の生徒が何らかの部活に加入しているという状況でございます。

そしてその部活の活動時間帯でございますけれども、朝は月曜日を除いて7時20分から8時まで、放課後の部活は日暮れの季節などの状況によりまして、16時15分から17時30分までの、時期による期間として6つの段階で終了時間を定めています。また、ご質問にありますように、部活動と社会体育との連携としまして、男子バレーボール、女子バレー、バスケットボール、野球などそれぞれ部活終了後に社会体育として時間や場所を定めてそれぞれ活動を継続して行っているというのが現状でございます。

村の教育委員会の方では、村内の小中学校が連携して地域の子どもを地域で育てるための小中連携計画を立てていただき、中学校から小学校への先生の出前授業、講師の派遣、北小、南小の合同学年会の実施、また中学校では今ご質問されておりますように、部活動とスポーツ少年団、いわゆる社会体育との連携について、連携が可能な部活動より実施を進めてきておりまして、現在はほとんどの部で放課後部活の後に曜日によりまして、時間帯等を決めて社会体育としての活動に移行しながら実施をしているところでございます。

白馬中学校の生徒がみずから選択した運動種目などを学校の部活動と村の社会体育の場を有効に活用して、技能、精神力、体力、そういった面の向上が図れるようにということで、部活動と社会体育のよりよい連携を構築をしていきたいというように考えております。

議長（下川正剛君） 教育長、簡潔にお願いします。

教育長（福島総一郎君） はい。先ほどご質問の中で社会体育等の線引きによる指示が出ているのではないかなというご質問がありましたけれども、これは県の教育委員会の方で部活と社会体育があいまいであり、何か事故があったときに、その責任の所在が問題視されているというようなことの中で、そういったことを明確に区別する中で子どもの活動を支援していくというよう指示がされているところでございます。

そういったことで今申し上げましたように、これから生徒数の減少というようなことも課題となってきますけれども、現在部活動と社会体育の連携として白馬村スポーツ少年団、あるいは地域総合型スポーツクラブ、そういった受け皿と連携を可能というようなことの中で指導者の養成を行いながら連携をしながら活動を支援していきたいというふうに思っております。

ただ、やはりこれには指導者がなければなかなか継続して部活から社会体育の移行というものは難しいわけでございますので、そういったことでは指導者の養成、また育成もあわせて行っていくということが必要ではないかというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第5番（太田 修君） 1番の問題につきまして村長さんにお伺いをしたいと思います。今まで白馬観光さんにおかれましては、地域の観光事業者ということで観光局、あるいは商工会等の会員をされ、それなりのおつき合いとかいろいろのものをやってきたと思うんですけれども、今回、

その件についての手ごたえはどうかかなというところと、この間、ちょっと新聞を見ておりますと韓国ソウルでロータリークラブが来日して、山とスキーをPRしたという中で、白馬観光さんもそれに参画しているというような内容が書かれておりましたので、その件は大丈夫かなと思いますが、その件について。

それから、村長さんの公約の中で観光局長さんを公募しましたけれども、その後、局長さんの退任後、役場の職員が担当されているわけでございます。局の設立、一番の目的でありましたスピーディーな観光戦略への体制がとれているのかどうか。そしてまた着地型商品に向けて、索道、あるいは宿、等観光関係業者によります連携がますます必要になってくるのではないかなと、そんな気がしております。平成の合併によりまして上高地、あるいは戸隠は非常に宣伝力も強化されているのではないかなと、そんな見方をしているわけでございますが、ぜひ村も広域的な視野の中から取り組みが強化できるような方策がないものか、その件についてお伺いをしたいと思います。

時間の関係もあります。端的で結構です。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 白馬観光開発株式会社の件でございます。名前については従来の白馬観光開発株式会社を継承してやっていくということは確認できていることであり、地元の皆さんも十分理解されていることでございます。したがって、私も直にお話をさせていただく中で、今までの地元との関係については、白馬観光さんがやってきたことをそのまま今年度は踏襲をしていくこととでございます。今後、いろいろ経営方針等については、その時代に合った、その時に合った取り組みというものが必要になりますので、その辺についても地元の皆様と協議を重ねながらやっていく、共同歩調をとるといふことの確認はとれているところであります。

それから、私の公約でもあります観光立村としての構築に当たっては、人材の育成も踏まえると同時に、その指導的な立場に立てる人材が必要だということで、外部から観光局長を招聘をいたしました。その取り組みに一部会員の皆様のご理解がいただけなくて、観光局長が空席と今なっているわけでありまして。

いろいろその後、お話を聞く中で、やはり今の観光で地域の活性化を図ると、全国的な状況の中でその道のエキスパートを求める必要があるという声が会員の中からも最近出てきております。観光局長という肩書は別問題として、そうした人材を雇用していくということは必要なこととらえております。そうしたことがスムーズにいくように、今、観光局のあり方、今後の取り組みの進め方という格好もスピーディーさが要求されている時代でもあります。そうしたスピードに取り残されないよう、取り組みを進めていきたいと、このように考えております。また、議員の皆さん方にもご協力をいただくことがあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

すみません。ちょっと言い間違いですけれども、当時の局長が退任をして、新たに職員を外向して局長という肩書で今は局の業務を進めているということでもあります。ちょっと私の言い間違いでありましたけれども、実情はそういうことでもありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 村長、最後の宣伝力の関係の白馬の取り組みの関係について答弁漏れがありますので。

村長（太田紘熙君） 宣伝の方法についても、その仕方、宣伝方法というのはやり方によって、大変大きく変わってき、宣伝方法の構成の仕方等は大変重要になってまいります。そうしたことの大切さも感じながら、いわゆるその道の専門家の意見を聞くことも大事だと思っておりますし、やはり大勢の会員の皆様がお集まりで、構成されている観光局の中においても、やはり宣伝の方法、1つポスターのあり方等についてもご意見がいろいろ出てくる場所でもあります。そうしたことを取り組みをしていくにも大変時間がかかるということから、スピーディーに事が進むよう、宣伝の大切さも十分承知をしている中で今後の取り組みを考えていくということでもあります。よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 太田議員、よろしいでしょうか。太田議員。

第5番（太田 修君） すみません。残り時間が少なくなったので飛ばさせていただきます。

小布施町が参考になればと思ひますが、小布施町では全国から200人が集い、若者、よそ者、変わり者が町の未来を描く小布施若者会議が、今年の9月の3日間の日程で行われたというようなことも聞いております。白馬もぜひ、こういった取り組みもしながら、よそからお客様の目線で見るということも大事じゃないかと提案したいと思ひます。

また、地域おこしにつながる人材の関係ですが、これは正直、本を読んでおりましたら、「新幹線お掃除の天使たち」という本がございまして、これを見ますとスタッフのてきぱきしたすばらしい清掃作業とホーム上での乗客の案内など、おもてなしの業務は多くの人々の称賛を得ている。ただ列車内の清掃を請け負うだけだった地味なJRの子会社が、いかに変身をしたのか、心温まるエピソードであり、これを視察したフランスの国鉄総裁はこのスタッフを輸出してほしいと、こんな意見まで出ているそうでございます。いかに、こういった教育等が大事になるか、そんなところをお伝えをし、ぜひ参考になるところは参考にさせていただけたらと、そんな思ひをしております。

それでは、次の3番の問題に入らせていただきます。防災対策についてでございます。これにつきましては、前回補正予算でも出ておりましたけれども、長野市の業者との契約で県からの補助金を受けて、地域防災計画の策定作業に入っているところでございますが、その作業に伴い、委託内容と、それから地元消防団、そしてまた地元の防災組織等の整合性はとれているのか、その件について。

また、2点目といたしまして平成28年度消防団組織編成で3分団に移行されたわけですが、

定数の削減や車両の問題等、改革での問題点があるのか、その件について。

そして3点目といたしまして、非常に若い人たちの人数が減っている中で、なおかつ村内にいい職場がないというようなことから村外へ、あるいはまたサラリーマン化した消防団員が増える傾向にあります。

そんな中で、地域の防災発生時等のときに非常に懸念されるわけですが、そういった初動を担う要員として、消防団のOB、あるいはまた女性グループというとなかなか難しいんですけども、そういった希望者を募り、そういったような体制づくりができないものか。

それから4番目といたしまして、消防庁では2005年に大震災時に限って出動する機能特別団員の制度を導入し、全国の各自治体に団員確保の要請をしましたということでございますが、今、この事業について村はどの辺まで進んでいるのか。

以上4点、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、3つ目の防災対策について、4項目にわたってご質問をいただいております。順次お答えをしております。時間がない中で、大変長くなる部分もありますけれども、極力簡単に答弁をさせていただきます。

まず、最初の地域防災計画策定についてであります。今年度、県の緊急雇用創出事業を活用しながら白馬村地域防災計画策定業務を行っております。この業務は災害対策基本法の第42条第1項の規定に基づいて、現行の地域防災計画を修正する業務であります。9月議会の折にもご説明をいたしました。現在の村防災計画は平成11年に策定されたもので、その後、中越地震、東日本大震災など大きな震災の発生による反省などを踏まえて、国、県の計画が大幅に変わってきており、上位計画に沿うとともに必要な地域情報などを見直すもので、具体的には自然環境や災害履歴の整理、社会的環境の整理、国や県の防災に関する計画、施策の推移、変化の整理などをしながら、白馬村地域防災計画を見直してまいります。

太田議員からご質問のありました消防団や自主防災組織の実情を反映しているのかとのご質問にお答えをいたします。まず、社会的環境を整理する中で人口動態、産業などの変化といった社会環境に加えて消防団や自主防災組織、ボランティア団体やNPO法人といった防災に取り組む組織の現状を整理し、白馬村の災害対応へ向けた特性と課題を抽出した上で、活動方針や方向性を示します。これが事務局の業務であります。

続いて、これらがそれぞれの組織、団体の実情に照らし合わせて適正であるのか、防災会議で検討をいたします。ご質問の趣旨は消防団や自主防災組織の実情を反映すべきであることのご提案であると推測をいたしますが、この点につきましては地域防災計画の実効性に直結する部分でありますので、積極的かつ確実に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の消防団組織の編成等にかかわる問題点の有無についてのお尋ねでございます。白馬村

では平成7年度から白馬村消防団活性化対策検討会議において、10年にわたって検討を重ねた成果として平成18年4月に3分団制への移行、定数の削減、消防車両の適正配置などを柱とした改革を行ってまいりました。

この改革は、白馬村消防団活性化対策検討会議が定めた基本指針に基づいて行われたもので、改革以降もその基本指針にのっとり消防団活動を進めているところでございます。今年7月から改革から5年以上経過したことから分団の現状と基本指針を照合しながら、課題や問題点を浮き彫りにし、必要に応じて基本指針を補正することを目的に、消防団幹部会議を開催いたしました。

その会議には消防委員の皆さんにもご出席をいただき、3分団制への移行といった大きなテーマのもとに、移行前に危惧されていた課題や問題点について、移行後はどのような状況にあるのかについて意見交換を行いました。移行前に最も心配されていたことは分団幹部の負担であります。分団組織の大型化に伴う負担、担当エリアの拡大に伴う負担などがございます。この点については、いずれの分団においても1人の分団長を3人の分団長がサポートしながら副分団長は指揮下にある団員をしっかりと統率をして、幹部、特に分団長の負担が増加したことはないとのことでした。むしろ、移行前に比べると組織として機能するようになっていないのではないのでしょうか。

もう1つ心配されていたことは、同じ分団の担当エリア内であっても地区ごとに相違がある消防団活動に対する理解度と申しますか、距離感でございます。この点については地区ごとの歴史の中で培われてきた部分であろうかと思えますし、消防団の事情を一方的に強いることはできませんので、地区ごとに選出されている副分団長を中心に組織系統でいえば分団の1つ下のレベルにある部ごとに対応をしているとのことでもあります。そうせざるを得ないという事情もありますけれども、組織として解決の糸口を探った結果でありますので、特に問題視はされていませんでした。総じて言えば、3分団制への移行は白馬村消防団の組織強化につながったと言えるのではないのでしょうか、このように考えているところであります。

3つ目の村外勤務団員の増加等に伴い、消防団OBや女性グループ等との協力体制について、4つ目の大災害時に出動する機能別団員制度への取り組み状況について、いずれのご質問も消防団員不足を補うための取り組みという点で共通をしておりますので、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、人員という面から白馬村消防団の状況についてご説明をさせていただきます。現在、白馬村消防団員には245名の消防団員が所属しております。条例定数では250名ですので、ほぼ充足していると言えます。消防団員全員が男性で平均年齢は34.3歳でございます。また、これは本年度第2回議会定例会において柏原議員のご質問にお答えした内容であります。消防団員4人に1人が村外に勤務していると推計されます、というような状況にありますし、これま

での災害対応を見ましても、現段階では人員不足という問題は顕在化していないようでございます。

ただ、さきの質問でお答えした中の今年7月に実施した消防団幹部会議では数年後を考えると人員確保に不安がある。入団をお願いするときに両親から入団を拒否される。勤務先が遠いなどといった理由から入団を拒否されるといった悩みがありましたので、消防団の抱える将来不安の解消には白馬村として、言葉だけではなく実態を持って消防団員とその活動を応援していくことが何よりも必要であると考えております。

ご質問にあります消防団OBや女性グループとの協力、機能別消防団員の導入につきましては、消防団OBには地域の自主防災会において、現役時代の知識や技術を存分に発揮をしていただきながら消防団と自主防災組織とのかけはしになってほしいと考えておりますし、女性グループには消防団との協力というよりは、地域コミュニティー、共助の中で活躍してほしいと考えております。現在、消防団長としての構想もあるようにお聞きをしております。私もその構想に期待をしているところでございます。

また、太田議員の言われる機能別消防団員につきましては、大規模災害団員と言われるもので、任務を特定した団員を採用する制度であり、そのような取り組みをしている団体もあるようでございます。大規模災害時には現有団員だけでは十分でないため、団員の確保の厳しい消防団にとっては期待をされる制度ではありますが、経験のない団員も想定され、ある程度の訓練の必要性も重要になってくるなど、問題もあるようにお聞きをしております。

なお、白馬村消防団では丸山団長が就任時に幾つかの構想を掲げ、それらを実現するために消防団活動指針検討委員会を設置をして、機能別消防団員の導入のほか、災害対応マニュアル、火災対応マニュアルの作成、消防団活動のPR、訓練内容の充実など消防団員が参加したり、活動したりしやすい環境づくりと災害対応力の強化をねらった新たな取り組みが指導されているところでございます。

以上、防災対策についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 太田議員の質問時間が終了いたしました。第5番太田修議員の一般質問を終結いたします。

次に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番太田伸子でございます。本定例会、最後の一般質問でございます。本日はスノーハーブについて、白馬高校について、村活性化について、3点について伺います。

まず初めにスノーハーブについて伺います。本年度に土壌調査が行われましたが、調査の結果を伺います。

また、オリンピック施設でありましたジャンプ競技場とクロスカントリー競技場を合わせてノルディック複合競技のためのナショナルトレーニングセンター指定に村として手を挙げたとお聞

きしますが、認定された場合、どのようなシステムになるのでしょうか。また、助成はどの程度あるのでしょうか伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員からは2つのご質問をいただいております。

まず最初、スノーハープの件についてでございます。お答えをさせていただきます。最初の土壌調査の結果はというお尋ねでございます。詳しく説明をするのには時間も必要でございます。また後の全員協議会等でもお話をさせていただきたいとは思っておりますが、要約をした部分でお答えをさせていただきたいと思っております。

本業務はスノーハープのメイン会場の芝生グラウンドの排水不良について調査をし、その原因を明らかにするとともに、改善方法の検討を行うものとして取り組みをしたところでございます。まず過去の資料より、当時の造成についての資料を取りまとめ、現地の地盤を構成する盛り土、及び地山の露出に対し調査をし、土質構成、土質性状等の基礎資料を得て分析を行い。さらに排水不良に対する改修計画案を複数案、検討をいたしました。

土質調査ではボーリング5カ所、試掘13カ所、土質試験9カ所、暗渠排水などの目視確認及び通水実験等を行い、パブリックシート及び暗渠排水管については特にその機能は損なわれていないと推測をされる結果となりました。しかしながら、盛り土材の一部に浸透機能及び集水機能に極めて低い層があり、表面より地下への浸透水を阻害しているという可能性が高いという結果が出されております。さらに、メイン会場は北側が切り土、南側は盛り土であり、北東の山から供給される地下水が非常に豊富で、切り土造成部は地下水位が高くなり、影響を与えている可能性も考えられるようであります。

南北の高低差が1.6メートルあるメイン会場をフラットにし、多種多様なスポーツに対応できる会場にするためには、多大な費用と時間がかかるため、平成25年度予算において改修方法としては一部の土質に問題はありますけれども、パブリックシート、暗渠排水管の機能が健全であるという報告がありますので、その機能を優先した改修計画を検討しているところでございます。

また、会場の排水対策としては、東側のり面の改修、メイン会場周りの水路の浚渫なども同時に実施をする必要があると考えております。土質調査の結果については以上でございます。

2つ目のジャンプ・コンパインドのナショナルトレーニングセンター構想に認定された場合、どのようなシステムになるのか、またそれに対する助成はというお尋ねでございます。

ナショナルトレーニングセンターは、スポーツ振興基本計画、これは2000年の9月文部省公告のものでありますが、これを受けて基本計画を設置されている日本のトップレベル競技用トレーニング施設中核拠点、東京都北区にあるものですが、それと競技別の強化拠点、国内各地にありますこの中核地点は2009年5月1日より、味の素ナショナルトレーニングセンターと呼

ばれているものでございます。この施設は国が設置をし、独立行政法人日本スポーツ振興センターが管理をし、日本オリンピック委員会が運用して加盟団体所属の競技選手強化目的で利用されているところでございます。隣接地には国立スポーツ科学センターがあり、ナショナルトレーニングセンターと連携をしていると、こういう状況でございます。

競技別強化施設は、国内の既存施設に対して国が指定して施設所有者に出資をし、施設所有者が管理をするという仕組みでございます。運営専門のディレクターも設置をされ、日本オリンピック委員会加盟団体所属の競技選手が優先に使用できるシステムとなっております。平成24年度には20競技種目22施設が指定をされております。長野県ではスピードスケートの長野市エムウェーブ、ショートトラックの南牧村、帝産アイススケートトレーニングセンター、ボブスレー、リュージュの長野市スパイラル、カーリングの軽沢町のスカップ軽井沢が選定をされているところであります。

現在、白馬村と長野県が目指しているナショナルトレーニングセンターは、ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場をあわせて認定をいただきたいというもので、ノルディック複合競技のために2施設を使用しているものでございます。現在でも全日本スキー連盟の複合チームは白馬村での夏のトレーニングをしているのが実情でございます。

競技別のナショナルトレーニングセンターの指定については、4月以降に指定がされるというふうにお聞きをしているところでございます。その申請については、既に終わっているところでありますが、今はその結果待ちという状況でございます。現在、白馬村のジャンプ競技場は長野県から白馬村へ指定管理者として指定をしていただいております、白馬村が白馬観光開発へ運営を委託をしております。

4月以降、ジャンプ台とクロスカントリー競技場が強化拠点として指定されれば、運営専門のディレクターの person 費と事業展開に係る医科学情報サポートスタッフのスポーツドクター、理学療法士、フィジカルトレーナー、管理栄養士、看護師、メンタルトレーナー等の謝金や旅費、施設占有利用料、会議室等借上料、通信費、人工降雪、圧雪作業 person 費、燃料費、情報管理サーバー機器等一式、タイム計測機器、情報伝達解析機器、トレーニング機器等が補助の対象となってくるということでございます。残念ながら施設整備と改修費等には使用ができないことになっております。

いずれにいたしましても、今後、強化拠点としていただけるか、長野県や全日本スキー連盟と協力して進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

スノーハープについては以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） まず、土壌調査の報告からですけれども、メイン会場の排水対策は行っていただかなければいけないと思いますが、今伺った浸透機能、集水機能の低い層の改善を優先し

で改修計画を検討されるようですが、せっかく改修をするのにおいて、南北の高低差1.6メートルというのは余りにも大きいじゃないかと。どっちにしても、その土壌を改修するのであれば、フラットまではいなくても、ある程度の差をなくするような検討、ただメイン会場をもとに戻すのではなく、あの広い会場を少しでもどこかでフラットなところでもあるような、後で有効利用できるような計画を持って改修することがよいのではというふうに考えます。

それと今、東側の崩れているところも、のり面のところも改修していただかないと応援とかに行ったときにも危ないですので、ぜひお願いしたいのですが、内山の21会の方々が蛍で夏の観光に大変努力していただいております。蛍も自然の動物ですので、東側に出たり、西側に出たりとかいろいろ話が出ています。年によって動いているようですので、その辺、工事をされるときに内山の方々とまた話し合いをしていただきたいと思いますと思うのですが、その辺、改修のことと、蛍の保全のこと、村長、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 最初に冒頭にちょっとお話を申し上げましたけれども、この調査結果、出てきたばかりでございます。まだあそこ全体の利活用を考える、結論を出すまでに至っておりませんけれども、ただちょっと誤解をされているところもあろうかと思っておりますので、ちょっとお話をさせていただきますけれども、確かにあそこの全体計画をしたときに、どのくらいかかるだろうかという総額を素人ながら判断し、そしてその全体総額を今後返済をしていくのに、通常の行財政運営をしていく中で、大きな負担にならないかどうか。その逆算をいたしまして、そしてそのかかる経費は一般財源からの持ち出しがあっても負担にならない。その額は年々償還が済んでいく額以下でおさまらるだろうというふうなことで、その検討をしたわけでありましたが、当然そういう計画に沿ってやるについても、まず第一にやらなきゃいけないのは、この土質調査と、その現況調査、東側の湧水の状況、そういうものが何に利用するにしても、そのことは必要になってくるという考えのもとに調査をしたわけでありまして。

その結果を今ざっと申し上げたわけでありましてけれども、それぞれ工法を変えることによって大きな金額も出てまいります。そうしたことはくまなく、また全員協議会の席でお話をさせていただきますけれども、いずれにしても、ビッグイベントに使われたオリンピックの跡地としての場所をやはり後世、後の世代にもきちっと引き継ぎながら、さらに利用していくということは大事なことだろうと、このように思っております。

しかしながら、それゆえに幾らかかってもいいんだという、そうしたいいかげんなことではなくて、現状認識を十分しながら考えていきたいと、このように思っているところでございます。

内山地区の蛍、長年にわたって今の状況をつくり出した地元の皆さんの努力を無にすることのないように、ここを整備する際には東側の観覧席部分の整備、水路の整備等も一緒に含めて、この蛍の生育地として、もう相当な実績もあるので十分考慮して整備を進めたいと、こういうと

ころを希望しているところであります。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） スノーハープの改修となると、いろんな意見が出ますので、ぜひ費用面、じっくりと算出していただいて、慎重に進めていただきたいと思います。

ナショナルトレーニングセンターの話ですが、ノルディック複合のナショナルトレーニングセンターともなりますと、日本トップレベルの選手もお見えになります。夏にはローラースキーのコースも必要になるのかと思います。コースの改修計画というのはあるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今までこの利活用を考えている中では具体的にローラースキーコースをつくろうという検討はされていません。ただ、このスノーハープとは別にトレーニングをされる選手が一般の農道等を使って大変危険だというご指摘を管理人さんからいただいておりますので、やはり大勢の選手の皆さんに合宿をしていただける環境整備としてはローラースキーなんかも必要なことであるという認識は十分持っております。具体的な検討については、今後ということになろうと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ次にお聞きしたい白馬高校にも関係がありますので、このローラースキーのコースの整備はぜひお願いしたいと思っております。

もう1件、ナショナルトレーニングセンターにもし4月以降に認定された場合に、トレーニング機器など充実していただけるような話が出ております。トレーニング機器が充実されるのであれば、村民の健康維持にも役立つようなふうにお願ひできるのでしょうか。ナショナルチームが使用していないとき、合宿に来ていないときには村民やナショナルチームでない選手の方もトレーニングをする機器を使ったりとか、コースとかを使ったりすることができるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） お答えをいたします。ナショナルトレーニングセンターにつきましては、国内のトップレベルの選手が利用する。それは当たり前なんですけれども、そこに至るまでにジュニアの選手、ジュニアのAチームですとか、Bチーム、そこでもすねあわせて一緒にトレーニングをするようになります。それは日本オリンピック委員会並びにSAJ、全日本スキー連盟も望んでいることですので、底辺の拡大をするということがやっぱり一番重要なことですので、機器の使用については十分可能となります。

また、空いている時期の村民の利用等につきましても、これも利用は十分可能となりますので、住民福祉課等との連携に基づきまして、いろいろなプログラムをつくりながら今後進めてまいればなというふうにご検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） それでは次に、白馬高校についてお尋ねいたします。

白馬高校魅力づくり検討委員会が、白馬高校存続の危機を募らせ、会議を重ねております。本日、ここで一般質問をすることにより、村民の皆様は白馬高校の現状を認識していただき、存続に向けてお考えをいただきたいと思って質問をいたします。

生徒数が2年連続して160名を割ることになれば、高校はキャンパス化、いわゆる分校になると言われています。これは事実上、白馬高校が廃校になるという現状であります。現在162名の全校生徒数であります。今年の3年生は60名で3月には卒業します。昨年80名の募集で新入生は49名であり、今年度60名以上の入学がなければ来年度は160名を割ることになります。

そこで1番目として、地域校として白馬高校が村にある意味をどのようにお考えか。

2番目にコース制が類型選択制といわれ、多少一般的に理解しづらいところがあります。コースの変換であれば高校独自でできますが、スキーなどで全国募集するとなると学科転換となり、県教育委員会の認可が必要となるそうです。認可には厳しい条件もあり、大変な状況です。この状況を受けとめ、さまざまところでの協議が必要ではないのでしょうか。

また3番目に、白馬、小谷の両村で高校存続に向けてのお考えをお聞きいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から2つ目のご質問である白馬高校についてお答えをさせていただきます。

定例会冒頭のごあいさつの中で白馬高校の現状と、今後の方針についてお話をさせていただきましたが、重複をいたしますけれども、お答えをさせていただきます。今年9月から白馬高校を育てる懇話会の中に、新たに白馬高校魅力づくり検討委員会を設置をし、会議を重ねていただいているところでありますが、太田議員におかれましては、議会の担当委員長として委員になっていただき、検討をいただいておりますことにお礼を申し上げるところでございます。

おっしゃられるように、太田議員、経過については十分ご承知の上でのご質問ということですが、その意図については、今、議員おっしゃられたように、やはり一般の皆さんの白馬高校に対する認識を深めていただくというところに目的があるというふうに解釈をいたしました。この議員の質問によって、本当に厳しい白馬高校の現状を認識、ご理解をいただきたいものだと、このように思っているのは私も同感でございます。

白馬高校について、3点のご質問をいただきましたが、さきの6月定例会の折に白馬高校について、生徒数の減少に伴い、その存続が懸念される場所であるが、どのように考えているのかとのご質問を小林議員からいただき、ご答弁を申し上げてきた経過がございます。そのときの答弁と経過等について多少重複するところがあるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

1つ目の地域高校として白馬高校が村にある意味をどのように考えるかとのことでございます。白馬高校は昭和23年、大町北高等学校定時制北城分校として開校をし、昭和26年、当時5カ村、現在の白馬、小谷両村の組合立として設立をされました。昭和38年、県立に移管となり、全日制普通学科として出発して以来、この間、県のご配慮により特別教室、体育館、新校舎の建設など施設面の教育環境も充実をしております。

また、地域高校としての魅力を高めるために、平成11年度からはアルプスコース、文理コース、経営コースなどのコース制の導入を進めてきていただいたところであります。卒業生の生徒数も5,600名を超えるに至っているところでありますが、昨年の平成23年10月15日には白馬高校創立60周年記念事業がとり行われたところでもございます。

また、スキー部の活躍は栄光の軌跡と言われるほど活躍が目覚ましく、インターハイでの幾多の総合優勝など、この地域のスキー産業の発展にも大いに寄与していただいているところでございます。

このように地域の子どもは地域で育て、この地域に貢献できる人材を育成する、この理念に基づき、これまでに大勢のすばらしい人材を輩出してまいりました。地域の人々のその熱い信念のもとに地域高校としての白馬高校は地域発展のためにも大変大きな意義があり、今後も特色を生かしながら地域に根差した白馬高校として存続をしていかなければと考えると同時に、そのための対策に大勢の皆様のご意見をいただきながら検討を重ねているところでございます。

次に、コース制が類型選択制と言われて、一般的には多少理解がしづらいところがあると。全国募集するとなると簡単ではなく学科転換になり、県教育委員会の認可が必要となる厳しい現状を受けとめ、さまざまところでの協議が必要ではないかと、こういうご提言でございます。

そして3つ目の白馬、小谷両村で高校存続に向けての考えはというところは、関連がございますので、最近の状況、経過も踏まえて、あわせて答弁をさせていただきます。

白馬高校は、以前は1学年3学級の120名の募集でありましたが、その後、平成15年度からは少子化に伴い1学年3学級から2学級編制となり、現在に至っているところであります。

今後の旧第12通学区の高校入学年度の大北全体の生徒数を見ますと、平成23年度の約620名に対して平成28年度には約530名程度となり、約100名程度の減、さらに10年後の平成34年度ごろには現在よりも生徒数は約200名が減少する見込みとなっております。

このような状況の中で、ご承知のとおり、平成24年度の入学生徒数は募集定員80名に対して入学生徒数は49名という定員に満たない大変厳しい状況であり、全校生徒数も162名となっているところであります。来春、この平成25年度には3年生であります60名と同じ同数を迎え入れないと160名を割る状況となってしまう。生徒数確保が大変大きな喫緊の課題となっているところでございます。

現在、県教育委員会が示している高等学校改革プランの再編基準では1学年2学級規模の定員

に満たない学校で下限規模2学級を下回る場合、全校生徒数が160名以下でかつ卒業者の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない場合の状態が2年連続した場合は、地域キャンパス化、分校化、他校との統合、さらに募集停止のいずれかとするということが示されているところでございます。

現在、生徒数確保の大きな課題を克服するために、白馬高校を育てる懇話会の中に白馬高校魅力づくり検討委員会を設置して、この9月から先日の12月8日までに5回の検討委員会を開催をしていただき、さまざまな観点から魅力づくりに向けて、そしてまた存続に向けての検討をいただいているところであります。

検討委員には、各セクションの意見やご要望をお聞きすることが大切だとして、白馬、小谷両村議会、教育委員会、PTA、同窓会、中学校などの代表者と高等学校長、先生方をメンバーとして検討をいただいているところでございます。

これまでの検討委員会の中で、高校側からは平成25年度から始まる新教育課程への対応として、これまで行ってきたコース制から1年次の履修科目から2年次からはさまざまな進路に対応できるように幅広い教科、科目を選択できる類型選択制の説明をいただくなど、また各セクションからは、この地域の特色である環境、スキーなどの特色を生かせる新たなコース制や新学科が必要となるのか、また学力の向上と大学への進学、大学との連携等に向けての魅力づくりを高めてほしいなど、さまざまなご要望やご意見についても議論を重ねていただいているところであります。

今後、検討委員会のご議論をいただく中で白馬高校の新しい姿、新しい魅力づくりの方針決定がされ、その後、白馬高校を育てる懇話会の開催などを経て、白馬高校の魅力づくりの地域要望がまとまれば、県教委への要望、また両村で対応していくこと等についても、要望の実現に向けて地域の皆さん、関係の皆様方とともに一体となって取り組んでいきたいと考えているところであります。

しかし、今、いろいろ申し上げましたけれども、なかなか今ある壁をクリアすることは大変難しいというふうに聞いておりますけれども、コース制をどうするのか、学科転換をどうするのか、大変厚い壁がありますけれども、地域としてはそうした壁をも打ち破れるような強い意思をお互いに持ちながら取り組む必要があるかと、こんなふうに考えております。この委員会の座長には宮澤県議に就任をしていただいております。県議の適宜、適切なお指導をいただきながら、この存続に向けて、ありとあらゆる方法を取り入れながら、取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

白馬高校については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 私もその検討委員会の一員として出させていただきます。それで今、

白馬高校が厳しいと村長もおっしゃいましたが、村長の今のご答弁はもっともなことであって、これをどうしようとかという意見が全然出てこないで、何人ものオリンピック選出を輩出している、この輝かしい歴史を持っている白馬高校であります。今もジャンプコンバインドでは渡部暁斗君兄弟、上村愛子さん、いろんな方がオリンピックなどで活躍されております。

今はスキーだけではなく、観光にもすぐれた高校の特色を出していくべきではないだろうかと思っております。国際山岳観光都市を目指しております白馬村は、インバウンド事業も積極的に展開しております。国際感覚を磨く動機づけや外国語に親しむきっかけとなるような、海外留学制度とか、また短期間でも実社会に体験することによって、広い視野を持ち、判断力を高めるといったような形で国内企業派遣制度など、学校の中に制度を設ける、またその制度の費用の一部を助成するとか、奨学金とかで貸与する、そういうふうな具体的な白馬村としての助成を提案したいと思うんですけども、生徒や保護者の方々は学校に入るときに、やはり最終的には出口保障を考えます。そのためにも役場では白馬高校出身枠のようなものを設ける。もちろんどんな白馬高校の卒業生でも受け入れるのではなく、ある程度の基準を設け、その一定の基準をクリアするように高校ではご指導していただくようにしないといけません、そういうふうな白馬村として、行政の方でそういう助成をするかというようなお考えはないでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。太田議員、おっしゃられますように最後の助成をする気はないかとお尋ねでありますけれども、今、助成はともかく、太田議員が指摘されたような白馬高校にしていくためにはどういう方法があるかということで、まさにその検討を重ねているところであります。決して、村の方針がない、村一存でできれば、こんなに悩まなくて済むことです。ぜひそんなことをご理解いただき、上部機関である県教委の決めがきちっとしてあるわけでありまして。そうした枠がある中で、我々の思いをどうやって実行に移せるか、そこが一番検討委員会でも悩みとして、その対策を講じているところであります。ぜひ、今の段階で村がこうする、ああするという主体的に誘導できる問題ではないと思っております。ただ、その我々の思いを何とか県教委に理解をいただき、実現に向かいたいという強い思いを皆さん共有しながら、実現に向けて取り組んでいる状態ですので、補助とかいうことについては、またこの方針が決定次第、村としてやるべきことは考えていかなければいけないと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりましたが、太田議員、よろしいでしょうか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 一足飛びに村に助成をしていただきたいとか、お金を出していただきたいというふうに言っているのではなく、一応、白馬高校へ行って、子どもたちがこういうものがあるから行ってみたいとか、魅力を考えてときに、やはり今の子どもたち、海外留学とか、また就職の保障というのがすごく大事になってくると思っています。その辺をぜひ村の方でも、村の方とい

うか、検討委員会の方で検討したとき、村がぜひ協力していただきたいというふうに思っております。25年度は160名を割ることになっても、次の年に何とか生徒数を維持できるようにすれば2年連続というふうにならないので、今ここでしっかりと検討していかなければならないと思っております。

白馬高校のレベルを上げるような制度を考えていくべきだと思うんですけども、白馬高校へ行けばこういうことができるかという、そういうふうなレベルを上げる制度というのは、村長の中で何かご意見はありますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 繰り返しになりますけれども、今、いろいろ交歓留学生の問題、あるいは全国募集の問題、協議をする中でいろいろなご意見も出てきております。万が一全国募集ができるということになれば、寮の必要性等も出てくるわけでありますが、それが実現可能となれば、私は寮をどうするかというような問題は、村も積極的にそういうことに関与していきますけれども、今、まだそこまでいっていない。今どうするかという協議をしていることを十分太田議員ご承知のはずでありますので、やっぱり段階を追って、歩を進めていくということが重要だろうと思います。何を置いても、その募集定員を確保できる、そういう体制づくりのためには何をするか、それが一番課題だと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 村長、レベルを上げていくということに対して、村長としてどういう考えを持っているかということに対して、答弁漏れがありますので、答弁を願います。

村長（太田紘熙君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。レベルを上げるという意味は、学力を上げるという意味で一概にとらえることはできないと、このように思っていますし、皆さんも、検討委員会の皆さんもすべての方がそれを望んでおられるわけではないと思っています。それよりも、白馬高校へ行きたいという魅力あるやっぱり高校づくり、そこに視点を置くべきだと思っていますので、そのレベルを上げるという意味では私はちょっと太田議員の本意としているところと違うかもしれませんけれども、私は何としても白馬高校へ行きたいという環境整備をしていかなきゃいけないという意味で、あえて申し上げなかったわけですけども、レベルを上げるという点では、そんな考えの中で私は発言をさせていただきましたので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） もちろん白馬高校の生徒さん、この間も福祉大会などにボランティアで出てきていただいて、とてもかわいいお嬢さんたちが積極的に福祉のことにボランティアで協力されていたり、いろんなところでボランティアに参加されています。また、東北にも行かれた体験のお話も聞かせていただきました。そういういろんないい面というものも地元の方にぜひわかっていただいて、白馬高校、これからも存続に向けて、ただ、今まだ話し合いをしている、してい

るといふ段階ではもうないような気がします。一緒に検討委員会をしっかりと立ち上げて、検討委員会でしっかりと検討する、もうある程度具体的にいかないと言間に合っていないのかなというふうに思いますので、懇話会の会長として村長の方の決断というか、いろんなご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、村の活性化についてお伺ひしたいと思ひます。毎年行われます白馬の夏祭りについてお伺ひします。白馬の夏の観光の1つにもなっております花火大会が、グリーンスポーツの森で行われますが、村内の業者から寄附を募り、また村かも150万円の補助が出ております。大きな花火大会になっていますが、駐車場の確保などで国道が込み合い、道路横断においても大変危険であります。場所を変更する予定はあるのでしょうか。

また、開催時間が6時ごろからであって、子どもたちが楽しむ間もなく花火大会が始まり8時半、9時前には花火大会が終わってしまいます。もう少し楽しみにしている子どもたちも楽しめるような企画を変えるお考えはありますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目のご質問でございます白馬村の活性化について2点ご質問をいただいておりますので、お答えをいたします。

最初の白馬の夏祭りが駐車場の確保などで国道が込み合い、道路横断においても大変危険のため会場を変更する予定はないかとお尋ねであります。過去に会場変更のご意見があり、夏祭り実行委員会で検討した結果、現在の場所で行うことの結論に至った経過がありますので、今のところ会場変更は考えておりません。

歩行者の安全確保につきましては、民間警備会社の警備員を配置するとともに、白馬村交通安全協会にもご協力をいただき、歩行者が国道横断をしないように、ガード下通路への誘導に努めているところでございます。

2つ目の開催時間を早くして、子どもたちがもっと楽しめるような企画に変える考えはないかとお尋ねですが、白馬の夏祭りの開始時間につきましては、自然体験村を午後5時まで開催をしているため、準備の関係もあり、午後6時からとなっております。そしてまた、打ち上げ花火は第21回まで午後9時に開始をしていたものを子どもたちの帰宅時間に配慮して、第22回からは午後8時半に変更し、さらに23回からは午後8時15分からは行っていますので、これ以上早めることは難しいのかなと、こんなふうにおられるところであります。

また、夏祭りの企画につきましては、ステージ上のアトラクションは観光客を意識して、白馬らしい内容になるよう考えたものであり、夜店は綿あめ、ぼんぼんすくいなど子どもたちに人気のある出店をお願ひしているところでございます。多少なりとも工夫の余地はあると感じておりますので、夏祭り実行委員会でまた検討してまいりたいと思ひますし、いいアイデアがあればご意見をお聞かせいただければと、このように思ひ、また提言等も実行委員会の中で検討させて、

よりよい夏祭りに、そして大勢の皆様にお越しをいただける夏祭りにつなげていければと、こんなふうに思っているところでございます。

観光の活性化については、以上で答弁を終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） この夏祭り実行委員会はどのような方で構成されているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 実行委員会につきましては、深空区、みそら野区の役員の皆さんとお聞きしております。役員になりますので、深空区は区長総代、会計、みそら野区は区長、副区長というように聞いております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） この夏祭り、観光客の方も結構楽しみにされていますし、子どもたちはお盆のころに行われますので、地方に行っている子どもたちも同窓会を兼ねてのとても楽しみにしたお祭りになっています。それで今実行委員会が深空、みそら野区だけの区長さんたちとか、役員の方々、振興公社も多分入っているとは思いますが、そこで構成されているというところで、村費150万入れて、その上、寄附を募って大きくされているんですけども、グリーンスポーツで行われることを前提としているために、自然体験村が5時まで開催しているから6時からのお祭りになってしまう。場所を移せば、明るいうちからいろんなお店が出て、子どもたちも楽しめるのではないのでしょうか。

例えば松川は先日、植樹をして、今公園整備課も計画していますが、以前に砂防フェスティバルも行われておりました。駐車場も広く、交通の面も一方通行とかに回せるのではないかと、安全ではないかと思うのですが、その辺、どう思われますでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田議員、場所の変更ということですか。

第3番（太田伸子君） はい。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 場所の変更については、今、先ほど答弁したことと一緒でありますけれども、ただ、議員ご指摘のように、さらに大勢の皆様に参加をしていくために、変えるべきところは変えていくことが必要ではないかと、こういう意味合いのご質問でもあろうかと思えます。

場所の選定もさることながら、今後のこの花火祭りの運営形態そのものについてももう一度見直しの時期が来ているのかなという思いを持つところもでございます。今までの経緯も大事にしながら、地域の皆様に率直なご意見を申し上げながら大勢の皆さんにお越しいただける、本当に素晴らしい夏祭りにしていきたいという、そういう思いを共有しながら改善をすべきはしていくということで提案をさせていただきたい、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今までの地区の方々のご努力であれだけの大きな花火大会になっていったというところ、また大きくなりすぎてしまったというところで、これからも白馬の夏祭りという銘を打つだけのお祭りに、もっと名物にしていきたいと思いますので、さらなる改善をお願いしたいと思います。

それで大まかに一般質問、村活性化というふうにくくらせていただきましたので、申しわけないですが、おとついの村長の招集のごあいさつの中で新年度の重点のところ、低迷する地域経済の活性化対策として、住宅リフォーム助成を行うというふうなごあいさつがありました。大変好評でしたが、いろんなところでちょっと多すぎたというか、いろんな運営の面もありましたが、やはり村民の皆様、大変期待されております。もし、今ここで構想があるようでしたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） すべて要望に沿うことはできれば、それにこしたことはないわけですが、経済の地域の活性化という点については、やはりこういう低迷している中で、何か村民に元気を出していただく、そんな方策がとれないものかということで、今まで結果としてご批判はあったところもありますけれども、地域振興券に引き続き、リフォーム助成金と2年続けてやってきたわけでありまして。いろいろ勘案する中で、名前ともかくとして、何とかそういう活力のもとになるような助成ができればということで、今、ヒアリングをしている最中でありまして、前向きに検討しているということで、答弁にさせていただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 財政が厳しい中でいろんな何でもかんでも助成助成と言うのも心苦しいんですけれども、やはり低迷している中で、こういう住宅リフォーム、大変好評でしたし、また計画をしていかないと家計の方でやりくりをしてリフォームしないといけませんので、ぜひ助成を行われるようでしたら早めにしていただいて、計画をしたいと思っている方々も多いと思います。村民の皆様が元気が出ますように、ぜひご計画をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。これで質問を終わります。

議長（下川正剛君） 太田議員の質問時間が終了をいたしましたので、第3番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

以上で日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から12月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程表のとおり、各委員会を行い、12月20日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月19日までの間を休会とし、その間、日程予定表のとおり、各委員会を行い、12月20日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

平成24年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成24年12月20日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成24年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成24年12月20日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第56号 白馬村歴史古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定について
- 日程第 3 発委第11号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書
- 日程第 4 発委第12号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 発委第13号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 8 議員派遣について

平成24年第4回白馬村議会定例会（4日目）

1. 日 時 平成24年12月20日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松澤忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第56号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第11号（総務社会委員長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

発委第12号及び発委第13号（議会運営委員長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成24年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長から審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。

議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長から報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成24年第4回議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情5件であります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。

県の条例改正を受けて改正するもので、村民税に関する寄附金税額控除の対象範囲を拡大するものであります。

質疑に入り、改正の周知方法はという質疑があり、県のホームページで公表するとの説明がありました。討論はなく、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

県の条例改正を受けて改正するものであります。地方青少年問題協議会設置法を地方青少年問題協議会法に改めるものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてであります。

国の根拠条文の改正に伴う村の条例改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、議案第47号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてであります。

国の法律の改正に伴う条例の改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国の法律の改正に伴う条例の改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項についてであります。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,118万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ46億8,107万1,000円とするものであります。

各課それぞれ3月までの職員報酬、手当の精算で110万円の増額、340万円の減額で、総額230万円の減額補正です。ほかに、総務課関係では2款総務費1項総務管理費1目一般管理費136万8,000円の増額です。東日本災害時の負担金として、地方公務員災害補償基金と顧問弁護士等委託料が主なものであります。

8款消防費1項消防費4目防災費60万円の減額です。耐震改修事業補助金の地方交付税が増額されたため、基金繰り入れを減額するものであります。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費2目施設管理費に258万円の減額です。スノーハーブの備品購入に当たり、入札の差金であります。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費74万7,000円の増額です。白馬北小学校体育館入り口の改修とFFストーブの修理が主なものであります。

9款教育費4項社会教育費4目文化財保護費51万1,000円の減額です。案内看板等設置の差額であります。

9款教育費5項保健体育費3目学校給食費12万4,000円の増額です。白馬南小学校の臨時給食調理員の賃金と、共同調理場のノロウイルス検査委託料です。

住民福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費11万2,000円の増額です。障害者計画策定委員会1回分と要約筆記者等の謝金であります。

3款民生費2項児童福祉費3目保育所費60万8,000円の増額です。しろうま保育園の入り口通路に滑りどめのゴムチップ舗装と子育て支援ルームの一時保育士の賃金が主なものであります。

税務課関係では、歳入のみの補正であります。1款村税4項村たばこ税1目村たばこ税1,000万円の増額です。

19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金1,000万円の増額です。たばこ税は、実績を見て昨年並みの金額にするための増額です。

質疑に入り、税務課の19款諸収入の1,000万円の増額の内容はどの質疑があり、11月末まで1,051件869万円と、長野県滞納整理機構から400万円の収入があり実績を見ての増額ですとの説明がありました。

総務課、教育委員会、住民福祉課、税務課それぞれ討論はなく、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項は可決すべきものと決定されました。

陳情第7号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書。

受理年月日、平成24年10月12日。提出者、長野県建築士事務所協会会長池田修平、長野県建築士事務所協会大北支部支部長荒山行雄であります。

陳情の趣旨は、特定建築物及び公共建築物の耐震診断と耐震改修について、貴自治体におかれましても早期に推進していただきますよう陳情いたします。

審査に当たり、村では小学校、中学校などは耐震改修を行っている。役場庁舎がまだである。昭和56年以降に建築基準法が厳しくなったという意見がありました。採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第7号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書は採択すべきものと決定されました。

陳情第10号 オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める要請書と、陳情第13号 オスプレイ配備撤回と低空飛行訓練中止を求める意見書提出についての陳情は、内容が同じであったため、一括審査といたしました。

陳情第10号 オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める要請書。

受理年月日、平成24年10月26日。提出者、大北地区労働組合会議議長、井沢公一、社会民主党大北総支部代表、伊藤晃二。

陳情第13号 オスプレイ配備撤回と低空飛行訓練中止を求める意見書提出についての陳情。

受理年月日、平成24年11月19日。提出者、第19回ピースイン大北実行委員長、山極巖

であります。

陳情の趣旨は、オスプレイの日本への配備と大北地域ブルールートにおける低空飛行訓練に反対してください。オスプレイの配備と訓練の撤回を日本政府に対して強く申し入れてください。

審査に当たり、日米合意のもとであり、国防、外交を先に考える、オスプレイは欠陥機であり、もっともな陳情である、自衛隊の説明では最も安全であると言っていた、沖縄の人たちの気持ちを考えるととんでもない、海兵隊の事故は現実に出ているのに観光地として反対することは当然である、長野県の上空を飛ばすなどというのはおかしい、国民の安全を守るためである、という意見がありました。

討論に入り、飛行訓練は自国で行えばよいので、賛成である。国防が第一なので反対であるという意見がありました。採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第10号 オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める要請書と陳情第13号 オスプレイ配備撤回と低空飛行訓練中止を求める意見書提出についての陳情は、不採択と決定されました。

陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。

受理年月日、平成24年11月6日。提出者、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子であります。

陳情の趣旨は、看護師など夜勤交代制労働者を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。医師、看護師、介護職員などを大幅に増員すること。

審査に当たり、村では介護職員は常時募集しているが、応募がない、実情等をよく把握して協議するべきである、もう少し現場を知るべきで結論は出せないという意見がありました。

採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、継続審査すべきものと決定されました。

陳情第12号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書。

受理年月日、平成24年11月6日。提出者、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子であります。

陳情の趣旨は、介護現場の実態を踏まえ、介護報酬の緊急再改定を行うこと、医療負担を拡充し介護保険料と利用料負担を軽減すること、生活援助の時間短縮を見直し必要なサービスを受けられるようにすること、国の責任と財政負担により介護職員の処遇改善すること。

審査に当たり、厚労省の指導により介護時間の単位が60分から45分に短縮され、サービスを受ける方の負担が増えた、介護保険料は広域連合で決めているが、将来を見据えた金額にしている、国に対する意見書は提出すべきであるという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第12号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書は、一部採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決をされました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 白馬村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号 白馬村暴力団排除条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号 白馬村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定をすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。次に、陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第7号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第7号は採択することに決定をいたしました。陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。陳情第10号 オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める要請書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 少 数)

議長(下川正剛君) 起立少数です。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定をいたしました。

陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、陳情第11号は継続審査とすることに決定をいたしました。

陳情第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は一部採択です。陳情第12号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり一部採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第12号は一部採択とすることに決定をいたしました。

陳情第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって原案に対して採決いたします。陳情第13号 オスプレイ配備撤回と低空飛行訓練中止を求める意見書提出についての陳情の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

議長(下川正剛君) 起立少数です。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長から報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 平成24年度第4回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会で付託された案件は、議案6件と陳情3件であります。

初めに、議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準

に関する条例制定についてであります。地域主権改革一括法により、水道法の改正に伴い水道工事布設工事監督者、水道技術管理者の資格を村の条例で定めなければならないというものです。

質疑に入り、水道法で決められた基準と村の条例で定めるものと同じものかという質疑に対し、同じものという答弁がありました。

採決したところ、討論がなく議案第45号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。下水道法第7条の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準などを各市町村で条例化しなければならないというものです。

質疑、討論なく、採決したところ、議案第49号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）の所管事項であります。これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,118万1,000円を追加し、予算の総額を46億8,107万1,000円とするものです。

初めに環境課関係ですが、7款1項1目環境衛生費15万4,000円に増額するもの、環境衛生事業84万円の減額、雑排水収集処理が1割ほどの減によるものであります。

4款2項1目じんかい処理費191万1,000円の減額するもの。これはじんかい処理費委託料127万1,000円の減額で、粗大ごみの減少が主なものであります。

看板設置工事請負費64万円の減。これは国道、県道などの退避場所などに不法投棄防止看板を予定しておりましたけれども、場所の選定で調整が必要となり施工に至らなく、今年度中に調整し来年度予定したいとのことであります。

7款4項1目都市計画総務費2,079万円の増額するもの。これは都市計画基礎調査委託料に2,079万円の増額で、都市計画法でおおむね5年に一度行うもので、空中撮影に798万円、地図の修正に777万円、調査費に504万円ほどであります。

次に、観光農政課ですけれども、5款1項3目農業振興費7万円の増額。農地集積協力金としての7万円の増額であります。人・農地プランの関係で、農地を貸した方に1反歩5,000円支払うもので、1町4反歩ほどの見込額としてであります。

5款1項4目農地費180万円の増額するもの。白馬村土地改良区事業補助金としての180万円であります。

5款2項1目林業振興費257万円の増額するもの。公的森林整備事業委託料200万円の減額、森林整備地域活動支援金365万2,000円の増額、緩衝帯整備事業負担金56万円の増額、有害鳥獣駆除委託料30万4,000円の増額で、これはクマの出没が多かったための金額であります。

6款1項2目観光施設整備費14万7,000円の増額するもの。施設管理委託料に30万円、山岳観光施設維持補修事業に15万3,000円の減額。

6款1項3目観光宣伝振興費81万8,000円の増額するもの。新聞、チラシ折り込み料1万8,000円の増額。これは白馬スキー伝来100周年を記念として、索道協議会のご協力により1月、2月、3月のそれぞれ1回ずつ、3回になりますけれども、村民デーを設けていただき、大人一人1日2,500円で乗車できることになり、その周知費用などであります。業務委託料80万円の増額。これは着ぐるみ製作費用を追加するものであります。

質疑に入り、駆除したクマ、シカ、イノシシなどの有害鳥獣の数はどのぐらいかという質問があり、4月から11月の間、クマ7頭、シカ6頭、イノシシ6頭、アオサギは56羽と、答弁がありました。

平地観光施設管理事業は、主なものは人件費であるのかという質問に対し、案内所業務で2人体制を維持するためという答弁がありました。

次に、建設水道課関係ですが、4款1項1目環境衛生費、合併処理浄化槽整備事業補助金に9万4,000円の増額。

7款1項3目道路新設改良費7,070万円を増額するもの。村道改良国庫補助事業に7,200万円の増額。これは白馬大橋の橋梁の維持補修によるものであります。村道改良単独事業100万円の減額。

議案第52号の採決に入り討論がなく、議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第5号）産業経済委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,113万5,000円とするものであります。歳入については、分担金及び負担金は166万5,000円の増額。繰越金は155万9,000円の増額。

歳出については、1款1項1目一般管理費155万9,000円の増額。受益者負担金還付金として155万9,000円の増額。1款1項2目施設管理費80万円の増額。1款2項1目公共下水道建設費186万5,000円の増額。臨時職員賃金に76万4,000円の増額です。共同配水設備設置等補助金100万円の増額。

質疑に入り、共同排水設備などの補助金はどういうものかという質問があり、自然流入できない施設には70万円を上限として補助しているものと説明あり、受益者負担金還付金の詳しい説明をという質疑に対し、前納報償金の過去の支払い漏れが5件と、時効の徴収が2件である。これから3月までに同様な事例が見込まれるので、おおむね70万円ほど盛ったという答弁があり

ました。

時効について、精査している中で見つかったのかということに対し、これからは1件1件精査をしていかなければならないが、これは本人の申し出により精査し出てきたものである。本格的な調査はこれからという答弁がありました。

歳入で、下水道受益者負担金滞納繰越分186万5,000円の件数という質問に対し、件数ではなく歳出の財源として計上しているもので、10月現在721万6,000円であるという答弁がありました。

採決したところ、討論がなく議案第53号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,679万8,000円とするものであります。

歳入として19万円の増額。歳出として1款1項2目施設維持管理費19万円の増額。

採決したところ質疑、討論がなく、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について。

収益的収入及び支出で、収入は54万5,000円の減額、営業外収益補助金などの会計補助金の減額であります。

支出は233万の増額で、職員手当で5万円、浄水場電気料93万円、配水池電気料に90万円などであります。

資本的収入及び支出は、収入として20万2,000円の増額。一般会計からの出資金としてであります。支出9万円の増額、企業償還金として9万円の増額。

質疑に入り、電気料の動力費が全体に上がっているが、その要因は何かという質問に対し、燃料調定単価の増が要因と思われるという答弁がありました。

採決したところ、議案第55号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第6号 ライフル射撃場増設に係るお願い書であります。

平成24年度9月4日受理。提出者、大北地区猟友会会長山口智也。

平成20年に銃刀法が改正され、ライフル銃所持を更新するためには、射撃技能講習受講が義務づけられており、大きな規制強化になっている。ライフル銃所持者が練習できる射場が大北地区から遠いところにしかないことから、練習不足から従事者の減少となる事態が懸念される。大北地区猟友会が運営している大町総合射撃場において下記の取り組みを計画したので、国、県への射撃場整備支援要請などのお力添えをお願いしたいというものであります。

大町総合射撃場内に有害鳥獣駆除に必要な距離100メートルのライフル射場を増設をしていただきたいというものです。

今までの陳情状況はということに対し、大町射撃場の整備に関して一般的な陳情は採択しているが、ライフルに特化された陳情は初めて。

次に、行政としてどう考えるかという質問に対し、11月中旬に大北市町村で、大町射撃場を視察をしてきた。現在土地を所有している大町市と猟友会と協議中と聞いている。遠く辰野町まで練習に行っていることを考えると、村としても必要と考える。北アルプス広域にも要望が出ており、前向きに検討しようという話になっている。

質疑に入り、経過説明で技能講習を3回受講したが、不合格となり銃所持許可が失効となるのはなぜかということに対し、銃所持許可が失効する前に技能講習を3回受講したが不合格となり失効する日が来てしまったという答弁がありました。

採決をしたところ、討論はなく、陳情第6号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第8号 最低制限価格の設定に関する陳情書についてであります。

平成24年10月12日受理。提出者、長野県建築士事務所協会会長、池田修平、長野県建築士事務所協会大北支部支部長、荒山行雄。

長野県では、平成21年10月1日より委託業務に係る入札制度を見直し、失格基準価格を入札予定価格の80%から85%の変動制に変えてきた。貴自治体においても最低制限価格を長野県と同様の水準で設定していただきたいというものです。

質疑に入り、6月にも全く同じ陳情が出されており採択されているがに対し、会期が異なれば陳情、請願は受けなければならないことになっているという答弁がありました。

採択した場合に行政として85%は守らなければならないのかということに対し、意見として参考にするが、発注する業務内容により一律に85%はならないという答弁がありました。

採決したところ、討論はなく、陳情第8号は委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第9号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書についてであります。

平成24年10月12日受理。提出者、長野県建築士事務所協会会長、池田修平、長野県建築士事務所協会大北支部支部長、荒山行雄。

建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準、告示第15号によって行われるようにというものであります。過去の状況はという質疑に対し、平成22年12月の定例会で採択されているとの答弁がありました。

採決したところ、討論はなく、陳情第9号は委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号 白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起 立 多 数）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 平成24年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定をすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定をすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第6号 ライフル射撃場増設に係るお願い書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第6号は採択をすることに決定をいたしました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第8号 最低制限価格の設定に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第8号は採択とすることに決定をいたしました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第9号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第9号は採択することに決定をいたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第52号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、村長からの議案の提出の申し出、総務社会委員長及び議会運営委員長から発議の申し出、また各常任委員長から閉会中の所管事務調査の申し出及び議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理をいたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更をし、追加議案等を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと求めます。よって、議事日程を変更し、追加議案等を審議することに決定をいたしました。

議長(下川正剛君) ただいまから事務局から資料を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。

日程第2 議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略をし質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第56号は会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略する件は、可決をされました。

したがって、議案第56号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

△日程第2 議案第56号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定について

議長（下川正剛君） 日程第2 議案第56号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 議案第56号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

現在、庄屋まるはちの管理を白馬村観光局にお願いしておりますが、平成25年3月31日で指定管理が満了するため、9月24日から10月31日までの38日間、指定管理の公募を行いました。その結果、株式会社G・C1社から申請書の提出があり、指定管理者を選定するための審査機関であります指定管理者審査委員会での審査結果を踏まえ、東京都新宿区西新宿4丁目14の7の1307、株式会社G・Cを、白馬村歴史的古民家庄屋まるはちの指定管理者として、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第56号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定については、原案のとおり決定をすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決をされました。

△日程第3 発委第11号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第3 発委第11号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第11号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「安心できる介護保険制度の実現を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に提出する。

平成24年12月20日提出、白馬村議会総務社会委員長。

安心できる介護保険制度の実現を求める意見書。

2012年4月から3年間（第5期）の65歳以上の「第1号介護保険料」は、全国平均で月額4,972円に、長野県内の63保険者は881円増の平均月額4,920円となりました。制度がスタートした第1期と比較して2,574円（約2.1倍）も上昇して、高齢者には重い負担増となっています。利用者と家族にとっては、利用限度額上限に達して必要なサービスを受けられない、利用者負担が重くて必要な介護を受けることができないなど、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

特に「介護崩壊」と言われる介護現場は、人手不足を反映した過酷な勤務環境と低賃金からくる離職率は20%を超え、「介護職場では働き続けられない」実態が続いています。介護労働者の平均賃金は21.4万円であり、全産業平均32.3万円と比較して10.9万円も低い状況です。安全・安心の介護の提供と介護の専門性が発揮できる介護現場にしていくためには、介護職員の大幅増員と処遇改善が必要です。

以上の趣旨から、下記の事項について要望します。

記

1. 国庫負担を拡充し、介護保険料と利用料負担を軽減すること
2. 国の責任と財政負担により、介護職員の処遇改善をすすめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下川正剛君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

発委第11号 安心できる介護保険制度の実現を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 発委第12号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第12 発委第12号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 発委第12号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、白馬村議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年12月20日提出、白馬村議会運営委員長。

地方自治法の一部改正に伴い、白馬村議会会議規則（昭和62年白馬村条例第10号）の一部を改正する条例について説明いたします。

これまで、議会内の委員会は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が別々に条立てされておりましたが、議会運営委員会の法的位置づけがなされ、条に枝番がついておりましたが、同一の条項の中にうたわれることになり、細部は委員会条例に委任されることになりました。ただし、この改正条例は平成25年3月4日までの政令で定める日から施行されるので、3月5日にはこの制度が施行されます。

本文を朗読いたします。

白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例

白馬村議会委員会条例（昭和62年白馬村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

以上であります。

なお、裏面に対照表がありますので、改正後についてをご覧いただきたいと思います。以上であります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。

発委第12号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 発委第13号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（下川正剛君） 日程第5 発委第13号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 発委第13号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、白馬村議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年12月20日提出、白馬村議会運営委員長。

白馬村議会会議規則（昭和62年白馬村議会規則第1号）の一部を改正する規則の趣旨についてご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）で定められたものの1つに、本会議における公聴会、参考人制度の導入があります。この制度の運用について、会議規則で定める必要があり引用条項が変更になったので、規則の一部を改正するものであります。

なお、今回は通年議会はしないという方針での改正であります。

次に、公聴会と参考人制度につきましては、本会議でこの制度を盛り込んだために会議規則でこの章と条の繰り下げが必要になり、改正になったものであります。

規則第73条第2項は、議会運営委員会の調査の規定であり、改正法では法109条2項から同条3項の規定が変わったため、会議規則も改正する必要が出てきたものであります。

附則につきましては、規則第73条関係の法109条の項の繰り下げは、政令が施行されていないので、附則で制令を定める日と規定をしております。また、それ以外は既に改正されているので、公布の日から施行されると表現されています。

白馬村議会会議規則（昭和62年白馬村議会規則第1号）の一部改正につきましては、本文の朗読を省略し詳細につきましては、裏面に新旧対照表がございますので、改正後のほうにつきまして、ご覧いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。

日程第5 発委第13号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第13号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第8 議員派遣について

議長(下川正剛君) 次に、日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

これで、本定例会第4日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長からあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成24年第4回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12月10日の招集開会以来、11日間にわたり本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出をいたしました案件にご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございます。

今、ウインターシーズンは、11月中旬から一部営業が開始でき、その後の降雪にも恵まれ、各スキー場すべてオープン可能な状態となりました。冬の観光のよしあしが村の経済にも大きく影響を及ぼしますので、今後も十分な降雪を期待するところであり、高速道のトンネル事故の一日も早い復旧を願うとともに、入り込みに影響が最小限に済むことを願うところでございます。

さて、懸案の広域ごみ処理施設建設候補地につきましては、既に、ご報告させていただいておりますけれども、これまで10回の広域選定委員会を開催をしております。明日の広域連合長会議で候補地が決定となり、建設予定地の公表となる予定でございます。その結果を受けて、同日夕方ではありますが、議会ごみ処理特別委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ご存じのように、先日16日に行われた衆議院選の結果につきましては、自民・公明両党が圧勝し325の議席を獲得するなど、衆議院で再可決が可能な3分の2を上回る議席の確保となりました。また、新たに日本維新の会が54議席を獲得し第3党となるなど、これまでの決められない政治、景気・雇用等改善されない民主党政権に反発して出された国民の審判であろうかと思っております。新政権では、緊急経済対策補正予算、暫定予算なども検討されているようですが、それぞれ各自治体では、新年度の予算編成作業に入っており、まだ地方財政計画等も示されておらず、早急なる方針や方向を示してほしいと願うところであります。また、景気や雇用の回復と地方に配慮した政治を望むところでございます。

さて、新しい年が明けますと、新年度予算の編成作業も大詰めとなります。地域役員懇談会等で各地区からの提案、要望は多岐にわたり、大変な数となりますし、議員各位からも今定例会で来年度予算に向けてさまざまなご意見をいただきました。総合計画後期計画の実施計画をローリ

ングするとともに、重点作業を中心に緊急度、優先度、事業効果、地域バランスや財源確保などの観点から予算編成に臨み、平成25年度予算に反映してまいりたいと考えております。

昨日の全員協議会でもご報告をいたしました。観光局と観光農政課の連携、下水道受益者負担金未収金問題の課題解決等、現在の課等の組織体制の見直しを行うよう進めておりますので、3月議会においてお諮りをいたしますが、よろしくお願いいたします。

また、白馬村スキー伝来100周年を記念したさまざまな行事が行われるに当たり、議員の皆様にもそれぞれのお立場でご指摘やご支援をいただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

白馬村にとって来る新しい年が希望を持ってスタートできる明るい年になることを願うとともに、議員各位にもそれぞれ輝かしい年となることをお祈りを申し上げ、あわせて引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますことをお願いを申し上げ、12月議会閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

よいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上をもちまして、平成24年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時22分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員